

1  
2  
3  
4 **生物多様性国家戦略 2012-2020 の**  
5 **実施状況の点検結果（案）**  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21

22 **令和 2 年 11 月 27 日時点**

23 **生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議**  
24

1	<目次>	
2	はじめに	1
3	点検の実施方法	2
4		
5	<b>第1部 基本戦略に沿った取組の点検結果について</b>	
6	<b>基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる</b>	3
7	基本戦略1 まとめと評価	3
8	関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況	4
9	項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題	8
10	1-1 生物多様性に関する広報の推進	
11	1-2 多様な主体の連携の促進	
12	1-3 生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進	
13	1-4 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進	
14	1-5 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実	
15	1-6 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進	
16	1-7 生物多様性に配慮した消費行動への転換	
17		
18	<b>基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する</b>	25
19	基本戦略2 まとめと評価	25
20	関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況	26
21	項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題	31
22	2-1 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進	
23	2-2 鳥獣と共存した地域づくりの推進	
24	2-3 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進	
25	2-4 地域固有の野生生物を保全する取組の推進	
26	2-5 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進	
27		
28	<b>基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する</b>	50
29	基本戦略3 まとめと評価	50
30	関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況	50
31	項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題	57
32	3-1 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進	
33	3-2 森林の整備・保全	
34	3-3 都市の緑地の保全・再生など	
35	3-4 河川・湿地などの保全・再生	
36	3-5 沿岸・海洋域の保全・再生	

1	3-6	生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進	
2			
3	<b>基本戦略4</b>	<b>地球規模の視野を持って行動する</b> ……………	78
4		基本戦略4 まとめと評価……………	78
5		関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況…	78
6		項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題……………	80
7	4-1	愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献	
8	4-2	自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進	
9	4-3	生物多様性に関わる国際協力の推進	
10	4-4	世界的に重要な地域の保全管理の推進	
11			
12	<b>基本戦略5</b>	<b>科学的基盤を強化し、政策に結びつける</b> ……………	90
13		基本戦略5 まとめと評価……………	90
14		関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況…	90
15		項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題……………	91
16	5-1	基礎的データの整備	
17	5-2	生物多様性の総合評価	
18	5-3	科学と政策の結びつきの強化	
19			
20		<b>生物多様性国家戦略 2012-2020 全体の評価</b> ……………	95
21	(参考)	基本戦略と第3部における関連施策の対応表……………	99
22			
23	<b>第2部</b>	<b>愛知目標の達成に向けたロードマップについて</b> ……………	101
24		<b>戦略目標A関連</b> ……………	101
25		国別目標A-1……………	101
26			
27		<b>戦略目標B関連</b> ……………	108
28		国別目標B-1……………	108
29		国別目標B-2……………	112
30		国別目標B-3……………	117
31		国別目標B-4……………	124
32		国別目標B-5……………	128
33			
34		<b>戦略目標C関連</b> ……………	130
35		国別目標C-1……………	130
36		国別目標C-2……………	135

1		
2	戦略目標D関連	140
3	国別目標D－1	140
4	国別目標D－2	144
5	国別目標D－3	148
6		
7	戦略目標E関連	149
8	国別目標E－1	149
9	国別目標E－2	150
10		
11	第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果	
12	数値目標の達成状況	
13	具体的施策の取組状況	
14		
15		

## はじめに

生物多様性国家戦略は、「生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本計画として、平成7年10月に初めて策定され、その後、平成14、19、22年に見直しが行われました。平成20年には生物多様性基本法が制定され、同法第11条に基づく計画として位置づけられています。平成24年には、平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における生物多様性に関する新たな世界目標（愛知目標）の採択、翌23年の東日本大震災の発生という、二つの大きな出来事を背景とした「生物多様性国家戦略2012-2020」（以下「戦略2012-2020」という。）が策定されました（9月28日閣議決定）。戦略2012-2020は、自然のしくみを基礎として自然と共生する真に豊かな社会の実現に向けた方向性を示す役割を担っています。

戦略2012-2020は、「第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略」、「第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ」、「第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」の3部から構成されています。第1部では、いのちと暮らしを支える生物多様性の重要性や、生物多様性を取り巻く現状と課題を記述するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国の目標、自然共生社会における国土の将来像としてのグランドデザイン、「科学的認識と慎重かつ順応的な態度」など施策展開にあたっての7つの基本的視点、「生物多様性を社会に浸透させる」などこれまでの4つの基本戦略に「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」を加えた5つの基本戦略について示し、おおむね令和2年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにしました。第2部では、愛知目標を踏まえた我が国の目標等、そして目標年次と目標達成や進捗状況を把握するための関連指標を記述し、愛知目標の達成に向けたロードマップを示しました。さらに、第3部では、具体的な行動計画として、愛知目標の達成に向けた施策をはじめとする、我が国の生物多様性関連施策を体系的に記述しました。

今回の点検は、戦略2012-2020に明記されている「本国家戦略の計画期間の終了年次である2020年度までには、次期国家戦略の策定も視野に入れつつ、本国家戦略の達成状況について2回目の総合的な点検を実施」に基づき実施するものです。なお、本国家戦略の最初の総合的な点検結果については、平成25年度に「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果（平成26年3月14日）（以下、「中間評価」という。）として公表し、併せて生物多様性条約第26条に基づく同条約の履行状況を第5回国別報告書として生物多様性条約事務局に提出しています。また、平成30年12月には、愛知目標の進捗状況の評価として行った第2部の国別目標の評価を、第6回国別報告書として同事務局に提出しています。今回の点検は、これらの点検・報告書を踏まえつつ実施しました。

なお、生物多様性に関する新たな世界目標は、令和3年に中国で開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議において採択される予定であり、次期国家戦略は新たな世界目標を踏まえ策定する予定です。

## 1 点検の実施方法

2  
3 今回の点検は、原則として平成 24 年 9 月 28 日の戦略 2012-2020 の策定から令和 2 年 3 月末ま  
4 でを対象として行いました。構成は戦略 2012-2020 に対応し 3 部構成となっています。

5  
6 第 1 部では、5 つの基本戦略（[1] 生物多様性を社会に浸透させる、[2] 地域における人と自然  
7 の関係を見直し、再構築する、[3] 森・里・川・海のつながりを確保する、[4] 地球規模の視野を  
8 持って行動する、[5] 科学的基盤を強化し、政策に結びつける）ごとの達成状況について、

9 （1）各基本戦略に対応させた、第 2 部の国別目標の達成状況を把握するための「関連指標群」の  
10 それぞれの推移

11 （2）各基本戦略に対応した、第 3 部の「約 700 の具体的施策（以下「具体的施策」という。）」と、  
12 各基本戦略に対応させた、平成 28 年 10 月に生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で取りまと  
13 めた「生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する施策（以下「加速する施策」と  
14 いう。）」の達成状況を、5 つの評価項目（「a+既に達成済み（目標を達成したが、施策を継続  
15 する場合）」、「a 既に達成済み（目標を達成し、施策を終了した場合）」、「b 進捗中」、「c 検討  
16 中」、「d その他」）から評価し、前回（平成 25 年度）実施した最初の総合的な点検結果との比較

17 （3）各基本戦略に対応した第 3 部の数値目標の達成状況  
18 を基準に総合的に判断して、評価を行いました。

19 また、上記各基本戦略の達成状況と第 2 部の国別目標の達成状況の評価を集約し、戦略 2012-2020  
20 全体の総合的な評価を行いました。

21  
22 第 2 部では、平成 22 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において採択された愛知  
23 目標を踏まえて、我が国の状況やニーズに応じて設定した 13 の国別目標の達成状況について、国  
24 別目標の達成に向けて設定した主要行動目標にかかる取組状況及び関連指標群の動向を踏まえて評  
25 価しました。

26  
27 第 3 部では、生物多様性に関する政府の行動計画として体系的に整理した具体的施策と加速する  
28 施策について、達成状況及び今後の課題等を施策ごとに点検しました。点検にあたっては、多種多  
29 様な施策の実施状況を分かりやすく把握するため、共通の様式を用いてとりまとめました。また、  
30 具体的施策には 50 の数値目標を設定しており、同目標の達成状況についても評価しました。

31  
32 本点検に際しては、上記のとおり基本的には戦略 2012-2020 に位置づけられた関連指標群と数値  
33 目標を用いて実施していますが、これらの関連指標群等だけでは不十分な場合には平成 28 年 3 月に  
34 公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JB02）」等の知見を活用しました。

35 また、本点検結果の取りまとめにあたっては、令和 2 年 11 月 27 日～令和 2 年 12 月 27 日にパブ  
36 リックコメントを実施しました。

## 1 第1部 基本戦略に沿った取組の点検結果について

2 第1部では、戦略2012-2020第1部第4章第2節に掲げる基本戦略ごとに、その達成状況を評価  
3 した結果を報告します。

4

### 5 基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる

#### 6 基本戦略1 まとめと評価

7 「生物多様性の社会における主流化」が実現されるよう、広報・普及啓発の推進や国連生物多様性の10  
8 年日本委員会を通じた各主体間の連携した取組を推進するとともに、生物多様性地域戦略の策定等の促進  
9 や生物多様性の経済的な価値の普及、教育・学習・体験の推進、消費行動の転換の提案等を通じて、「基  
10 本戦略1」の実現に向けた施策を講じてきました。

11 基本戦略1に位置づけられた7つの項目の評価結果については、以下のとおりです。

12 **生物多様性に関する広報の推進(1-1)**については、環境省が事務局を務める「国連生物多様性の10年  
13 日本委員会」(UNDB-J)による広報活動やイベント開催等の取組を行った一方、目標値75%以上として設定  
14 していた「生物多様性」の言葉の認知度は、51.8%と目標値を下回る結果となっており、広報・普及啓発  
15 の取組が十分に指標に結びついていないことが示唆されます。

16 **多様な主体の連携の促進(1-2)**に関しては、関連指標の一つである「にじゅうまるプロジェクトへの  
17 登録数」の動向に関して、151事業(平成24年度)から1,054事業(令和元年度)へと、事業数の大幅な増  
18 加が認められているほか、地域ぐるみの生物多様性保全に係る取組に対する財政的・技術的支援等、主体  
19 間の連携を促進するための取組等により、活動地域・団体間の様々なレベルでの重層的なネットワークづ  
20 くりが着実に進捗していると考えられます。

21 **生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進(1-3)**については、数値目標である「生物多様  
22 性地域戦略策定済自治体数(都道府県)」は、目標値(47都道府県)に向けて18都道府県(平成23年度)か  
23 ら44都道府県(令和元年度)へと、相当な進捗が認められましたが、一方で基礎自治体である市区町村の  
24 策定状況は、111団体にとどまっている状況です。

25 **生物多様性に配慮した事業者の取組の推進(1-4)**では、関連指標の一つである「生物多様性民間参画  
26 パートナーシップの参加団体数」の動向に関して、501団体(平成24年度)から526団体(令和元年度)へ  
27 と、参加団体数の着実な増加が認められているほか、事業者の意識・取組の向上も確認されています。

28 **生物多様性に関する教育・学習・体験の充実(1-5)**について、目標値75%以上として設定していた「生  
29 物多様性」の認知度は、51.8%と目標値を下回る結果となっており、生物多様性に関する理解や知識が広  
30 く浸透しているとは言い難い状況です。

31 **生物多様性が有する経済的価値の評価の推進(1-6)**では、関連指標の一つである「環境省が実施した  
32 経済価値評価の事例数」の動向に関して、平成24年度(1例)から平成27年度(10例)まで増加していま  
33 したが、平成27年度以降、事例数に変化が見られず、生物多様性や生態系サービスが有する経済的価値の  
34 評価の取組が進捗していないことが示唆されます。

35 **生物多様性に配慮した消費行動への転換(1-7)**では、関連指標の一つである「MEL、MSCの認証取得数」  
36 の動向に関して、MELジャパン認証取得数(生産段階)が18認証(平成24年度)から69認証(令和元年度)、  
37 MSC認証取得数(生産段階)が1認証(平成24年度)から6認証(令和元年度)へと、認証取得数に着実な  
38 増加が認められますが、総数としては少ないのが現状であり、既存の認証制度の普及活動が十分に指標に

1 結びついていないことが示唆されます。

2

3 基本戦略1に対応する第2部の関連指標の動向については、「国内における森林認証面積」など関連指  
4 標群の多くに進捗が認められます(図1-1参照)。しかしながら、「基本戦略1に対応する第3部の関連  
5 数値目標」からは、一つの項目を除き目標値に達しておらず、生物多様性の主流化に向けた普及啓発の取  
6 組が十分に成果に結びついていないことが認められます(表1-1参照)。また、「基本戦略1に関連する  
7 第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況」として、中間評価と比較すると、「既に達成済み」の  
8 施策数が6から98に増加し、203の施策のうち、およそ半数が達成している状況です(表1-2参照)。

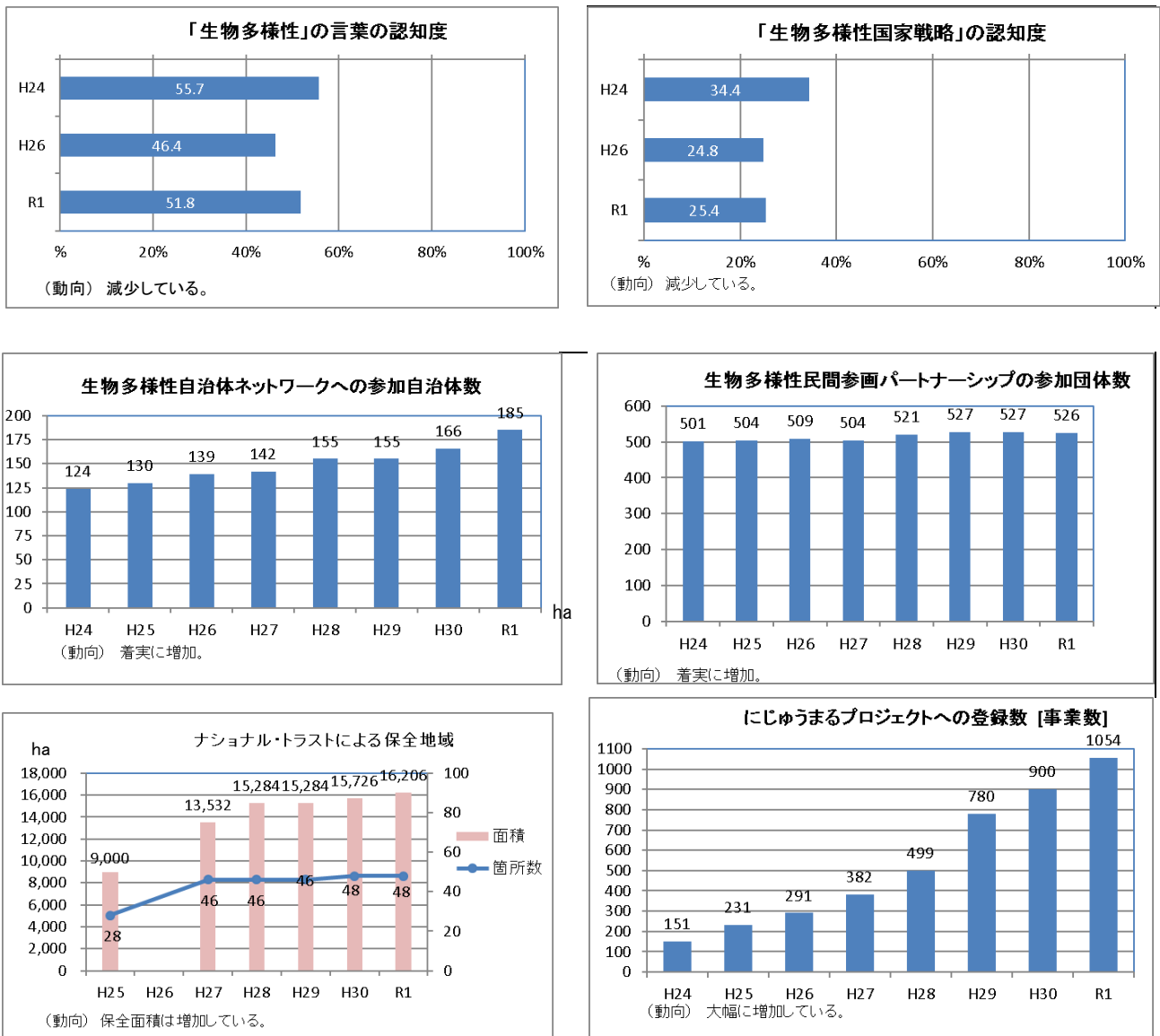
9

10 以上から、基本戦略1については、「多様な主体の連携の促進」など、生物多様性を社会に浸透させる  
11 取組に着実な進捗が見られましたが、生物多様性を社会に浸透させたとまでは言えないと評価します。

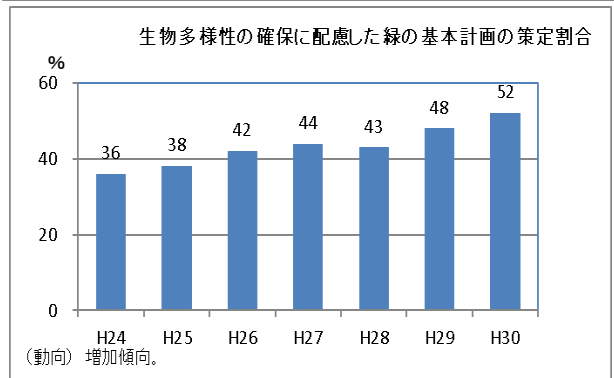
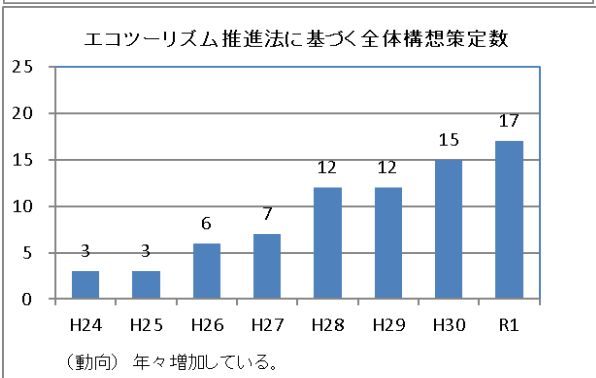
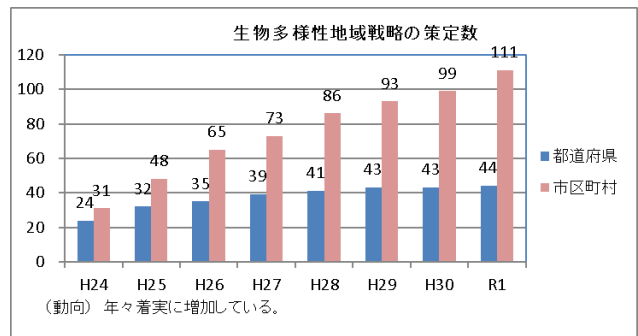
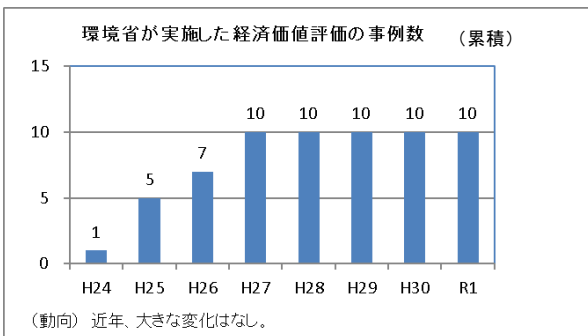
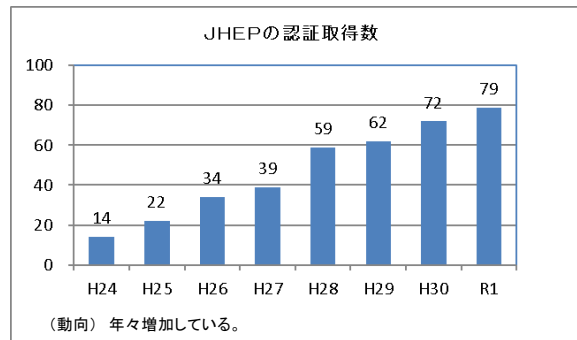
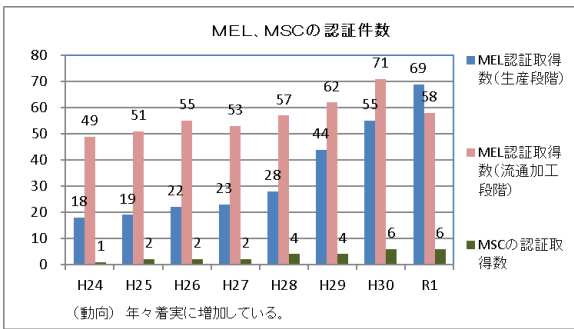
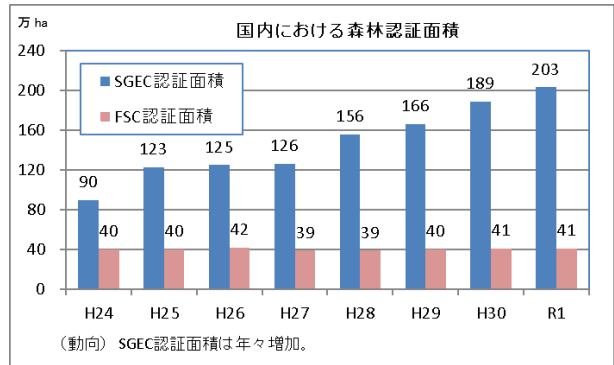
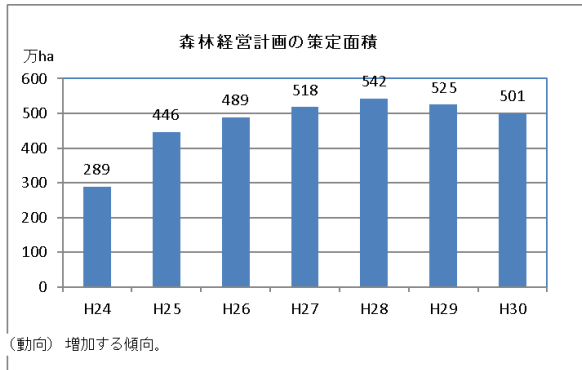
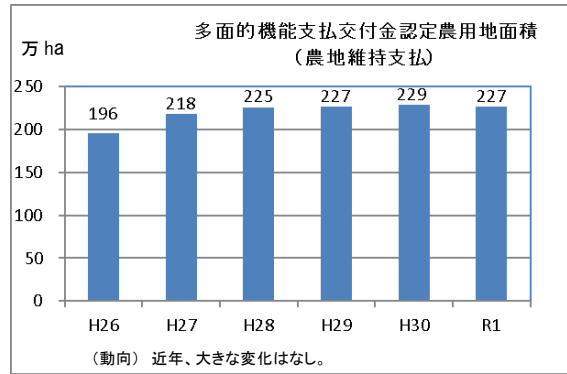
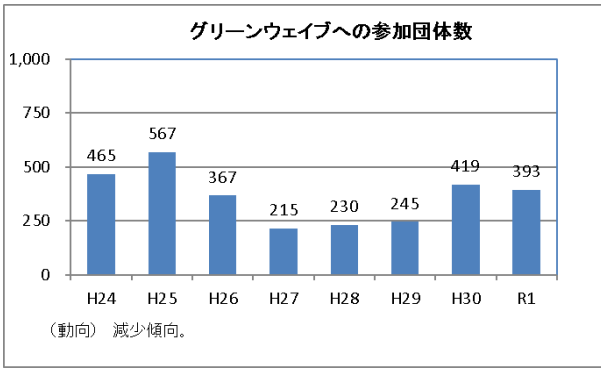
12

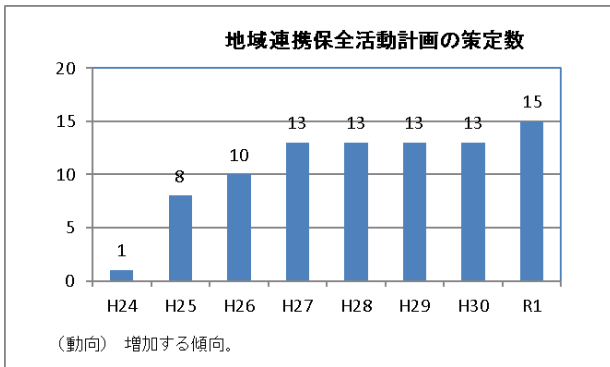
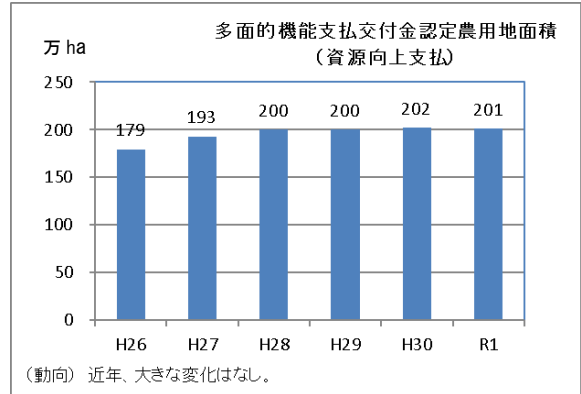
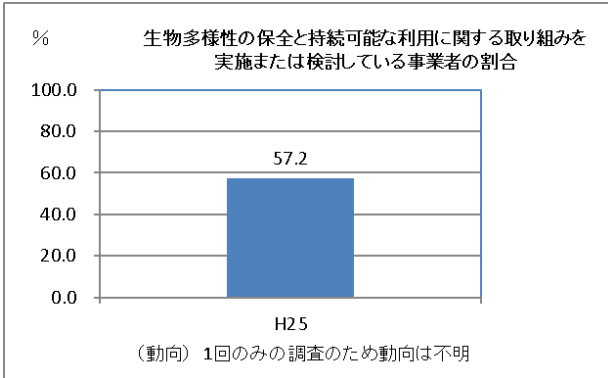
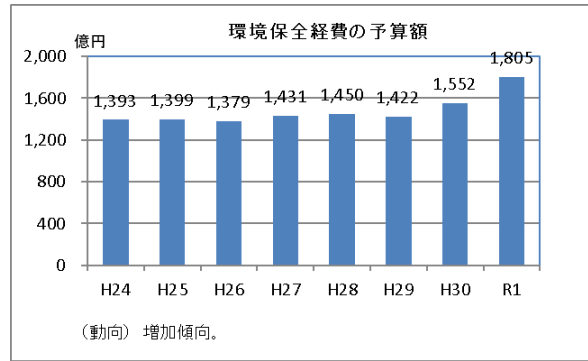
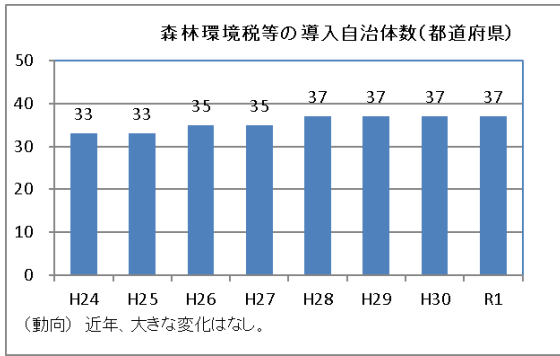
### 13 関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況

14 図1-1 基本戦略1に対応する第2部の関連指標の動向









- 1 ※図1-1は、第2部「愛知目標の達成に向けたロードマップ」に示した我が国の国別目標(13目  
 2 標)の達成状況を把握するための「関連指標」の国家戦略計画期間内の動向をまとめたもの  
 3  
 4

表1-1 基本戦略1に対応する第3部の関連数値目標

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率*1	到達率*2
公共土木工事における木材利用量 【数値目標は達成】	1.5倍(程度) 140m <sup>3</sup> /億円 [H27年度]	約1.8倍(程度) 169m <sup>3</sup> /億円 [H22年度]	2.3倍(程度) 210m <sup>3</sup> /億円 [H27年度]	-	153.3%
「生物多様性」の認知度 【数値目標は未達成】	75%以上 [R1年度末]	56% [H24年]	51.8% [R1年度]	-22.1%	69.1%
生物多様性国家戦略の認知度 【数値目標は未達成】	50%以上 [R1年度末]	34% [H24年度]	25.4% [R1年度]	-53.8%	50.8%

生物多様性新聞掲載数 【数値目標は未達成】	1,500件 [R1年度]	636件※ <sup>3</sup> [H20年度]	262件 [R1年度]	-43.3%	17.5%
生物多様性地域戦略策定済自治体数 【数値目標は未達成】	47都道府県 [R2]	18都道府県 [H24.3]	44都道府県 [R2.3]	89.7%	93.6%
外来種の認知度 【数値目標は未達成】	75% [H29]	64.7% [H23年度]	62.5% [H29]	-21.4%	83.3%
外来生物法の認知度 【数値目標は未達成】	25% [H29]	11.8% [H23]	23.8% [H29]	90.9%	95.2%

※1 進捗率: 生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進捗具合を表す。

「進捗率」=  $\{(点検値 - 当初値) / (目標値 - 当初値)\} \times 100 (\%)$

※2 到達率: 戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」=  $(点検値 / 目標値) \times 100 (\%)$

1 ※3 636件: 数値目標設定時の当初値は736件としていたが、改めて調べた結果、636件と整理した。点検値は、同様の手  
2 法で調べた。

3 表1-2 基本戦略1に対応する第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況

評価区分・内容		中間評価 施策数 (割合) i	最終評価 施策数 (割合) ii	割合の増減の差 ii - i
既に達成済み		6 (3.3%)	98 (48.3%)	45.0 ポイント
a+既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	-	92 (45.3%)	-
a既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合	-	6 (3.0%)	-
b 進捗中	一定の取組を行っているが、数値目標を達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達していない場合	176 (96.7%)	103 (50.7%)	-46.0 ポイント
c 検討中	施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.0 ポイント
d その他	施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0 (0.0%)	2 (1.0%)	1.0 ポイント
計		182 (100%)	203 (100%)	

4 ※表1-2は、第3部（行動計画）の具体的施策及び加速する施策について、5つの項目から評価

1 した達成状況と、中間評価で実施した最初の総合的な点検結果を比較したもの  
2 ※中間評価の施策数には、加速する施策は含まれていないため、最終評価との単純な比較はできないこと  
3 に留意すること。

## 5 **項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題**

### 6 **【1-1 生物多様性に関する広報の推進】**

7 生物多様性の現状や重要性について国民の理解を深め、行動へとつなげていくため、生物多様性の保全  
8 と持続可能な利用に係る普及啓発を目的として、環境省が事務局を務める「国連生物多様性の10年日本委  
9 員会」(UNDB-J)による広報活動やイベント開催等の取組を行ったほか、白書やパンフレット等の作成・  
10 配布、インターネット上の情報サイト(<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>)の設置などを通じて、  
11 生物多様性に関する基礎情報、生物多様性と普段の生活との関わりや各主体の取組等について情報発信し  
12 ました。

#### 14 (1) 国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J) による取組

15 国連は、2011(平成23)年から2020(令和2)年までの10年間で「国連生物多様性の10年」と定めてお  
16 り、「愛知目標」の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取  
17 り組むこととされています。これを受け我が国においては、あらゆるセクターの参画と連携を促進し、生  
18 物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため、平成23年9月に「国連生物多様性の10  
19 年日本委員会」(UNDB-J)を設立しました(図1-2)。

20 UNDB-Jにおいては、様々なセクターが連携し、(i)セミナー等による情報交換、(ii)委員会が推奨する  
21 連携事業の認定、(iii)推薦図書等の選定、(iv)著名人やキャラクターによる広報、(v)普及啓発ツールの  
22 展開など、幅広い取組を行いました。

23 UNDB-Jのような多様なセクターが参画・連携した取組を行っている国はほかに例がなく、国際的にも先  
24 進的な取組として生物多様性条約事務局から高く評価されています。

25 図1-2 UNDB-J組織図(左)、UNDB-Jのロゴ(右)



27

28 UNDB-Jにおいては、生物多様性に関する理解や普及啓発に資する取組として、国民一人一人が自分の生  
29 活の中で生物多様性との関わりを捉えることができる5つのアクション「MY行動宣言」の呼びかけ、全国  
30 各地で行われている5つのアクションに取り組む団体・個人を表彰する「生物多様性アクション大賞」、  
31 生物多様性マガジン「Iki・Tomo」の発行、UNDB-Jが選定した子供向け推薦図書(愛称:「生物多様性の本

1 箱」～みんなが生きものをつながる100冊～)の全国の図書館での展示の呼びかけや読み聞かせ会の開催  
2 等の取組を行いました。

3

4 (2) 普及啓発を目的としたイベント等の開催

5 毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」であり、国際生物多様性の日を記念するとともに、  
6 生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させるため、国際生物多様性の日シンポジウムを開催しました。  
7 そのほか、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するため、前述のUNDB-Jの各種取組のほか、  
8 「みどりとふれあうフェスティバル」、「エコライフ・フェア」、「Ogawa Organic Fes」、「GFTグリーンチャ  
9 レンジデー」、「東京湾大感謝祭」等、様々なイベントの開催・出展や様々な活動とのタイアップによる広  
10 報活動等を通じ、普及啓発に努めました。

11  
12

13 (次期国家戦略に向けた課題)

14 新たな世界目標の設定を機に更に生物多様性への関心を高めるため、UNDB-Jの活動やMY行動宣言を更に  
15 発展させ、各ターゲットに応じた広報・普及啓発が必要です。

16 より多くの国民が生物多様性の損失は身近な課題かつ次世代の存続にとって解決すべき課題と理解す  
17 るとともに、その保全や持続可能な利用に向けた主体的な行動を促すための普及・啓発・教育の充実を図  
18 ることが必要です。

19

20

## 21 【1-2 多様な主体の連携の促進】

22 持続可能な自然共生社会の実現に向けて、地域ごとの生物多様性に関する課題に対してその地域に  
23 おける各主体が連携し地域ぐるみの活動を行うことが重要です。

24 これまで、愛知目標の達成に向け、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進するために設立された  
25 「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)による取組や、各種法令により地域が主体となって行う  
26 計画づくりや地域ぐるみの生物多様性保全に係る取組に対する財政的・技術的支援等、主体間の連携を促  
27 進するための取組が行われています。また、全国各地の活動地域・団体の交流の場の設置、優良事例の紹  
28 介やニーズのマッチング等の取組により、活動地域・団体間の様々なレベルでの重層的なネットワークづ  
29 くりが着実に進んでいると考えられます。

30

31 (1) 国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J) による取組

32 UNDB-Jにおいては、国際自然保護連合日本委員会 (IUCN-J) が実施する「にじゅうまるプロジェクト」  
33 への登録を呼びかけるとともに、登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の  
34 広報の効果」等の観点から推奨する連携事業を認定し(令和2年3月時点で累計173件)、広く紹介した(表  
35 1-3)。さらに、全国の多様なセクターが一堂に会して取組の発表や意見交換を行う「生物多様性全国  
36 ミーティング」や、各地での「生物多様性地域セミナー」、「生物多様性出前講座」を開催し、委員会が認  
37 定した連携事業の紹介や、参加者によるワークショップ等を通じて、生物多様性保全活動を行っている地  
38 域・団体間の情報交換や、様々なレベルでのネットワークづくりを促進するなど、多様な取組を行いました。  
39

1 また、「国連生物多様性の10年」の最終年となる2020年（令和2年）は、国内の生物多様性に関する10  
2 年間の取組成果を広く共有・発信していく「未来へつなぐ『国連生物多様性の10年』せいかりレー」とい  
3 うキャンペーンを実施し、令和3年以降の取組へつなげていくこととしており、愛知県名古屋市において  
4 キックオフイベントとして令和2年1月に「あいち・なごや生物多様性EXPO」を開催しました。

## 5 6 （2）地域主体の取組の支援

7 地域生物多様性保全活動支援事業により、生物多様性基本法や生物多様性地域連携促進法に基づき、地  
8 域が主体となった法定計画（生物多様性地域戦略等）の策定及び当該計画等に沿った生物多様性保全に係  
9 る事業の実施を国の委託事業として支援しました。この事業を活用し、平成24年度から平成26年度末まで  
10 に39の法定計画が策定されました（地域生物多様性保全活動支援事業は平成26年度で終了）。また、生物  
11 多様性保全推進支援事業により地域の多様な主体が連携した生物多様性の保全活動に対して財政的な支  
12 援を行っており、平成24年度から令和元年度までに119事業の活動を支援しました。

13 令和2年3月末時点で15自治体が生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センター  
14 を設置していますが、同法の更なる活用を図るため、地域連携保全活動支援センターへの各種情報提供、  
15 同センターの設置促進等を行いました。

16 ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、継続して税制支援措置等を実施し、平  
17 成29年度に非課税措置に係る申請時の留意事項や税制面に関する情報の拡充等を追記した改訂版の「ナシ  
18 ョナル・トラストの手引き」の配布等、普及啓発を行いました。

19 国有林野においては、令和元年度末時点で「法人の森林」472箇所、「ふれあいの森」131箇所、「木の文  
20 化を支える森」24箇所の設定を行い、企業や地域住民、民間団体等の森林づくりの参加を促進しました。

21 そのほか、自然再生、鳥獣被害防止、外来種対策、希少種保全、エコツーリズムの推進に関し、地域主  
22 体の取組やさまざまな主体が連携・協力して進めている取組に対するアドバイザー派遣や地域協議会等の  
23 行うエコツーリズムに関する活動に対する財政的支援等を行いました。

表1-3 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）認定連携事業一覧

No	事業名	団体名	No	事業名	団体名
第1弾 (H24.3)	1 田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト	NP0法人ラムサール・ネットワーク日本	第4弾 (H26.3)	32 生物と森を育む紙「里山物語」	中越パルプ工業株式会社
	2 生物多様性の道プロジェクト	公益財団法人日本自然保護協会		33 ホタルの棲める環境づくり	株式会社熊谷組
	3 Earthwatchにじゅうまるプロジェクト 市民参加型生物多様性調査による環境リテラシーの普及	認定NP0法人アースウォッチ・ジャパン		34 JTB地球いきいきプロジェクト	株式会社ジェイティービー
	4 みんなで守ろう！日本の希少生物種と豊かな自然！ SAVE JAPAN プロジェクト	株式会社損害保険ジャパン日本興亜損害保険株式会社		35 「生きもの豊かな田んぼ」の取り組み	株式会社アレフ
	5 ウミガメ類の生態調査・生息環境保全プロジェクト	NP0法人日本ウミガメ協議会		36 環境保全型農業の推進と生物多様性産米戦略	産米市
	6 海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト	海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト		37 ラムサール条約湿地登録優良湧き水地の賢明な活用推進事業	小山市
	7 味わって知る 私たちの海	伊勢・三河湾流域ネットワーク		38 流域コモンズによってよみがえる"さとのくらし"	森林塾青水
	8 生物多様性ならプロジェクト	奈良県立御所実業高等学校環境緑地科		39 多様な主体の連携・協働による東京湾再生の推進	東京湾再生官民連携フォーラム
	9 トンボの里プロジェクト	高庭・トンボの森づくり推進協議会		40 無印良品キャンプ場「訪割なサービスは省きましたが、自然は豊かです」	株式会社良品計画
	10 徳島での生物多様性地域戦略の策定に関するプロジェクト	生物多様性とくしま会議		41 生きものも育む自然共生型田んぼづくり	九重ふるさと自然学校 (←一般財団法人セブン・イレブン記念財団)
第2弾 (H25.3)	11 ICTと映像教材の活用による子ども向け次世代環境教育の推進	株式会社TREE	42 フォレスト・オブ・ホープ	一般社団法人バードライフ・インターナショナル・アジア・ディビジョン	
	12 動物園・水族館種保存事業	公益社団法人日本動物園水族館協会	43 黄海エコリノベーション支援プロジェクト	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）	
	13 いのちの博物館実践プロジェクト	公益社団法人日本動物園水族館協会	44 ラムサールサポーターズ	MS&ADインシユアランスグループ	
	14 Come Back Goose - 甦れシジュウカラガシ！日本の空に-	日本雁を保護する会	45 森と命を繋ぐアニマルパスウェイの開発と普及（樹上性野生生物の保全）	アニマルパスウェイと野生生物の会	
	15 生命のにぎわし調査団等の普及啓発活動	千葉県生物多様性センター	46 環境出前授業「地球1個分で暮らすために」プロジェクト	富士通株式会社	
	16 副業型林業による「さんむ木の駅プロジェクト」	NP0法人元氣表守隊	47 自然観察指導員の養成	公益財団法人日本自然保護協会	
	17 トキと暮らす島 生物多様性佐渡戦略	佐渡市	48 外来種駆除等環境保全活動	一般社団法人日本旅行業協会	
	18 伊予農希少植物保全プロジェクト	愛媛県立伊予農業高等学校伊予農希少植物群保全プロジェクトチーム	49 電機・電子LSBプロジェクト	電機・電子4団体環境戦略連絡会生物多様性ワーキンググループ	
	19 後の照葉樹林プロジェクト	てるはの森の会	50 丸の内地区における生物モニタリング調査と「丸の内生き物ハンドブック」の発行	三菱地所株式会社	
第3弾 (H25.9)	20 海外希少野生動物保全支援活動	認定NP0法人トラ・ゾウ保護基金	51 生きもの賑やか河北沼プロジェクト（田んぼ10年プロジェクト）	特定非営利活動法人河北沼湖沼研究所	
	21 湿地のグリーンウェブ	NP0法人ラムサール・ネットワーク日本	52 穂の国森の出前授業&野外授業	特定非営利活動法人穂の国森づくりの会	
	22 公益信託経団連自然保護基金を通じた自然保護活動支援	経団連自然保護協議会	53 にじゅうまるプロジェクト四国	四国生物多様性ネットワーク	
	23 食農環境プログラム	伊豆沼から全国へ超元気発信する協議会 有限会社伊豆沼農産	54 サンゴ礁保全プロジェクト	三菱商事株式会社	
	24 グリーンオイルプロジェクト	一般社団法人グリーンオイルプロジェクト	55 「イオン生物多様性方針」と「イオン持続可能な調達原則」に基づく取り組み	イオン株式会社	
	25 宍塚の里山における自然と人の関わりをまっわる聞き書きと多様な調査にもとじた保全活動	認定NP0法人宍塚の自然と歴史の会	56 札幌ドームECO MOTIONと大成エコロジカルブランニング	株式会社札幌ドーム・大成建設株式会社	
	26 コウノトリも住める自然と共生する地域づくり	株式会社野田自然共生ファーム	57 西三河地区の樹木(在来種)による苗木づくりと、フクロウの棲む森づくり	ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社 幸田サイト・生活協同組合 コープあいち	
	27 くれは悠久の森事業	悠久の森実行委員会	58 いきものたんぼプロジェクト	いきものたんぼプロジェクト	
	28 コウノトリと生きるまちづくり事業	豊岡市	59 植物多様性保全拠点ネットワーク事業	公益社団法人日本植物園協会	
	29 中海自然再生事業	中海自然再生協議会	60 知ろう！伝えよう！生きものつながりキャンペーン	横浜環境創造局	
	30 第十堰水辺の教室	川塾	61 森林保全活動	学生団体ForestNova☆	
31 REDD+推進事業	一般社団法人コンサベーション・インターナショナル・ジャパン	62 カシニワ・フェスタ	カシニワ・フェスタ実行委員会		
		63 「あいち生物多様性戦略2020」に基づく生態系ネットワークの形成	愛知県		

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38

No	事業名	団体名	No	事業名	団体名
第7弾 (H27.10)	64 自然と農業と人が共生する村づくり「環境創造型農業の恵み」	大温村役場	第10弾 (H29.3)	90 里地里山保全及び鳥獣害対策、林業の復興活動	早稲田大学学生環境NPO環境ロドリガス やまなび
	65 緑の回廊 プロジェクト	NPO法人 ボルネオ保全トラスト・ジャパン		91 コウノトリが舞う里づくり戦略	姫前市
	66 野鳥保護区の設置	公益財団法人 日本野鳥の会		92 森前干温を守る 「庄内川ペーパー」	大日本印刷株式会社
	67 ろうきん森の学校	労働金庫連合会		93 福田川再生活動における多自然川づくりに向けた活動	福田川クリーンクラブ
	68 電機・電子業界における生物多様性保全行動指針	電機・電子団体連合会環境連絡会 生物多様性ワーキンググループ		94 里地・里山における生物多様性保全活動	里地・里山の保全推進協議会
	69 生物多様性ながれやま戦略及び関連事業	流山市		95 田んぼの生き物調査	生活協同組合コープ自然派兵庫
	70 松山市北浜地域の生物多様性を支える〜トコロジスト育成と農地保全・交流人口拡大プロジェクト	森からつづく道		96 とよおか自然再生アクションプラン	豊岡市
	71 いきもの学びねっと	公益財団法人 日本動物園水族館協会		97 森林環境学習「やまのこ」事業	滋賀県、各市町教育委員会(滋賀県内)、滋賀県教育委員会
	72 「えのすい eco」エコ アクション	新江ノ島水族館		98 高知県における「暮らしの中の自然モノサシ市民調査」	特定非営利活動法人環境の社こうち
	73 産産旅	早稲田大学 学生環境NPO 環境ロドリガス REC		99 福岡市・博多湾の和白山温をフィールドに、子どもたちの調査チームをつくり、干温の生きもの紹介や魅力を発信する。和白山温を啓発できる子どもレクチャーの育成。	ウェットランドフォーラム
第8弾 (H28.3)	74 NEC田んぼ作りプロジェクト	日本電気株式会社(NEC)	100 コウノトリの未来をデザインする ～全国へそして世界へ～	コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル(略称:IRP-WG)	
	75 AKAYAプロジェクト	公益財団法人 日本自然保護協会	101 J P子どもの森づくり運動「東北復興グリーンウェイ」	NPO法人子どもの森づくり推進ネットワーク	
	76 三浦半島生物多様性保全事業	NPO法人三浦半島生物多様性保全	102 住友林業グループ生物多様性長期目標と社員や自然林復元活動における取り組み	住友林業株式会社	
	77 「ホテルも獲る良い自然」づくり	松本ホテル学会(まなぶかい)	103 野の鳥は野に	全国野鳥観察会連絡会	
	78 ひょうごの生物多様性保全プロジェクトの推進	兵庫県	104 次世代につなごう!!「千年サンゴ」保全プロジェクト	千年サンゴと暮らすまちづくり協議会	
79 舟志の森づくり	舟志の森づくり推進委員会	105 ユニトピアささやま里山再生活動	パナソニック エコリレー ジャパン		
第9弾 (H28.10)	80 秋田県立大学生物資源科学部アグリビジネス学科生産環境プロジェクト	公立大学法人 秋田県立大学	106 身近な自然に親しみ、環境保全の喜びを!幅広い世代との交流を!	福沢 自然と親しむ会	
	81 淀川・ワンド保全活動	淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク	107 従業員ボランティアによる生物多様性保全への継続支援	富士ゼロックス株式会社 環境倶楽部	
	82 生きものを育てる田んぼプロジェクト	かわごえ里山イニシアチブ	108 生物多様性に配慮した持続可能な森づくり(森林MSDの推進)	公益財団法人Save Earth Foundation	
	83 日建連による生物多様性活動の推進および普及啓発	一般社団法人 日本建設業連合会	109 耕作放棄地活用/食農環境教育プログラム「小田原農の学校」	NPO法人 小田原農とみどり	
	84 自然科学系博物館・図書館の連携による実物科学教育の推進	CISEネットワーク運営委員会	110 湘南タグリ米プロジェクト	三華会	
	85 千年の森づくりをつうじた生態系の保全プロジェクト	一般社団法人かみかつ里山倶楽部	111 Blue Earth Project	Blue Earth Project	
	86 未来につなぐふるさとプロジェクト	キヤノンマーケティングジャパン株式会社	112 ITを活用した生態系保全活動 日立 ITエコ実験村	株式会社 日立製作所	
	87 低炭素・循環型社会の形成促進に向けたカーボンフールマイスターの育成事業	特定非営利活動法人 環境修復保全機構	113 おかやま大野ダルマガエル保全プロジェクト	おかやま大野ダルマガエル保全プロジェクト	
	88 水源地の里山を未来遺産にする活動	あざおね社中	114 貝殻を活用した里海保全活動〜貝殻が海を救う!〜	貝殻利用研究会	
	89 なごや環境大学	「なごや環境大学」実行委員会	115 サントリーの愛鳥活動	サントリーホールディングス株式会社	
第12弾 (H30.3)			116 植樹活動やブラザーエコポイント、クリック募金による森林の復元と保全への貢献	ブラザー工業株式会社	
			117 生物多様性(いのちのつながり)を守るために、てんのうじどうぶつえんができること、個人ができること	大塚市建設局天五寺動物公園事務所	
			118 生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針	日本製紙連合会	
			119 地下水涵養事業/地下水保全	リニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社	
			120 トンボ100大作戦 ～道賀のトンボを救え!〜	生物多様性びわ湖ネットワーク	



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38

No	事業名	団体名	No	事業名	団体名
第125号 (H30.3)	121 ならやまプロジェクト・歴史的風土特別保存地区における里地、里山の再生と活用による景観形成と環境整備事業	奈良・人と自然の会	第155号 (R1.11)	155 生態系に配慮した緑化の推進	東京都環境局自然環境部
	122 ラムサール条約湿地中池見湿地における「ミ田んぼサポーター事業」	NP0法人中池見ねっと		156 サステナブル・シーフードの社員食堂への導入	パナソニック株式会社
	123 六甲山のキノコ多様性を地域に発信	兵庫県立御影高校 環境科学部 生物班		157 愛知目標達成のための業種・業態の枠を超えた企業団体による生物多様性保全活動の推進・展開	環境パートナーシップ・Q&A(BEPC)
	124 わお！わお！生物多様性プロジェクト	ソニー株式会社		158 パドフレンドリー認証コーヒープロジェクト	佐商フーズ株式会社
	125 工場末端水を有効活用した 琵琶湖の生物多様性保全活動	清水化学工業株式会社 道賀東工場		159 吉野川ひがたファンクラブ	とくしま自然観察の会
	126 毛原の森づくり活動「宝の山づくり」-京都モデルフォレスト運動	エスベック株式会社、エスベックミック株式会社		160 地元の海を広い視点で知り・知ってもらう	三重中学校・三重高等学校
	127 地域との協働ですすめるリコーエナの森里山保全活動	リコーエメックス株式会社・恵那事業所		161 なごや生物多様性保全活動協議会	なごや生物多様性保全活動協議会
	128 「くじゅう坊ガッル温泉」帯における「野焼き」等の環境保全活動	一般財団法人九竜みらい財団		162 生物多様性の保存及び地域連携の促進	NPO法人祖久江のホタルを守る会
	129 マルイファミリー溝口とノクティプラザの共創「屋上緑化で地域と絆づくり」	株式会社丸井グループ マルイファミリー溝口、みそのくち新都市株式会社 ノクティプラザ		163 高校でのネコギキ保全	鈴鹿実践学園 鈴鹿高等学校自然科学部
	130 梶子(マリコ)ヴァンヤード生態系調査・植生再生活動	キリン株式会社		164 BIO NET INITIATIVE (ビオネットイニシアチブ)	三菱物産レジデンス株式会社
	131 森林復元と地域活性の両立をめざした砂漠緑化活動「バケツリレーで未来へつなげる」	日立建機株式会社		165 日韓NPO湿地フォーラム	ラムサール・ネットワーク日本
	132 和歌山県みなべ町におけるアカウミガメの卵と子ガメを守る活動	ライオン株式会社 大阪工場		166 自然資本プログラム	コンサベーション・インターナショナル・ジャパン
	133 東京湾UMLプロジェクト・アマモ場再生活動	株式会社高千穂		167 事業所の生物多様性保全活動	三菱電機株式会社
第135号 (H30.9)	134 伊島のササユリ保全・活用事業	伊島ささゆり保全の会	第165号 (R2.3)	168 音声認識技術によるシマフクロウ生息調査の支援	富士通株式会社、富士通九州ネットワークテクノロジー株式会社
	135 岡山市生物多様性地域戦略	岡山市		169 東部丘陵生態系ネットワーク形成プロジェクト	東部丘陵生態系ネットワーク協議会
	136 黒沢温泉保全	黒沢温泉を守る会		170 「おさかなをなくむ湧水と海を守る森」保全活動	日本水産(株)、号々水産(株)、共和水産(株)
	137 桜島どんぐりころころ植樹祭	桜島どんぐりころころ植樹祭実行委員会		171 各主体連携による芦田川水系の希少種スイゲンゼニタナゴの保全	芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会
	138 自然大好き・生き物大好き・地球大好きな西伊勢っ子を目標して	鹿児島市立 西伊勢小学校		172 絶滅危惧植物アゼオトギリの保全活動	アゼオトギリ保全勉強会
	139 自然と共生する里づくり	自然と共生する里づくり連絡協議会		173 外来生物駆除活動	駒沢女子大学アクティボ
	140 生物多様性CSR活動(希少動植物の保護)	東芝ライテック株式会社 今治事業所			
	141 人と生きものパートナーシップ推進事業	長野県 環境部 自然保護課			
	142 三方五湖自然再生事業	三方五湖自然再生協議会			
	143 森づくり県民大作戦	静岡県、公益財団法人静岡県グリーンバンク			
144 Let's Try Biodiversity	電機・電子4団体環境戦略連絡会 生物多様性ワーキンググループ				
第145号 (R1.3)	145 命をつなぐPROJECT	特定非営利活動法人 日本エコロジスト支援協会			
	146 ぐんまの自然の「いま」を伝える報告会	群馬県(自然環境課、県立自然史博物館、県立ぐんま昆虫の森)			
	147 鈴鹿山麓フクロウ保護プロジェクト	三重県立四日市西高等学校自然研究会			
	148 田んぼ生きもの賑わいプロジェクト	鴻巣こうのとりを育む会			
	149 『つなげよう いのちととり 誇りの暮らし』	九重町役場			
	150 特定外来生物 スバルティナ属の国内根絶を目指す活動	日本スバルティナ防除ネットワーク			
	151 「弘前たんぶり池」づくり	ひろさき環境パートナーシップ21			
	152 根野川河口干潟等における里海再生活動	根野川河口域・干潟自然再生協議会			
	153 孟子不動谷生物多様性活性化プロジェクト	自然回復を促める会・ヒートアップ孟子			
	154 わたらせ未来プロジェクト	わたらせ未来基金			

1 (3) 市民参加型調査の推進と得られた情報の公表による普及啓発の取組

2 日本を代表する生態系について基礎的な調査を長期にわたって継続して行い、自然環境の質的・量的な  
3 劣化を早期に把握するため、民間団体等と連携した全国的なモニタリング調査「モニタリングサイト1000」  
4 を実施しており、その結果をウェブサイト等で公表しています。また、得られたデータは5年ごとに分析  
5 等を加え取りまとめており、令和元年度に3回目の取りまとめ報告書を公表しました。

6 自然環境保全基礎調査の一環として実施している植生調査については、詳細な現地調査に基づく植生デ  
7 ータを収集整理した1/25,000縮尺の現存植生図を作成しており、令和元年度までに全国の植生図の作成を  
8 概ね完了しました。

9 また、生物多様性に関する市民の関心と認識を深めるため、身近な自然事象の変化や野生生物の分布な  
10 どに関する情報を広範に収集する市民参加型調査として、「いきものみつけ」を平成20年度から平成25年  
11 度にかけて実施し、全国から約27万件のデータを集めました。また、平成25年度からは、このような市民  
12 参加型調査のコンセプトも継承しつつ、環境省が実施した生物調査データのほか、専門家や地方公共団体、  
13 全国各地の市民、多くの主体から集めた生物の情報を集約し、情報発信・共有を可能とするデータベース  
14 「いきものログ」を構築・供用開始しています。「いきものログ」により、令和2年1月時点で約480万件  
15 の全国の生物多様性データが収集され、地方公共団体をはじめとする様々な主体で活用されています。

16 (次期国家戦略に向けた課題)

17 生物多様性の課題は、これまでの自然環境の保全を中心とした活動に加えて、社会経済活動の中で  
18 の生物多様性への配慮が進まなければ解決できないとされています。人口減少が進み、地域の活力が  
19 ますます必要とされる将来を見据えて、各地域で連携した保全活動を促す財政支援に加えて、地域の  
20 核となる人材を派遣すること等により、生物多様性に止まらず幅広い社会経済活動の中で、地域・人  
21 ・活動のつながりを強化していくことが求められます。また、調査員の高齢化等が進んでいることも  
22 踏まえ、市民と協力・連携した調査体制の維持に向けて新たな調査員の発掘・育成を進めることも必  
23 要です。  
24

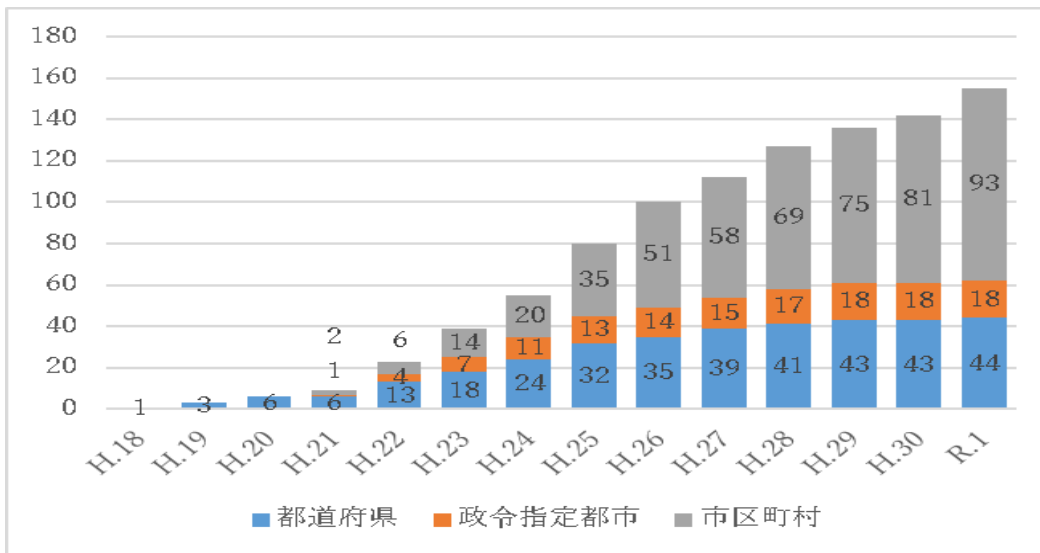
25 **【1-3 生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進】**

26 様々な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた地域ごとの活動を促進していくために  
27 は、地域ごとに異なる生物多様性の特徴や社会的条件等を踏まえた地域独自の戦略の策定が重要です。生  
28 物多様性基本法第13条で地方公共団体に策定が努力義務とされている生物多様性地域戦略（以下「地域  
29 戦略」という。）の策定について、国は地域生物多様性保全活動支援事業を通じた財政的な支援、地域戦  
30 略策定による効果や優良事例を取りまとめた「生物多様性地域戦略のレビュー」や「生物多様性地域戦略  
31 策定の手引き」の作成・公表等による技術的支援や地域戦略の策定を促進するために専門家を派遣するな  
32 どの支援を行いました（参考：地域生物多様性保全活動支援事業を通じた支援は平成26年度で終了）。こ  
33 れらの取組の成果として、令和2年3月末時点で44都道府県、111市区町村で策定済みとなっており、  
34 平成23年度末時点から26府県、90市区町村増加しました（図1-3）。このうち、鹿児島県の奄美大島  
35 の奄美市他4町村においては平成27年3月に、岐阜県的美濃加茂市及び加茂郡7町村においては令和2  
36 年3月に、それぞれ複数の地方公共団体が共同で地域戦略を策定しました。現在策定を進めている地方公  
37 共団体もあり、策定数は今後も着実に増加する見込みです。  
38

1 都市における生物多様性の確保を図るためには、緑に関する総合的なマスタープランである「緑の基本  
 2 計画」を地方公共団体が策定又は改定する際に、地域戦略に留意し生物多様性の確保が効果的かつ効率的  
 3 に推進されるよう配慮することが望まれます。都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の  
 4 基本計画」の策定支援の観点から、これまで都市の生物多様性の取組状況を簡便に把握・評価するために  
 5 活用できるよう、平成 25 年 5 月に「都市の生物多様性指標（素案）」、平成 28 年 11 月に「都市の生物多  
 6 様性指標（簡易版）」、さらに都市の生物多様性の確保を推進するため、平成 30 年 5 月に「生物多様性に  
 7 配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定するなどの取組を行っており、地方公共団体に対する技術的  
 8 支援や指標の普及を通じて、都市における生物多様性保全の取組を一層推進しました。これらの取組の成  
 9 果として、緑の基本計画については、平成 31 年 3 月時点で 686 市町村が策定済みとなっており、平成 23  
 10 年 3 月時点から 24 市町村増加しました。

11 このほかにも、鳥獣被害防止計画や漁場改善計画等、生物多様性保全に関連する計画の地域主体の策定  
 12 やその計画に沿った取組を総合的に支援しました。

13 図 1 - 3 生物多様性地域戦略の策定状況（令和 2 年 3 月末時点）  
 14



27 (次期国家戦略に向けた課題)

28 令和 2 年 3 月末時点での生物多様性地域戦略の策定状況は、44 都道府県、18 政令市、93 市区町村  
 29 となっており、国家戦略策定前の平成 24 年 3 月時点（18 都道府県、7 政令市、14 市区町村）と比べると、  
 30 着実に進捗しているものの、市区町村の策定率は約 5%にとどまっています。地域の特性に応じた  
 31 取組の促進を図る上で市区町村の役割は重要であることから、「生物多様性地域戦略策定の手引き」  
 32 等の技術的支援の一層の充実、優良な策定事例の収集・公表や広報の実施など、引き続き地方公共団  
 33 体に対する支援を行っていく必要があります。

34 地域における生物多様性に関わる連携を図るためにも、生物多様性の保全に関連する他の行政計画  
 35 との連携が重要です。

36 このほか、地域戦略は地域における生物多様性に関わる組織間相互の連携を図るために有効である  
 37 とともに、その地域の自立的発展に向けた取組を進めていく上でも役に立ちます。さらに、流域単位  
 38 など自然環境を共有する複数の地方公共団体により、共同で生物多様性地域戦略を策定することは、  
 効果的かつ効率的に進めていく上で望ましいと考えられます。

#### 1 【1-4 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進】

2 事業者の活動は、原材料の調達、遺伝情報の活用等、様々な場面で生物多様性に影響を与えたり、その  
3 恩恵を受けたりしており、生物多様性と密接に関連しています。COP10で採択された愛知目標4において  
4 も、「ビジネス界を含めたあらゆる関係者が、持続可能な生産・消費のための計画を実施する」ことが個  
5 別目標として掲げられています。事業者が、本業や社会貢献活動（CSR）において、生物多様性の保全と  
6 持続可能な利用に取り組むことにより、生物多様性への配慮を社会経済的な仕組みの中に組み込むことが  
7 一層求められているといえます。

8 このため、事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む際の指針となる「生物多様  
9 性民間参画ガイドライン」を平成29年12月に改訂し事業者に対する活動促進を働きかけたほか、日本企業  
10 の優良な取組を海外に発信するために、本ガイドラインの英語版を作製し、生物多様性条約第14回締約国  
11 会議（COP14）やG20関連会議等で紹介しました。令和元年度には、本ガイドラインの枠組みを基に、この  
12 10年間の事業者の優良活動事例を民間参画事例集として取りまとめました。また、業種単位で事業者をま  
13 とめる立場にある事業者団体向けに「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き  
14 （案）」を平成28年3月に作成し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する事業者の取組が一層促進  
15 されるよう支援しました。さらに、事業者による取組状況の調査や先進的な取組事例の収集、国際的な動  
16 向の情報収集を行い、それらの結果を民間参画関連情報としてウェブサイト上で公開しています。

17 経済界においては自主的な取組が進められており、一例として、自発的なプログラムとして平成22年に  
18 日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会等、経済界が中心となって、「生物多様性民間参画  
19 パートナーシップ」を設立し、ウェブを通じた情報共有、ニュースレターの発信、事業者会員の取組状況  
20 及び取組内容の把握が行われています。その結果、生物多様性民間参画パートナーシップ等が企業向けに  
21 行ったアンケートによると、約8割の企業が経営理念・方針や環境方針等に生物多様性保全の概念を盛り  
22 込んでおり、約7割の企業が環境報告書やホームページ等を通じて生物多様性に関する情報公開を行うな  
23 ど、愛知目標採択以前の平成21年度と比べて、事業者の意識・取組の向上が確認されています（生物多様  
24 性に関するアンケート（令和2年2月））。同パートナーシップの会員数は、発足時の424企業・団体から  
25 令和2年3月には526企業・団体と、着実に増加しています。環境省と生物多様性民間参画パートナーシ  
26 ュップとは、平成22年の設立以来、会議開催やパンフレット作成、事業者による取組事例の収集等における  
27 連携・協力を継続的に実施しており、同様に事業者間の枠組みである「企業と生物多様性イニシアティブ  
28 （JBIB）」とは平成26年から平成30年にかけて、継続的に会員企業との情報交換会を開催する等、連携の  
29 強化を図りました。

30 これに加え、市場経済の中で投資家に対するアプローチの一つとして、持続的な投資が期待される不動  
31 産分野の役割に鑑み、省エネルギー、低炭素化、生物多様性等、環境価値を重視した優良な不動産（環境  
32 不動産）ストックの形成が図られ、市場において持続可能な投資が促されるよう、グリーンリースの普及  
33 に向けた取組等について環境不動産ポータルサイト（環境不動産の概要や優良事例、CASBEEなどの環  
34 境性能評価指標、環境規制・補助等の制度、関連情報・資料等、海外の環境不動産情報、海外専門  
35 家へのインタビューなど）等を通じ広く公開したほか、環境不動産普及促進委員会（平成25年9月に第  
36 1回開催、平成27年度第2回開催）における検討結果を踏まえ、平成28年2月にグリーンリースの普及に  
37 向けた実務的な手引き書として「グリーンリース・ガイド」を作成しウェブサイト上で公開しました。

1 (次期国家戦略に向けた課題)

2 日本国内では、経団連自然保護協議会、生物多様性民間参画パートナーシップ、企業と生物多様性  
3 イニシアティブ (JBIB) 等、生物多様性に配慮した事業活動を進める団体が継続して活動しており、  
4 また、海外でもこうした活動が活発化しています。科学的な背景とともに世界的な動向も見据えた国  
5 内活動の発展を進めていく必要があります。このため、生物多様性民間参画ガイドラインや事例集等  
6 を、国内外のこれからの10年に向けた動向に対応させていくことが必要です。特に本業やバリューチ  
7 ェンを通じた生物多様性の保全に資する事業活動(技術開発、製品・サービスの提供等)の促進や効  
8 果の定量評価が重要になります。

9 また、ガイドライン等を踏まえて、認証を含む幅広い生物多様性に配慮した商品の普及、調達・生  
10 産・商品提供などの事業活動において生物多様性に関する取組を継続して進めていくとともに、調達  
11 方針や環境方針、環境報告書、統合報告書等における情報開示を進めていくことも重要です。

#### 14 【1-5 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実】

15 生物多様性の重要性を認識し行動へと結びつけていくためには、家庭や学校、職場、地域において、自  
16 然とのふれあいを通して、生物多様性や生物、地形・地質などについての教育・学習を進めることが重要  
17 です。

18 このため、学校教育においては、小学校・中学校・高等学校等を対象に自然の中での宿泊体験活動の取  
19 組を支援したほか、全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換を行う場として環境学習フェア  
20 の開催(参考:平成24年度から令和元年度までに延べ120名が参加)や、米国の提唱するGLOBE計画に参加  
21 しGLOBE協力校の指定(参考:平成24年度から令和元年度までに73校を指定)など、環境教育に関する内  
22 容の充実を図りました。学校施設においても、地域の環境教育の発信拠点として太陽光パネルの設置  
23 や学校ビオトープ、校庭の芝生化等、環境を考慮した学校施設(エコスクール等)の整備(参考:  
24 1,861校認定(令和2年3月時点))を進めました。

25 学校外で自然とふれあい学ぶ機会については、さまざまな主体が、それぞれ多様なプログラムを提供し  
26 ました。例えば、子供の豊かな心を育み、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図るため、小学生の子  
27 供たちを対象とした農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェク  
28 ト」を推進し、平成24年度から平成30年度までに、小学生を含む子供の受入体制の整備を行った228地域  
29 において、583の小学校(平成30年度実績)が活動を実施しました。また、「森の子くらぶ活動」をはじめ  
30 とした子供たちに入門的な森林体験活動の機会を提供する施設等に係る情報の収集・提供を実施(平成29  
31 年度末446施設)するとともに、高校生が森・川・海の名人から自然と共存する知恵、技術等を学ぶ「聞  
32 き書き甲子園」等により人材の育成を推進しました(令和元年度までに17回開催)。国有林野においては、  
33 森林環境教育の場としての利用を進めるため、これまで全国30地域でフィールドの整備及び学習・  
34 体験プログラムの作成等を実施するとともに、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊  
35 かな森林環境を子供たちに提供する「遊々の森」を設定しており、令和元年度末時点で、154箇所が  
36 設定されています。

37 また、川を活用した子供たちの体験活動の充実を図るため、関係主体が連携し、「子どもの水辺」再発

1 見プロジェクトとして、子供の遊びやすい水辺の登録（参考：305箇所（令和元年度末時点）、利用促進  
2 などを図りました。

3 このほか、児童や親子を対象とした自然体験プログラムである「海辺の自然学校」、国立公園内におけ  
4 る子どもパークレンジャー、農山漁村への長期宿泊、身近な都市公園等での環境教育プログラムなど多岐  
5 にわたるメニューを提供するとともに、このような事業を行う地方公共団体や民間団体と連携・協力を図  
6 りながら取り組みました。

7 自然とふれあう機会の創出については、子供向けのものだけでなく大人向けの自然観察会やエコツーリ  
8 ズム等のプログラムも提供しました。国立公園においては、登山道整備、エコツーリズム活動拠点施設整  
9 備、ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等が、平成24年度から令和元年度までに累計245  
10 の事業において34すべての国立公園で実施されました。これらの整備は、年齢や障害の有無に関わらずあ  
11 らゆる人に多様な利用方法で自然を身近に感じ理解を深めてもらうための環境整備も含めて進められて  
12 います。また、長距離自然歩道については、自然環境整備交付金を交付し、その整備を支援しました。長  
13 距離自然歩道の計画総延長は27,795km（令和2年3月末時点）に及んでおり、令和元年には約7,824万人  
14 が長距離自然歩道を利用しました。国営公園においては、都市近郊の里地里山の保全・管理や地域におけ  
15 る生物多様性について認識を深めるため、市民参加等による里地里山環境の整備・保全、貴重な自然環境  
16 や地域の歴史文化等についての体験学習プログラムの提供等を実施しました。

17 さらに、エコツーリズムを意欲的に推進する地域に対し、エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金  
18 事業）、エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業、エコツーリズムガイド養成事業において、地域の自  
19 然資源や文化を解説し、その魅力を伝えるガイドやコーディネーター等の人材を育成するとともに、地域  
20 の特性を活かしたプログラムづくり等を支援しました。平成24年度から令和元年度までに57箇所におい  
21 て交付金事業が実施され、エコツーリズムの推進体制が各地で整備されつつあります。

22 また、環境教育に携わる人材を養成するための取組として、環境保全に取り組む地域の方々や教員を対  
23 象とした環境教育・環境学習指導者養成講座を始め、国立・国定公園の自然公園指導員の研修やパークボ  
24 ランティアの養成支援、エコツーリズムガイドやコーディネーター等の人材育成事業などを実施していま  
25 す。

26  
27 (次期国家戦略に向けた課題)

28 「生物多様性」の言葉の認知度は学校教育により若年層においては浸透している一方で自然環境へ  
29 の関心は低いことなどから、体験学習や自然とのふれあい等を通じて、生物多様性の重要性を認識し  
30 、それを守るための具体的な行動を分かりやすく伝えていく取組が求められます。

31 このため、上述のような活動を効果的に継続して行うことができるよう、適切な知識等をもった指  
32 導者を育成するとともに、持続可能な開発のための教育プログラムと連携するなど、学校教育、社会  
33 教育それぞれにおいて取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要です。

34 また、生物多様性の保全に向けた活動の継続的な実施を促していくことが望ましいことから、地域  
35 の自然とふれあうなかで、地域に伝わる自然との共生の知恵や文化・伝統についての理解を深め、地  
36 域の魅力を改めて感じるような取組が必要です。

37 民間企業でも生物多様性に関する教育をさらに進めているため、引き続き、経営者教育や従業員教  
38 育の促進、モニタリングは重要です。

## 【1-6 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進】

欧州委員会とドイツが提唱しCOP10 までに一連の報告書がまとめられた「生態系と生物多様性の経済学 (TEEB: The Economics of Ecosystems and Biodiversity)」プロジェクトでは、生物多様性や生態系サービスの価値を人々が認識し、意思決定に反映させていくためには、経済的な価値評価により「見える化」することが有効であると指摘しています。こうした指摘を踏まえ、我が国でも愛知目標の達成や、世界銀行が進める「生態系価値評価パートナーシップ (WAVES)」への貢献を視野に、生物多様性の経済価値評価に関する情報収集や政策研究を実施し、施策の検討を行いました。

平成24年度は奄美群島を国立公園に指定すること及び全国的なシカ対策を実施することにより保全される生物多様性の経済的価値を、平成25年度は全国の湿地(湿原及び干潟)が有する生態系サービスの価値を評価したほか、過去に失われた干潟を再生すること、ツシマヤマネコの生息数を回復させることの経済的価値をアンケート調査により評価しました。

平成26年度は、里地里山が維持されることに対する支払意思額を、アンケート調査に基づき推定し、1世帯あたり中央値で1,411円/年、平均値で2,657円/年という結果を得ました。これらの結果を基に、里地里山の生物多様性保全や生態系サービス(生息・生育地サービス、文化的サービス)の価値の評価額は、中央値で733億円、平均値で1,380億円と算出されました。さらに、生態系や生物多様性の経済的価値評価を自然環境政策へ活用するための方策について検討を行いました。

また、平成24年度から平成26年度の3か年で行われた環境経済の政策研究では、やんばる地域及び奄美地域におけるマングースを駆除することに対する1世帯当たりの支払意思額を、アンケート調査により推定しました。その結果、やんばる地域については中央値で451円/年、平均値で2,538円/年、奄美地域については中央値571円/年、平均値で2,539円/年という結果を得ました。これに全国の世帯数を掛けると、やんばる地域については約234億円/年又は約1,342億円/年、奄美地域については約297億円/年又は約1,319億円/年という評価額が算出されました(表1-4)。

平成27年度は、生態系や生物多様性の経済的価値評価を企業による生物多様性保全への貢献活動の評価や自然環境政策へ活用するための方策等を検討しました。

平成27年度から平成29年度にかけては、大雪山における野生生物や施設整備のための利用者負担のあり方や、一部の国立公園で入域料を導入した場合の訪問者数への影響について分析を行ったほか、森林の生態系サービスを対象とした生態系勘定フレームワーク構築に向けた検討を行いました。

これらに加え、平成24年度にウェブサイト「自然の恵みの価値を計る」を作成し、生物多様性と生態系サービスの経済的価値評価に関する基本的な考え、評価手法、国内外の事例等について紹介したほか、生物多様性の主流化に向けた経済的アプローチに関する情報収集や、生態系サービスの定量的評価に関する研究を実施するとともに、平成31年3月に企業の生物多様性保全活動に関わる生態系サービスの価値評価・算定のための作業説明書(試行版)作成し公表しました。

また、農林水産業が生物多様性の保全に果たしている役割についての理解を促進し、生物多様性保全に資する農林水産業に伴う活動を支援するため、平成24年度は農家等が行う生物多様性保全に資する農業生産活動等に対して、生物多様性の評価を活用して、企業等による支援を促す仕組みについて検討を行い、その仕組みを構築するための手法について、平成26年3月に多様な主体との連携構築までの過程において重要と思われるポイントを活動段階ごとに整理した手引き(「自然資本を活かした農林水産業の手引き」)として取りまとめました。また、平成26年12月、平成28年2月には、農林漁業者と企業等の新たな連携を

1 促すことを目的としたシンポジウム（参加者200名程度）を開催しました。

表 1 - 4 平成 24 年度 生物多様性の経済的価値の評価の結果

評価対象	有効回答数 <sup>※1</sup> ／回答数	支払意思額 (1世帯あたり 年間 <sup>※2</sup> )	評価額(年間)
<b>■生物多様性の経済的価値評価に関する検討会</b>			
奄美群島を国立公園に指定することで保全される生物多様性の価値	671/ 1,051	中央 値 <sup>※3</sup>	1,728 円 約 898 億円
		平均 値 <sup>※4</sup>	3,227 円 約 1,676 億円
全国的なシカの食害対策の実施により保全される生物多様性の価値	670/ 1,057	中央 値	1,666 円 約 865 億円
		平均 値	3,181 円 約 1,653 億円
里地里山の保全活動により維持される生物多様性の価値	312/ 432	中央 値	1,411 円 約 733 億円
		平均 値	2,657 円 約 1,380 億円
<b>■環境経済の政策研究</b>			
やんばる地域のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	793/ 937	中央 値	451 円 約 234 億円
		平均 値	2,538 円 約 1,319 億円
奄美大島のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	818/ 972	中央 値	571 円 約 297 億円
		平均 値	2,539 円 約 1,319 億円

5 ※1 有効回答数は、抵抗回答、温情効果回答、回答時間が明らかに短かった回答を除いた回答数

6 ※2 アンケートでは一世帯あたり 10 年間継続して支払うものとして質問した結果

7 ※3 統計的に YES と NO の回答が半々となる値。政策を実行する際に過半数の支持が得られるかどうかの  
8 境界値

9 ※4 統計的に算出した支払意思額の平均値

11 (次期国家戦略に向けた課題)

12 生物多様性の主流化を進める上で、生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価は重要なツールに  
13 なり得ます。このため、行政機関のみならず企業等における事業活動においても、評価した結果を政策  
14 の意思決定や経済的手法を用いた新たな制度設計の検討等に活用していくことが求められます。

15 特に、ESG金融が活発になる中で、事業者が生物多様性の価値をビジネス活動に組み込むことを後押しし、持続可能な調達や自然環境に配慮した生産活動を後押しすることが必要です。



## 1 【1-7 生物多様性に配慮した消費行動への転換】

2 事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくこと  
3 も重要です。そのための仕組みとして、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、そ  
4 れに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります（表1-5）。

5 こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わることの  
6 できる仕組みを拡大していくことが重要です。

7 このため、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を  
8 測る指標等について情報収集を行いました。事業者のなかには、生物多様性との関係が大きい生物由来の  
9 原材料（紙、木材、パーム油など）の調達を生物多様性に配慮した持続可能な方法で行うための方針や基  
10 準を策定する者も見られており、そのように生物多様性の保全に熱心な事業者や環境認証制度等を取り扱  
11 う事業者の情報、業種ごとの事業活動と生物多様性の関わりなどについてウェブサイトで積極的に情報提  
12 供しました。また、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業者の行っている優良  
13 な取組事例等について、その普及促進に努めました。

14 生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きものマーク」の取組については、その事例や  
15 活動を実践する際の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生  
16 物多様性の関係について国民理解を促進するとともに、農林漁業に伴う生物多様性保全の取組について情  
17 報収集を行いました。

18 第三者機関が森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて森林を認証する  
19 とともに、認証された森林から産出される木材及び木材製品を分別し、表示管理することにより、消費者  
20 の選択的な購入を促す仕組みである森林認証制度の普及や、森林認証材の供給体制の構築に向けた取組を  
21 支援しました。

22 また、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物であることを表す水産エコラベル  
23 については、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じた普及促進を図りました。これら認証制度  
24 等により材料調達や製造過程等において環境配慮がなされた商品や合法な商品を明確に示すことのでき  
25 る仕組みを推進し、消費者である国民に普及啓発を行った結果、これらの認証取得数等は着実に増加して  
26 いますが、総数はまだ少ないのが現状です。

27 さらに、木材・木材製品については、グリーン購入法により、政府調達の対象とするものは合法性、持  
28 続可能性が証明されたものとされており、政府調達の対象となる製品の合法性、持続可能性は各事業者自  
29 らが証明し、説明責任を果たすこととしています。国は、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性  
30 の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための  
31 ガイドライン」として公表しており、令和2年3月末までに12,040の林業・木材事業者が国内で合法性証  
32 明に取り組む事業者として認定されています。加えて、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法  
33 律（通称「クリーンウッド法」）が平成29年5月に施行され、木材の流通・加工等に関わる事業者は合法  
34 性の確認等（デューデリジェンス）を行うこととされました。これらの取組を通じ、合法証明の信頼性・  
35 透明性の向上や合法証明された製品の消費者への普及等を図っています。

36 このほか、UNDB-Jにおいて、消費活動の促進など生物多様性に関する取組を発表し、意見や情報を交換  
37 する場として、1年に1回程度、「生物多様性全国ミーティング」を開催したほか、国内の持続可能なパ  
38 ーム油の普及を目指す「持続可能なパーム油ネットワーク」（JaSPON）に参加し、消費者の意識向上に向

1 けた情報提供や助言等を行いました。

2 上述の取組もあり、令和元年度に実施した内閣府世論調査においては、生物多様性に配慮したライフ  
3 スタイルとして行いたい取組（複数選択可能）として、約51%の人が「環境に優しい商品を選んで  
4 買う」を選んでおり、我が国において消費活動により生物多様性の保全に貢献することに関心を有  
5 する消費者は一定程度存在していると言えます。

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

表 1-5 主な認証制度

タイプ	制度名及び運営組織	ロゴ	制度の概要
森林認証制度	PEFC 認証 PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes : PEFC 森林認証プログラム)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国で策定された森林認証制度間の相互承認を通じて、持続可能な森林管理を世界的に推進するための国際統括組織である PRFC が運営する森林認証制度。</li> <li>・ FM (Forest Management) 認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。</li> </ul>
	FSC 認証 FSC (Forest Stewardship Council : 森林管理協議会)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮し、社会的利益にかない、経済的に持続可能な森林管理を推進することを目的とした国際的な組織である FSC が運営する認証制度。</li> <li>・ FM (Forest Management) 認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。</li> </ul>
	SGEC 認証 SGEC/PEFC-J (Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes : 緑の循環認証会議)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国独自の森林認証制度。SGEC/PEFC-J が運営。平成 28 年には PEFC 認証との相互承認が実現した。</li> <li>・ FM (Forest Management) 認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。</li> </ul>
農産物の認証制度	「コウノトリの舞」農産物等生産団体認定制度 (豊岡市)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コウノトリも住める豊かな自然環境を取り戻すため、環境に配慮した方法で栽培されている米などの農作物に対して豊岡市が認証している。</li> </ul>
	「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度 (佐渡市)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008 年に野外に放鳥されたトキのえさ場を確保するため、特別栽培かつ「生きものを育む農法」を実施している水田で栽培された米を佐渡市が認証している。</li> </ul>
漁業認証制度	MSC 認証 MSC (Marine Stewardship Council : 海洋管理協議会)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際非営利団体である MSC による、持続可能で環境に配慮した漁業を認証する制度。</li> <li>・漁業者に対する認証 (MSC 漁業認証) と、水産物取引業者等に対する CoC 認証があり、MSC の厳格な規格に適合した持続可能な水産物にのみ認められる証が MSC 「海のエコラベル」。</li> <li>・令和 2 年 3 月現在、漁業の認証が 6 件 (国内のみ)。CoC 認証が 272 件 (国内のみ)。</li> </ul>

	<p>MEL ジャパン認証 MEL ジャパン ( Marine Eco-Label Japan : マリン・エコ ラベル・ジャパン協議 会)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会による、我が国の資源管理の実態等を踏まえた、持続可能な漁業・養殖業を認証する制度。</li> <li>・平成 30 年に新規格 (Ver. 2) が発効された。なお、旧規格 (Ver. 1) は令和 3 年に失効となる。</li> <li>・生産段階認証 (漁業/養殖別) と流通加工段階認証の 2 種類がある。令和 2 年 3 月現在、Ver. 1:46 件、Ver. 2: 2 件、養殖認証が 21 件、加工流通の認証が Ver. 1:37 件、Ver. 2:21 件。</li> </ul>
<p>生物多様性認証制度</p>	<p>JHEP 認証 JHEP ( Japan Habitat Evaluation and Certification Program : (公財) 日本 生態系協会)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本生態系協会による、生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価、認証する制度。平成 20 年 12 月に発足。</li> <li>・令和 2 年 3 月末現在で累積取得数 79 件。</li> </ul>

(次期国家戦略に向けた課題)

生物多様性の損失を止めるには、社会経済活動の変革が重視されています。IPBES地球規模アセス報告書で示された、レバレッジ・ポイント (テコの支点) に焦点を当てた統合的、順応的、包摂的なレバー (施策の介入) により、生物の多様性に配慮した消費行動へ転換するなど、社会・経済的な間接要因やその根底にある価値観と行動の変化を引き起こしていくことが必要です。

消費行動の転換のためには、生物多様性に配慮した製品・サービスが消費者に提供されることが必要であり、認証制度や地産地消に関心を有する「賢い消費者 (スマートコンシューマー)」の育成に加え、行動経済学等の知見を活用し、より多くの消費者の行動を促す仕組み作り等も重要です。

## 1 **基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する**

### 2 **基本戦略2 まとめと評価**

3 里地里山や里海において伝統的に実践されてきた持続的な農林水産業を再評価するとともに、里地里山  
4 及び里海の保全活用や鳥獣との適切な関係の再構築、生物を育む農林水産業と多様な野生生物を育む空間  
5 づくりの推進等を通じて、「基本戦略2」の実現に向けた施策を講じてきました。

6 基本戦略2に位置づけられた5つの項目の評価結果については、以下のとおりです。

7 **里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進(2-1)**については、関連指標である「里海づくりの  
8 取組箇所数」の動向から着実な進捗が認められたほか、数値目標として設定した「里山林資源を活用した  
9 活動団体数」に関しても、目標値(560団体)に対し点検値(1,593団体)と、目標値を達成したことから、  
10 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組は、概ね順調に進捗していると考えられます。

11 **鳥獣と共存した地域づくりの推進(2-2)**では、各種取組により平成26年度以降、ニホンジカ及びイ  
12 ノシシの推定生息個体数は減少傾向となり、野生鳥獣による農作物被害額も減少傾向にあります。が、  
13 生態系・農林業等への被害は依然として深刻な状況です。

14 **生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進(2-3)**では、関連指標と数値目標の両方の観点から設  
15 定した「農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数」について、目標  
16 値(平成24年度からH28年度の合計約1,000万人)を概ね満たし、参加者数も着実に増加していることから、  
17 地域ぐるみによるこれらの資源の保全管理に向けた取組に対し一定の進捗が認められます。

18 **地域固有の野生生物を保全する取組の推進(2-4)**では、関連指標と数値目標の両方の観点から設定し  
19 た「奄美大島のマングースの捕獲頭数」について、目標値0頭(令和4年度)に対し捕獲頭数0頭(令和  
20 元年度)と、マングースの捕獲頭数は確実に減少しています。アマミノクロウサギやヤンバルクイナの生  
21 息確認メッシュ数に近年は顕著な増加傾向は見られませんが、これまで未確認だった新しいメッシュでの  
22 確認がなされているほか、希少種の確認頻度の増加や確認範囲の拡大を示す調査結果もあり、地域の希少  
23 種の生息状況は改善していると考えられます。

24 **自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進(2-5)**では、数値目標として設定した  
25 「市町村バイオマス活用推進計画の策定数」は、目標値に達していないものの、地域における再生可能な  
26 バイオマス系循環資源を活用する取組に対し一定の進捗が認められます。

27

28 基本戦略2に対応する第2部の関連指標の動向については、「農地・農業用水等の地域資源の保全  
29 管理に係る地域の共同活動への延べ参加数」「生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所」等、  
30 関連指標群の多くに進捗が認められることから、取組は概ね順調に進捗したものと考えます(図2-1参  
31 照)。また「基本戦略2に対応する第3部の関連数値目標」からは、「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実  
32 践指標の策定自治体数」「市町村バイオマス活用推進計画の策定数」等の項目については目標値に達して  
33 いないものの、ほかの項目は目標値を達成又は着実に進捗している状況であり、概ね順調に進捗している  
34 ものと考えられます(表2-1参照)。また、「基本戦略2に関連する第3部の具体的施策及び加速する施  
35 策の達成状況」として、中間評価と比較すると、「既に達成済み」の施策数が2から91に増加している一  
36 方、「既に達成済み」の施策は222のうち約4割にとどまっています(表2-2参照)。

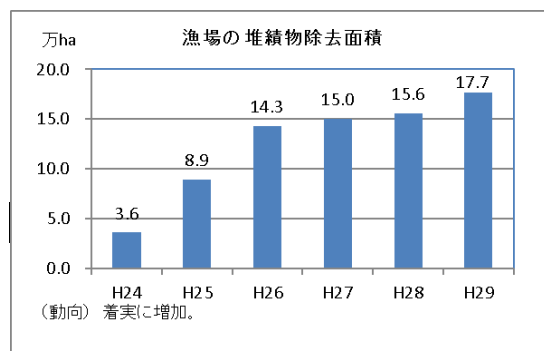
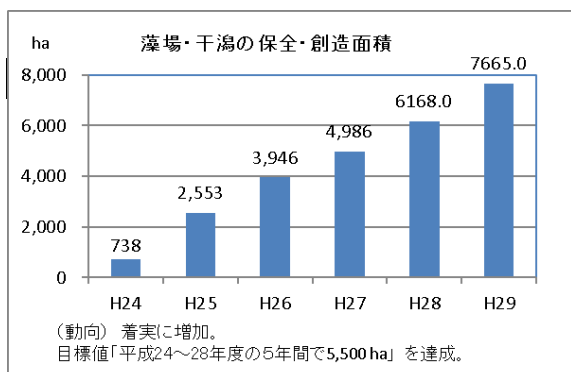
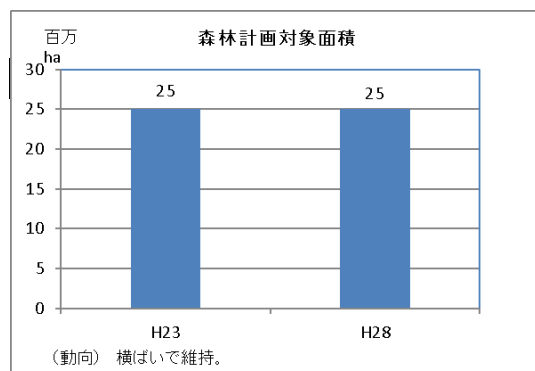
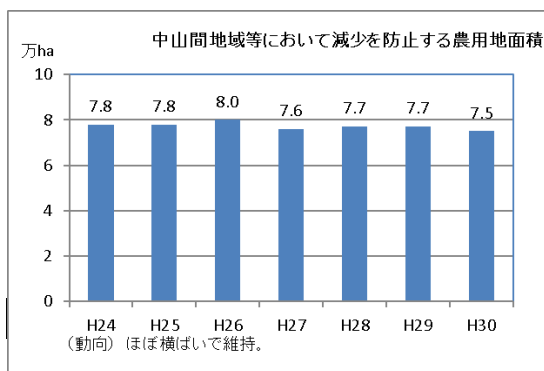
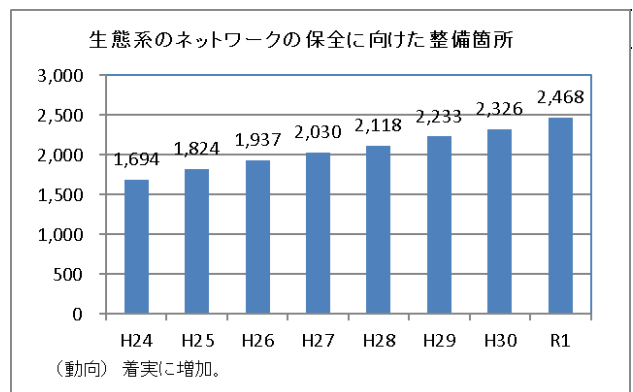
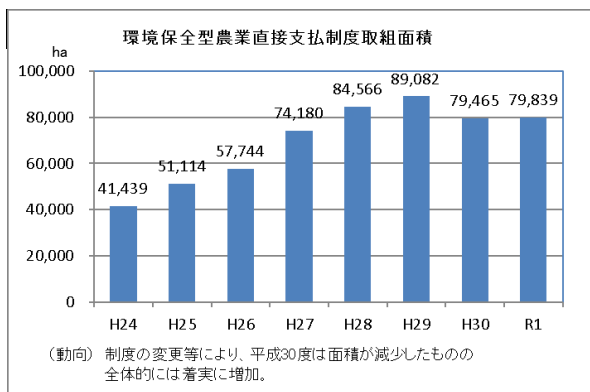
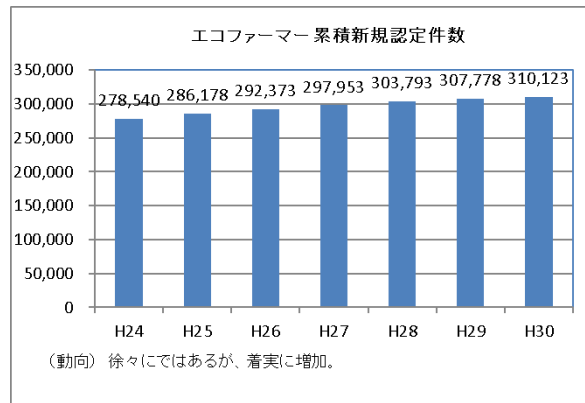
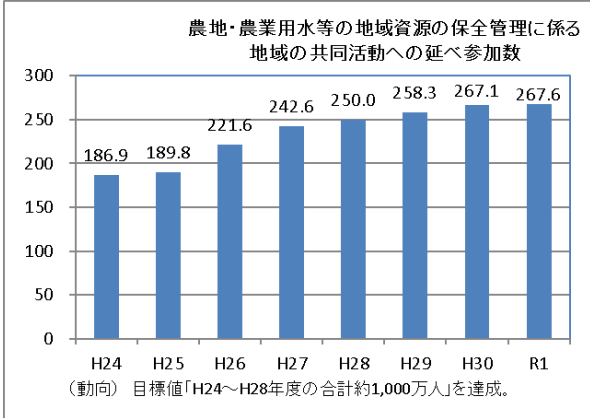
37

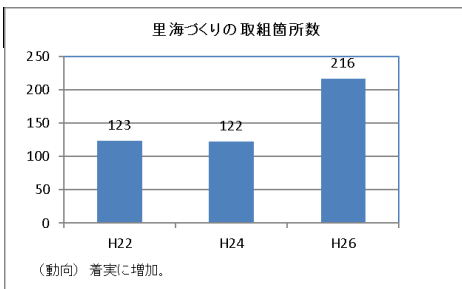
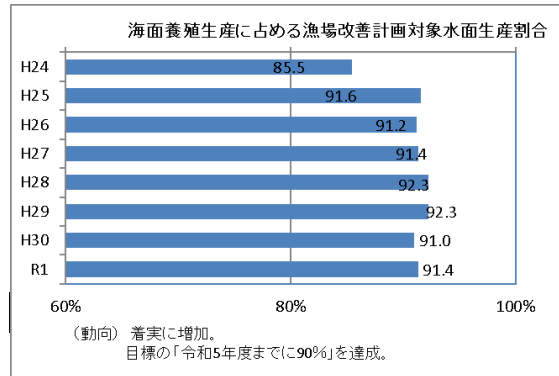
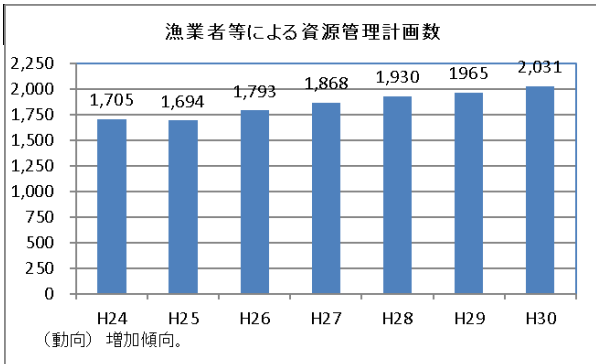
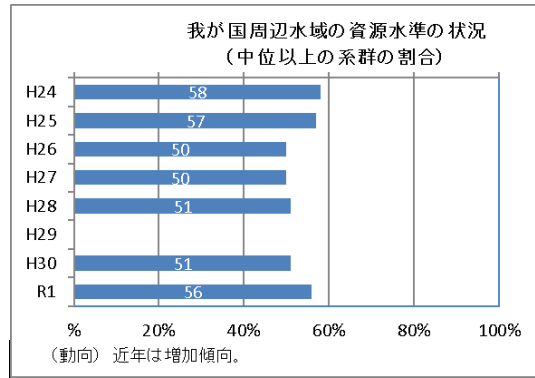
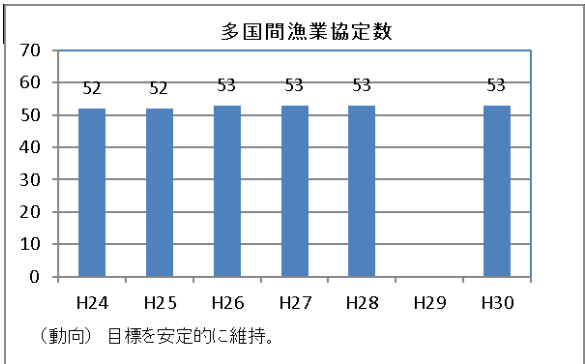
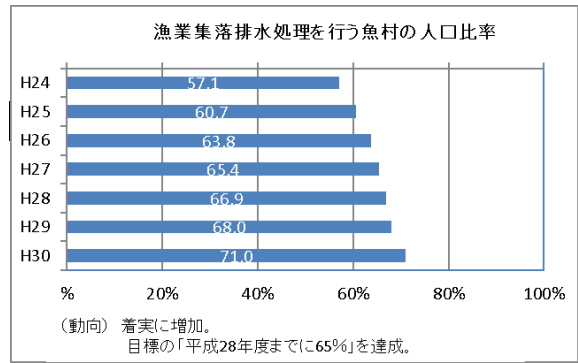
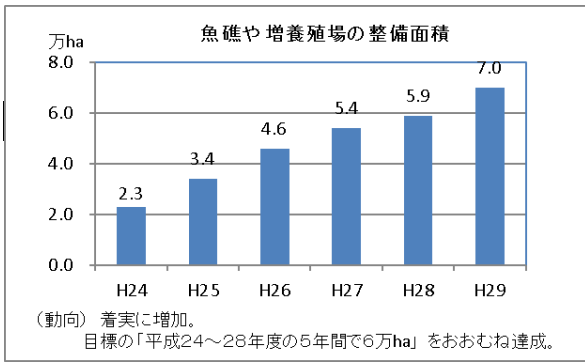
1 以上から、基本戦略2については、人と自然との豊かな関係を着実に作りつつありますが、地域にお  
 2 ける人と自然の関係を見直し、再構築するまでには至っていないと評価します。

3

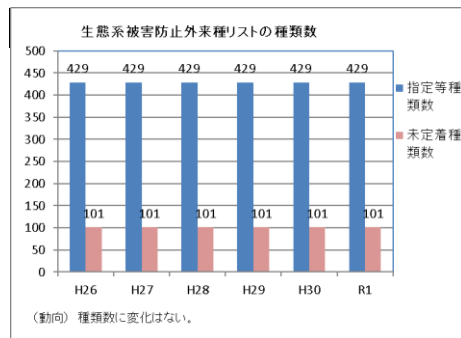
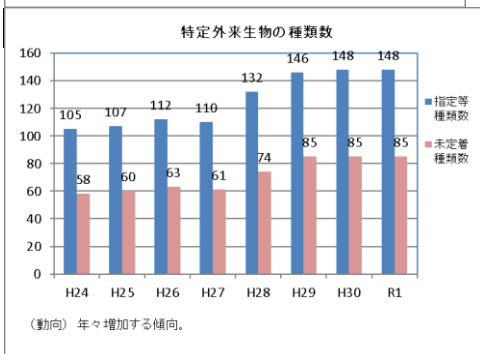
4 **関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況**

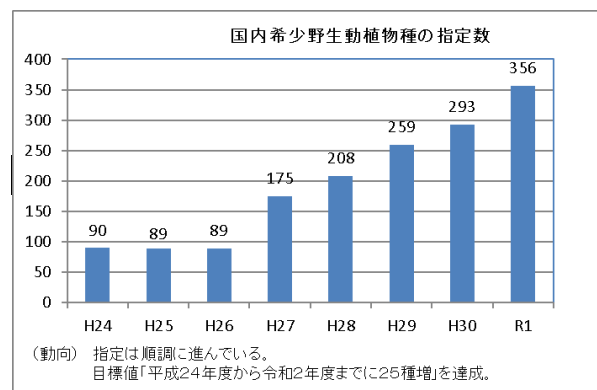
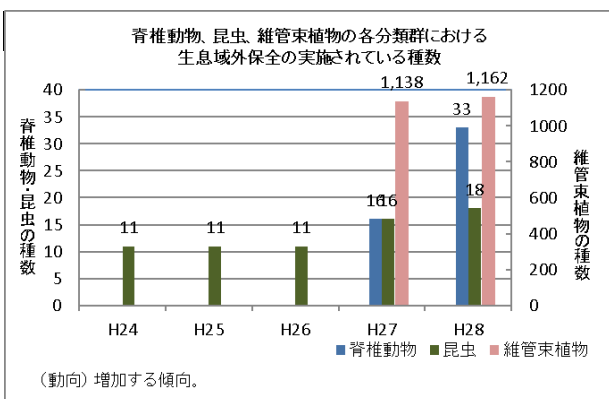
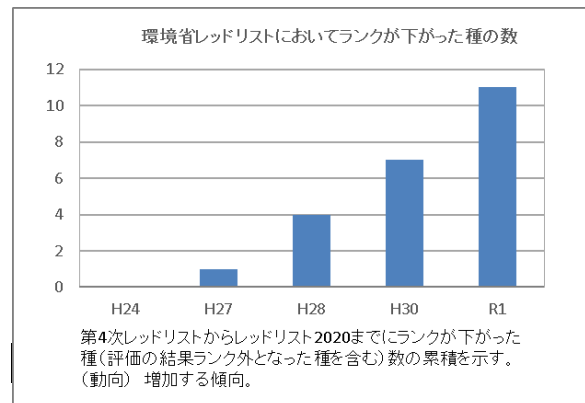
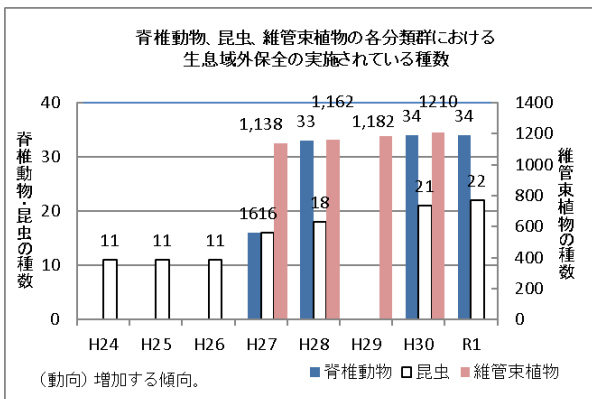
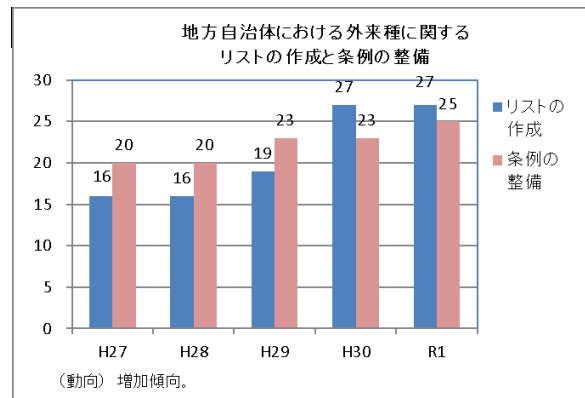
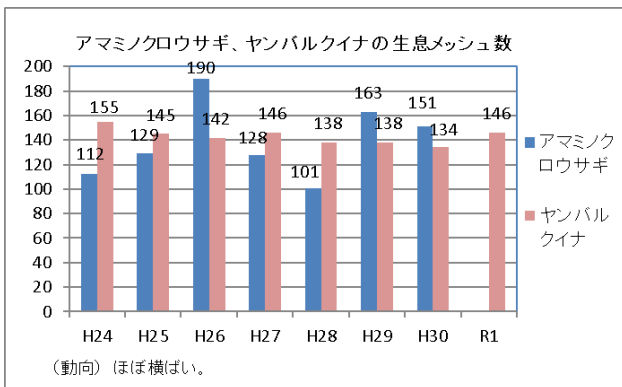
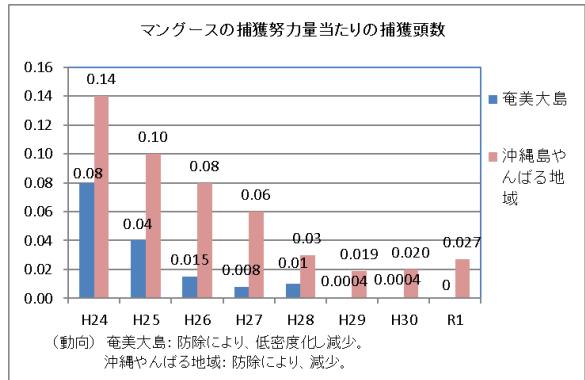
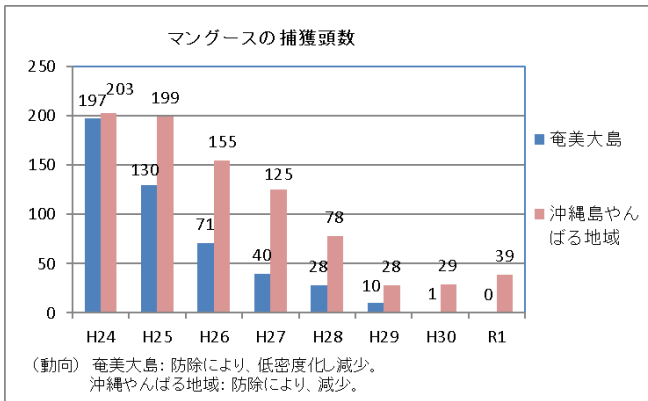
5 **図2-1 基本戦略2に対応する第2部の関連指標の動向**



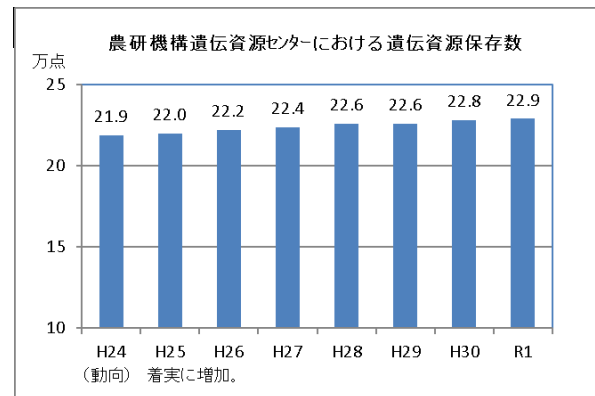
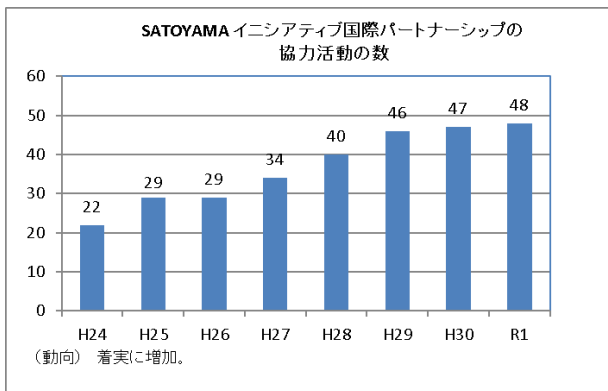
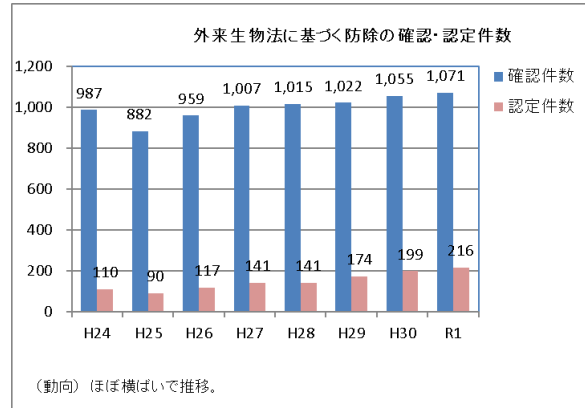
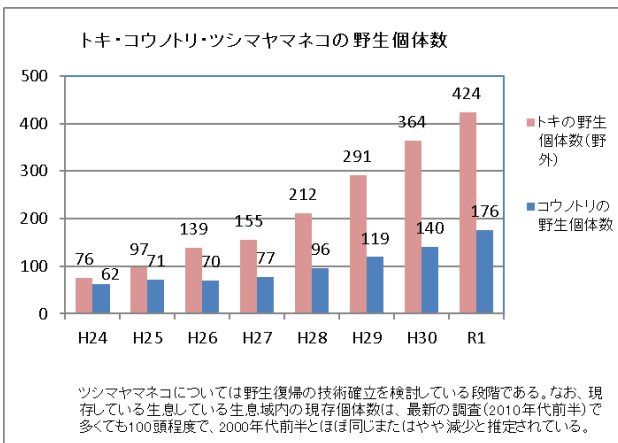
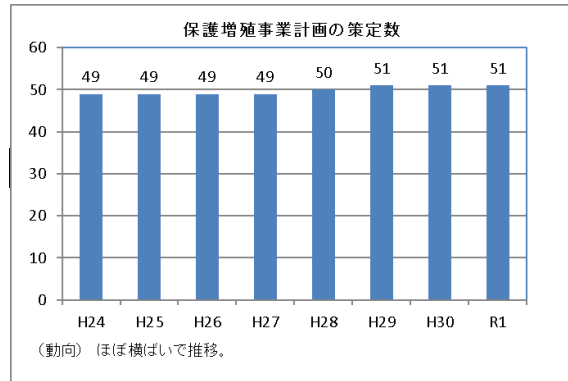
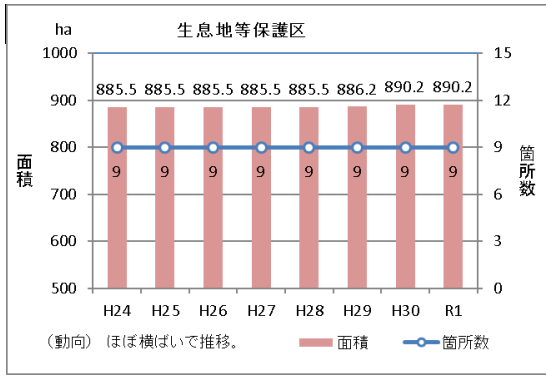


- MEL ジャパン認証取得数 (生産段階)
- MEL ジャパン認証取得数 (流通加工段階)
- (基本戦略1のグラフを参照)
- SGECの森林認証面積 (基本戦略1のグラフを参照)
- FSCの森林認証面積 (基本戦略1のグラフを参照)









- 1 ※図2-1は、第2部「愛知目標の達成に向けたロードマップ」に示した我が国の国別目標(13目標)
- 2 標)の達成状況を把握するための「関連指標」の国家戦略計画期間内の動向をまとめたもの
- 3

表2-1 基本戦略2に対応する第3部の関連数値目標

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
農業の登録基準等の策定 【数値目標は未達成】	全ての農業 [R2]	201/543 [H24.5]	573/591 [R2.3]	95.2%	97.0%
トキの野生復帰 (小佐渡東部を含む佐渡島における野生個体数) 【数値目標は達成】	60羽程度 [H27頃]	50羽 [H24.7]	155羽 [H27.12]	1,050%	258.3%

エコファーマー累積新規認定件数 【数値目標は未達成】	34万件 [H26年度]	266,355件 <sup>※3</sup> [H24.3]	292,373件 [H26年度末]	35.3%	86.0%
農業生産工程管理(GAP)導入産地数 【数値目標は未達成】	3,000産地 [H27年度]	2,194産地 [H23年度]	2,832産地 [H27年度]	79.2%	94.4%
中山間地域等の農用地面積の減少防止 【数値目標は達成】	7.7万ha [H22~H26]	7.7万ha [H23年度末]	8.0万ha [H26年度]	-	103.9%
総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指標の 策定自治体数 【数値目標は未達成】	47都道府県 [定めず]	36都府県 [H24.5]	38都道府県 [R1.10]	18.2%	80.9%
地域共同活動延べ参加者数 【数値目標は達成】	約1,000万人・団体 [H24~28年度]	191万人・団体 [H24.3]	1,091万人・団 体[H29.3]	111.2%	109.1%
奄美大島のマングース捕獲数 【数値目標は達成】	0頭 [R4]	272頭 [H23年度]	0頭 [R1年度]	100%	100%
奄美大島のマングースの 1000わな日当たりの捕獲頭数 【数値目標は達成】	0頭 [R4]	0.13頭 [H23年度]	0頭 [R1年度]	100%	100%
里山林資源を活用した活動団体数 【数値目標は達成】	20%増 (560団体) [H26年度]	(466団体) [H22年度]	242%増 (1,593団体) [H26年度]	1,210.0% (1,198.9%)	1,210.0% (284.5%)
国内希少野生動植物種数 【数値目標は達成】	25種増 (115種) [R2年度]	0 (90種) [H24.9]	270種増 (356種) <sup>※4</sup> [R1年度]	1,080.0% (1,064.0%)	1,080.0% (309.6%)
絶滅危惧植物の種子の保存 【数値目標は達成】	絶滅危惧種の 15% (253種) [R2]	12.7% (218種) [H24.3]	25.1% (451種) [R2.3]	539.1% (665.7%)	167.3% (178.3%)
特定鳥獣保護管理計画計画策定のため のガイドラインの改定 【数値目標は達成】	6種 12延べ・回 [R2]	4種 4延べ・回 [H22]	6種 12延べ・回 [R.2.1]	100% 100%	100% 100%
鳥獣保護管理担い手確保のための研 修・セミナー等の開催 【数値目標は達成】	延べ120回 [R2]	延べ15回 [H24年度]	延べ171回 [R2.3]	148.6%	142.5%
市町村バイオマス活用推進計画の策定数 【数値目標は未達成】	600市町村 [R2]	(制度開始前)	386市町村 [R1.11]	64.3%	64.3%

※1 進捗率:生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= {(点検値－当初値)/(目標値－当初値)}×100 (%)

※2 到達率:戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」=(点検値/目標値)×100 (%)

※3 266,355件:数値目標設定時の当初値は266,896件だったが、改めて調べた結果、266,355件と整理した。

※4 356種:R2.2までに270種が追加指定されたが、H26年以降に4種が解除されたため、現在の指定数は356種値。

1 表2-2 基本戦略2に対応する第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況

評価区分・内容		中間評価 施策数 (割合) i	最終評価 施策数 (割合) ii	割合の増減の差 ii - i
既に達成済み		2 (1.0%)	91 (41.0%)	40.0 ポイント
a+既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	-	80 (36.0%)	-
a既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合	-	11 (5.0%)	-
b 進捗中	一定の取組を行っているが、数値目標を達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達していない場合	195 (97.0%)	128 (57.7%)	-39.3 ポイント
c 検討中	施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	4 (2.0%)	0 (0.0%)	-2.0 ポイント
d その他	施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	3 (1.4%)	1.4 ポイント
計		201 (100%)	222 (100%)	

2 ※表2-2は、第3部(行動計画)の具体的施策及び加速する施策について、5つの項目から評価  
3 した達成状況と、中間評価で実施した最初の総合的な点検結果を比較したもの

4 ※中間評価の施策数には、加速する施策は含まれていないため、最終評価との単純な比較はできないこと  
5 に留意すること。

6

7 **項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題**

8 **【2-1 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進】**

9 (1) 里地里山の保全・利用に向けた取組

10 里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等を構成要素としており、人為による  
11 適度なかく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となって

1 います。このような里地里山の環境は、人々の暮らしに必要な燃料、食料、資材、肥料等の多くを自然か  
2 ら得るために人が手を加えることで形成され、維持されてきました。しかし、戦後のエネルギー革命や営  
3 農形態の変化等に伴う森林や農地の利用の低下に加え、農林水産業の担い手の減少や高齢化の進行により  
4 里地里山における人間活動が急速に縮小し、その自然の恵みは利用されず、生物の生息・生育環境の悪化  
5 や衰退が進んでいます。

6 こうした背景を踏まえ、国土の生物多様性保全の観点から、生態系ネットワーク形成の観点も踏まえつ  
7 つ重要な地域を明らかにし、これを核に「国土レベルでの里地里山保全のランドデザイン策定」を進め  
8 るため、生物多様性保全上特に重要性の高い里地里山の選定のための検討を行い、平成27年度に生態系ネ  
9 ットワークの核となる「生物多様性保全上重要な里地里山（以下、「重要里地里山」という。）」500箇所  
10 を選定しました。選定した重要里地里山を中心に保全・再生を多様な主体の参画のもとに推進したほか、  
11 森林、湿原、草原、サンゴ礁など様々な生態系を対象に全国で実施されている自然再生の取組を支援しま  
12 した（令和元年3月時点で自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、26か所、約48万ha）。重要里地里  
13 山等に生息する種の保全の取組を推進するため、複数の種が集中的に分布して生態系を形成する地域（絶  
14 滅危惧種分布重要地域）を明らかにすることを目指し、平成30年度から重要地域における種の分布情報等  
15 の調査を開始しました。

16 また、地方公共団体において自然的・社会的要素を踏まえた地域単位を設定し、生態系ネットワークの  
17 考え方も踏まえつつ生物多様性や社会的条件などから典型的な里地里山を設定するための考え方や、地域  
18 や活動団体における自らの保全活用の目標設定やモニタリング評価のよりどころとなる里地里山環境の  
19 指標と手法について策定し、普及を図りました。これらの施策の実施に向け、里地里山に関する科学的知  
20 見の充実を図るため、モニタリングサイト1000事業では、国内の約200ヶ所の調査サイトにおいて地元で  
21 活動する市民を中心に、里地の植物相、チョウ類、鳥類、中大型哺乳類など9種類の調査を行っており、  
22 5年に1度のとりまとめとして、生態系ごとにとりまとめ報告書を作成し、平成26年7月、令和元年11  
23 月に公表しました（モニタリングサイト1000については、5-1参照）。

24 また、里地里山に生息・生育する野生生物に着目した自然資源の利活用を図るため、地域資源を活用し  
25 た環境教育やエコツーリズムの場の提供による地域づくりを試行的に実施し、野生生物の利活用による地  
26 域づくりに取り組む上での考え方や手順について整理しました。地域に散在する木質バイオマス資源を活  
27 用することにより森林等の保全・再生を図るため、平成28年度から平成30年度にかけて「木質バイオマス  
28 資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業」の推進により、地域資源（里山資源）を  
29 持続的に活用することを目標とした地方公共団体が実施する計画策定に対して支援を行いました。

30 特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結  
31 による持続可能な管理や市民への公開等の取組を推進しました。

32 文化財保護法では、棚田や里山といった「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により  
33 形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観と定義  
34 するとともに、文化的景観のうち、地方公共団体が保存の措置を講じ、特に重要であるものを重要文化的  
35 景観に選定しています。平成16年度の本制度発足より全国の重要文化的景観を65件選定し、そのうち平成  
36 24年9月から令和2年3月にかけて、35件が重要文化的景観として選定されました。これに加え、重要文  
37 化的景観の保存と活用を図るために地方公共団体が行う調査、保存計画策定、整備、普及啓発事業に要す  
38 る経費に対する補助を実施しました。

1 さらに平成26年度より里地里山の保全を含めた「森里川海プロジェクト」を開始し、自然の恵みを支え  
2 る社会づくりに向けた取組として、地方公共団体、有識者、先進的な取組を行っている方々との対話や議  
3 論を行うなど意見交換会や公開シンポジウムを開催しました。

4 このほか、環境省ウェブサイト等において地域や活動団体の参考となる里地里山の特徴的な取組事例や  
5 里地里山の保全に資するボランティア活動に関する活動場所や専門家等の情報提供を行いました。

## 6 7 (2) 里海の保全・利用に向けた取組

8 里海は、古くから水産資源の獲得やそれらの流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域  
9 です。人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった場所であるとともに、人と自  
10 然の領域の中間点にあるエリアでもあり、陸地という里山と同じく人と自然が共生する場所でもあ  
11 ります。健全な里海は、人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循  
12 環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを  
13 与えてくれます。この貴重な財産を次代へと継承するため、より多くの人々が環となって「望ましい  
14 沿岸海域の環境」を維持していかなければなりません。

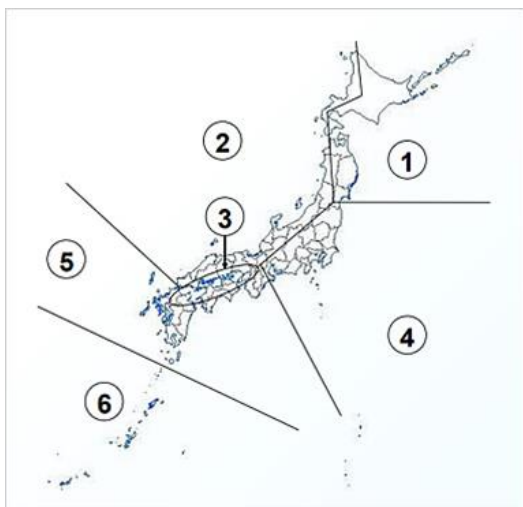
15 このため、里海の創生に向けて、人が関わってより良い海を作り、豊かな恵みを得る「里海」づくりの  
16 考え方を取り入れた沿岸域の水環境の保全・再生等に関する取組を促進するため、里海づくりに係る手引  
17 書や全国の活動状況等の情報について、環境省ウェブサイト「里海ネット」に掲載し情報発信しました。  
18 これに加え、平成24年度に東日本大震災からの復旧・復興の一環として、岩手県宮古湾において、アマモ  
19 場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定し、平成25年度には里海復興のノウハウ等を取り  
20 まとめた「里海復興プラン策定の手引き」を策定しました。

21 また、平成26年度に藻場・干潟の分布状況を効率的に把握するための調査手法の検討を行い、平成27  
22 年度から29年度の3年間で瀬戸内海における藻場・干潟の分布状況調査を行い、平成30年度及び平成31  
23 年度には有明海及び八代海における藻場・干潟の分布状況調査を実施しました。

24 さらに、平成30年度は、平成22年度及び平成26年度に引き続き、各地の里海づくりに関する実施数を  
25 把握するとともに、情報・事例を収集・整理しました。里海づくり活動は北部太平洋沿岸から琉球列  
26 島沿岸までの全国各地で行われており、瀬戸内海沿岸や西部太平洋沿岸等で多い結果となりました。  
27 調査で確認された全国の里海づくり活動事例は291例にのぼり、里海づくりの取組は着実に広がって  
28 います。

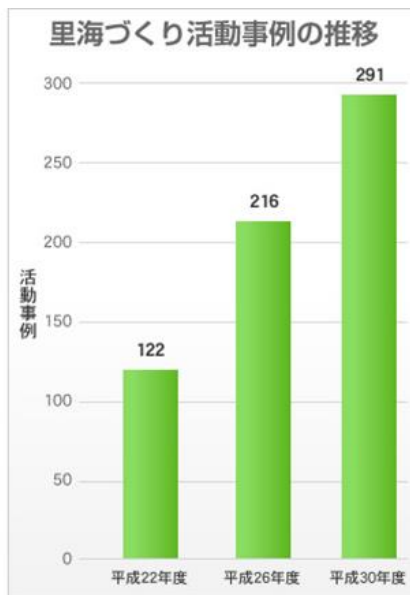
図2-2 里海づくり活動事例の推移

出典：環境省資料



海域区分名は以下のとおり。

- ①北部太平洋沿岸、②日本海沿岸、③瀬戸内海沿岸、
- ④中部太平洋沿岸、⑤西部太平洋沿岸等、⑥琉球列島沿岸



このほか、平成30年は「里海」が提唱されてから20周年を迎えており、「里海」づくりの考え方を取り入れた沿岸域の水環境の保全・再生等に関する取組を促進するため、平成30年8月にNPO等とこれからの里海づくりを考える「里海」生誕20周年記念シンポジウムを開催しました。

(次期国家戦略に向けた課題)

里地里山は、かつて普通に見られた種の減少や、野生鳥獣や外来種による被害の深刻化等、引き続き多くの問題を抱えており、普通種が絶滅危惧種にならないよう、今後とも開発や管理放棄等に対応していくことが必要です。

戦略 2012-2020 において目指すとされている自立・分散型社会の形成においては、里地里山の資源を持続的に活用し、健全な二次的自然環境を維持することが必要です。

そのためには、法的な自然環境の保護地域以外にも、自然環境の保全上重要な役割を実質的に果たしているエリアの評価・認証を行うことや、人々の暮らし方の変化も踏まえた里地里山の保全・活用を推進することで、里地里山及び里海における生物多様性や生態系の保全等を強化することが重要です。

## 【2-2 鳥獣と共存した地域づくりの推進】

### (1) 野生鳥獣の管理の強化

近年、ニホンジカやイノシシ等の一部の鳥獣については、急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大し、その結果、自然生態系や農林水産業等への被害が拡大・深刻化しています。また、現在34ある国立公園のうち、約20の国立公園では、ニホンジカによる生態系への影響が確認されており、高山帯のお花畑や森林内の下草の消失がみられます。さらに、鳥獣と列車・自動車との衝突事故が増加するなど、生活環境へも被害が拡大しています。加えてニホンジカの採食圧による林床植

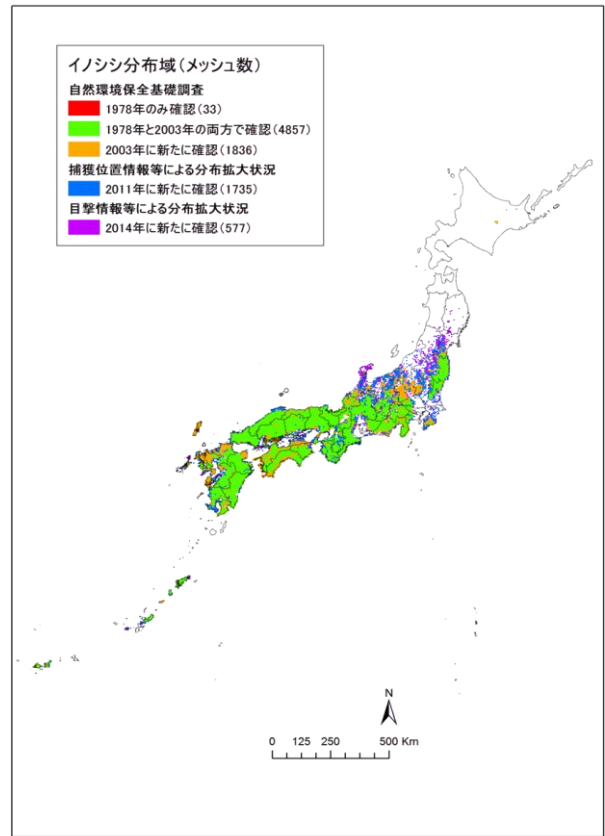
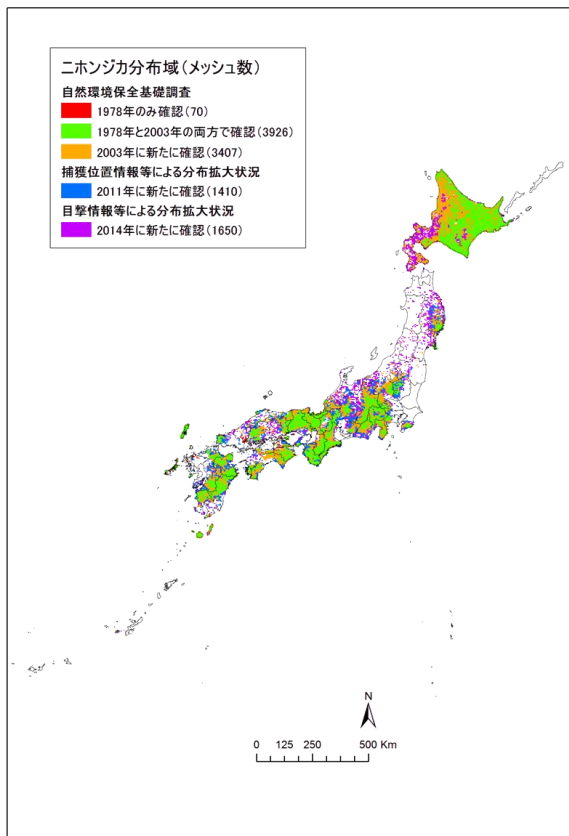
1 生の劣化・消失が、森林の持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能を低下させ、災害を誘発する懸  
 2 念も指摘されています。

3 このほか、狩猟免許所持者の人口は、約53万人（昭和45年度）から約18万人（平成24年度）まで  
 4 減少し、平成28年度には約20万人と持ち直しているものの、平成20年度以降は60歳以上の狩猟者が  
 5 全体の6割を超え、依然として高齢化が進んでいることから、捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手  
 6 の育成・確保が求められています。

7

8 図2-3 ニホンジカとイノシシの分布域比較

出典：環境省資料

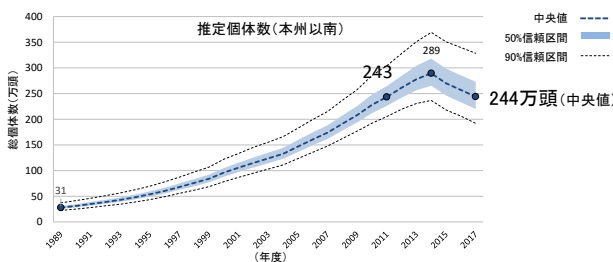


9 図2-4 ニホンジカとイノシシの推定個体数

出典：環境省資料

10 1. ニホンジカ(本州以南)の個体数推定の結果

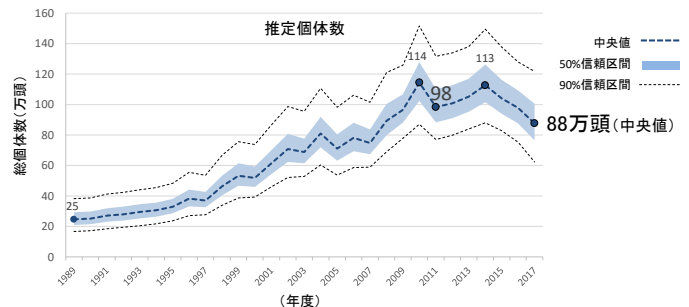
- 2017年度末(平成29年度末)におけるニホンジカ(本州以南)の推定個体数は、中央値で約244万頭(90%信頼区間:約192万~329万頭)となりました。
- ニホンジカ(本州以南)の推定個体数は、2014年度(平成26年度)以降、減少傾向が継続しています。



※ 2017(平成29)年度の自然増加率の推定値は、中央値1.16(90%信頼区間:1.09-1.24)  
 ※ 50%信頼区間:220-273万頭、90%信頼区間:192万頭-329万頭  
 ※ 2018(平成30)年度の北海道の推定個体数は、約66万頭(北海道資料)

11 2. イノシシの個体数推定の結果

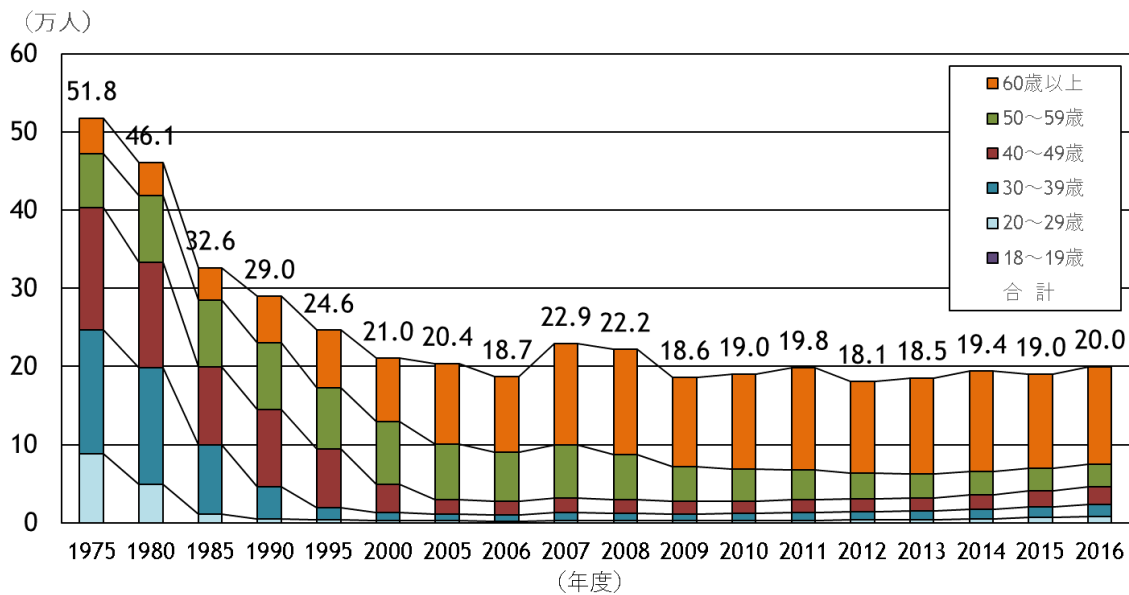
- 2017年度末(平成29年度末)におけるイノシシの推定個体数は、中央値で約88万頭(90%信頼区間約62万~122万頭)となりました。
- イノシシの推定個体数は、2014年度(平成26年度)以降、減少傾向が継続しています。



※ 2017(平成29)年度の自然増加率の推定値は中央値1.47(90%信頼区間:1.24-1.71)  
 ※ 50%信頼区間:76-101万頭、90%信頼区間:62万頭-122万頭

図2-5 全国の年齢別狩猟免許所持者数

出典：環境省資料



こうした背景を踏まえ、鳥獣の保護管理を図るため「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改定を行い、平成28年10月に第12次基本指針として策定しました。この第12次基本指針に基づき、鳥獣の管理の強化に伴う懸念への対応として、鉛製銃弾の使用による鳥類の鉛中毒症例を科学的に把握するために必要な情報収集や効果的なモニタリング体制の構築に取り組みました。また、鳥獣の捕獲情報等を収集する体制整備として、捕獲される全ての鳥獣種の捕獲情報を収集する情報システムの整備と運用を実施し、さらに令和3年度の次期システムへの更新に向け、システムの機能強化等に向けた検討を行いました。

また、鳥獣による人身や農作物などに及ぼす被害を防ぎ、人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを進めるため都道府県における第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成を促進し、令和2年3月末現在で47都道府県、152計画（第一種：8計画、第二種：144計画）が作成されました。また、鳥獣の保護及び管理のより効果的な実施を図るため、特定鳥獣5種（イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ）の保護及び管理に関する検討会を平成24年度から継続して開催し、効果的な保護管理手法等の最新の知見についてとりまとめるとともに、ニホンジカやイノシシの個体数推定及び将来予測を実施しました。当該検討会において整理された効果的な保護管理手法等の最新の知見を踏まえ、ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、カワウ等のガイドラインを改訂・公表したほか、ガイドラインの補足となる「保護管理レポート」を作成し、各都道府県へ配布し積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行いました（令和2年3月末時点で6種を対象としてのべ12回のガイドラインを補足・改訂）。

また、希少鳥獣でありながらも漁業被害をもたらす北海道えりも地域のゼニガタアザラシについては、平成28年3月に策定した「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」の計画期間の満了を受けて、個体群管理や被害対策防除を進め個体群動態に係るモニタリング等の手法を確立することを目的として、地方公共団体、地元漁業者、有識者等との検討を踏まえ、令和元年度に「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第2期）」の取りまとめを行いました。



1 被害防止計画については、令和元年10月末時点で1,489市町村が作成しており、平成24年4月末からの  
2 約7年間で294市町村増えました。国においては被害防止計画に基づく、緩衝帯の整備等の生息環境管理、  
3 侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防除、個体数抑制のための集中的な捕獲活動等の被害防止の取組に  
4 ついて、鳥獣被害防止総合対策交付金により総合的に支援しました。また、市町村における被害防止計画  
5 の作成のほか、鳥獣被害対策実施隊の設置も促進しており、令和元年10月末現在で1,203市町村が作成し  
6 ており、平成24年4月末からの約7年間で785市町村増えました。さらに、野生鳥獣の管理をより強化す  
7 るため、平成25年12月に農水省と環境省で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ「ニホンジカ、イ  
8 ノシシの個体数を10年後までに半減する」という目標を設定しました。これを踏まえ、平成27年5月に  
9 施行された鳥獣保護管理法においては、都道府県等が捕獲等を行う指定管理鳥獣捕獲等事業や捕獲  
10 の担い手の確保・育成に向けた認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、「鳥獣の管理」のための新  
11 たな措置が導入されました。指定管理鳥獣捕獲等事業とは、集中的かつ広域的に管理を図る必要が  
12 あるとして環境大臣が指定した指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）について、都道府県又は  
13 国の機関が捕獲等を行い、適正な管理を推進するものです。国は指定管理鳥獣の捕獲等の強化を図  
14 るため、都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、交付金により支援を行っており、  
15 令和元年度においては、42道府県等で当該事業が実施されました。認定鳥獣捕獲等事業者制度とは、  
16 鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に  
17 適合し、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県が認定する  
18 ものです。鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者及び事業管理責任者等に修了が義務付けられている安全  
19 管理講習及び技能知識講習並びに夜間銃猟を含む認定を受けるために必要な夜間銃猟安全管理講習  
20 を政府が実施しており、各都道府県において認定鳥獣捕獲等事業者（令和2年3月末時点：42都道  
21 府県、146団体）の認定が進んでいます。これらの取組の実施により、ニホンジカ及びイノシシの捕  
22 獲数は増加し、推定生息個体数は平成26年度をピークに減少傾向となっています。

23 このほか、鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、狩猟免許の取得年齢の引下げ、狩猟  
24 の魅力を紹介するフォーラムの開催、地方公共団体職員等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の  
25 専門的知見及び技術を有する者を登録・紹介する人材登録事業の実施等、様々な取組を行いました。

26

## 27 （2）感染症等への対応

28 平成16年以降、野鳥及び家きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されている  
29 ことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「マニユ  
30 アル」という。）に基づき、渡り鳥等を対象として、ウイルス保有状況調査を全国で実施し、その  
31 結果を公表しました。なお、上記マニュアルについては、平成28年11月から平成29年3月にかけて、  
32 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認件数が過去最大となったことを受け、監視体制の効  
33 率化も踏まえた高病原性鳥インフルエンザウイルスの早期発見等を目的として、平成29年10月に改  
34 訂を実施しました。また、期発見・早期対応を目的としたサーベイランス（調査）を都道府県や大  
35 学等の研究機関と協力しながら実施し、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の監視体制を維  
36 持しました。そのほか、人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査や国指定鳥獣保護区等へ  
37 の渡り鳥の飛来状況について環境省ウェブサイトを通じた情報提供等の対策を実施しました。

38 平成30年9月には、岐阜県の農場において、国内で26年ぶりとなるCSF（豚熱）が発生しました。

1 その後、野生イノシシにおいても感染が拡大しています。こうした事態を受け、環境省においては、  
2 野生イノシシの感染確認検査について、各都道府県が実施する検査への協力を行ったほか、捕獲従  
3 事者や狩猟者等に対してCSF及びASF（アフリカ豚熱）の効果的な防疫措置の実施を図るため、令和  
4 元年度に農林水産省と共同で「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手  
5 引き」を公表しました。さらに、CSFの感染拡大防止を図るため、関係県及び農林水産省と連携して、  
6 捕獲重点エリアを設定し、交付金による捕獲支援を行うなど、野生イノシシの捕獲強化に向けた取  
7 組を実施しました。

8 (次期国家戦略に向けた課題)

9 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」で掲げた捕獲目標に向けて、各種取組によりニホンジカ及びイ  
10 ノシシの捕獲数は増加し、推定生息個体数は平成26年度をピークに減少傾向となっていますが、  
11 生態系・農林業等への被害は依然として深刻な状況であり、引き続き取組を進めていくことが重  
12 要です。

13  
14 また、狩猟者の人口は、平成28年度には約20万人と持ち直しているものの、依然として高齢化  
15 が進んでいることから、捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手の育成・確保が引き続き必要です。

16 さらに、平成28年11月から平成29年3月にかけて野鳥における確認件数が過去最大となった高  
17 病原性鳥インフルエンザや、国内で26年ぶりに発生が確認されたCSF（豚熱）等、各種感染症に  
18 も臨機応変に対応することが必要です。

### 21 【2-3 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進】

22 農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、  
23 多くの生きものにとって貴重な生息・生育環境の提供や、特有の生態系の形成・維持等、生物多様性の保  
24 全にも貢献しています。一方で、持続可能な農林水産業の維持・発展のためにはその基盤である生物多様  
25 性の保全が不可欠であることから、生物多様性の保全をより重視した視点を取り入れた、多面的機能を供  
26 給する場としての質を高める持続可能な農林水産業が求められています。

27 農林水産分野においては、持続可能な農業生産を支える取組の推進を図るため、化学肥料、化学合成農  
28 薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い  
29 営農活動（有機農業など）に取り組む農業者の組織する団体等を支援する環境保全型農業直接支払を実施  
30 しました（参考：令和元年度の実施面積は約80,000haで、開始年度の平成24年度（約41,000ha）から増加  
31 傾向にあり、着実に取組が進捗しています）。農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、  
32 残留性などを厳格に検査したうえで登録されており、我が国の営農形態等を踏まえ、環境への悪影響が生  
33 じないよう、農薬使用基準を適切に設定し、農薬危害防止運動等を通じて、農薬の適正使用指導を推進し  
34 ました。また、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に効果が高い技術を用いた  
35 農業生産方式を導入する農業者（エコファーマー）について、累積新規認定件数は毎年着実に増加し、平  
36 成30年度末には310,123件となりました。加えて、農業者一人ひとりが環境保全に向けて最低限取り組む  
37 べき事項を定めた農業環境規範や環境保全、食品安全、労働安全等の取組を幅広く包含したGAP（農業生  
38 産工程管理）については、農林水産省が実施する補助事業等の実施に関連付けており、平成24年度から平

1 成29年度までに累計230事業に関連づけを行いました。このほか、生物多様性に配慮した農林水産物であ  
2 ることをあらわす「生きものマーク」の取組については、その事例や活動を実践する際の要点をまとめた  
3 「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業の生物多様性保全への貢献について発信  
4 しました。

5 林業分野においては、森林・林業基本計画及び全国森林計画に、森林の機能と望ましい姿、森林の  
6 有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を明記しています。また、その機能の一つとして  
7 生物多様性保全機能も位置づけており、各機能区分に応じた森林の整備及び保全を行うことで、生  
8 物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献しました。

9 国有林野においては、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林を、厳格な保護・管理  
10 を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査を通じた適切な保全・  
11 管理を推進するとともに、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よ  
12 りきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めました。また、森林整備と野生鳥獣対策を一体的に  
13 行うため、防護柵の設置、被害箇所の回復措置を実施するとともに、GPSや自動撮影カメラ等によるシカ  
14 の生息・分布調査や被害調査、職員によるくくりわな等による捕獲、効果的な捕獲技術の実用化や普及活  
15 動の推進、猟友会等と連携した捕獲推進体制の構築等に取り組みました（森林の適切な整備・保全の取組  
16 の詳細については、3-2参照）。

17 水産業分野においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種放流等による効率的な増殖の取組  
18 を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理措置等を  
19 内容とする資源管理計画に基づく取組を支援しました。さらに、沿岸域の藻場・干潟の造成等生育環境の  
20 改善を実施したほか、持続的養殖生産確保法に基づき、漁協等が養殖漁場の水質等に関する目標、適  
21 正養殖可能数量、その他の漁場環境改善のための取組等をまとめた「漁場改善計画」の作成を推進  
22 しました。水産資源の保護・管理については、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限等の規制や、  
23 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目  
24 した管理を行ったほか、(ア)「資源管理指針・計画」の推進、(イ)ミンククジラ等の生態、資源量、回  
25 遊等の実態把握及び資源回復手法の解明に資する調査、(ウ)ヒメウミガメ、シロナガスクジラ及びジュ  
26 ゴン等の原則採捕禁止等、(エ)サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実  
27 施促進等、(オ)混獲防止技術の開発等を実施しました。これに加え、海洋生物の生理機能を解明して革  
28 新的な生産につなげる研究開発と生物資源の正確な資源量の変動予測を目的に生態系を総合的に解明す  
29 る研究開発等を実施しました（漁港及び漁場における環境整備の取組の詳細は、3-5参照）。

30 また、農林業者や地域住民、NGO・NPO等の民間団体、事業者、地方公共団体など多様な主体による里  
31 地里山の保全活動の促進を図るため、平成24年度から里地里山の保全活動において発生する草本質系バ  
32 イオマス資源の有効活用手法について検討し、平成28年度から平成30年度にかけて森林等に賦存する  
33 木質バイオマス資源を持続的に活用する再生可能エネルギー設備の導入等に向けた調査や計画策定  
34 の支援などの実施により、地域資源（里山資源）の活用による持続可能な取組を行いました。さら  
35 に、伝統的生活文化の知恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、地域の創意工夫  
36 と伝統的知識や技術の活用事例の再評価を行ったほか、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を  
37 幅広く収集・分析し、検索可能なデータベースとして整理し、環境省のウェブサイトで発信しまし  
38 した。

1 これに加え、生物多様性の評価を活用した企業等による支援を促す取組の一環として、平成 23 年度  
2 から平成 25 年度までの 3 カ年にわたって、農山漁村における生物多様性保全に資する活動の意義  
3 やその価値を経済的に把握するとともに、これを用いて農林漁業者と企業等との経済的関係を構築  
4 するための手法について調査事業を行い、平成 26 年 3 月に「自然資本を活かした農林水産業の手引  
5 き」として取りまとめました。このほか、生物多様性保全を重視した食農ビジネスの普及・啓発を  
6 推進することを目的として、令和 2 年 2 月に SDGs×生物多様性シンポジウム「未来を創る食農ビジ  
7 ネス」を開催し、農林水産業の生物多様性への貢献に努めました。

8 (次期国家戦略に向けた課題)

9 生物多様性に配慮した農林水産業は、農林水産物を供給するだけでなく、洪水防止や水質の浄  
10 化、地域の特色ある伝統文化や農村景観の形成等、生態系サービスと農林水産業との相乗効果を  
11 生み出しており、その基盤としての農山漁村の振興にあたっては、ランドスケープアプローチに  
12 よる統合的な取組の視点が重要です。  
13

14 持続可能な開発目標 (SDGs) や気候変動対策との関係性を踏まえ、環境保全型農業の推進等  
15 により、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業の維持及び発展を目指すことが重要です。  
16

#### 17 **【2-4 地域固有の野生生物を保全する取組の推進】**

18 2019 (令和元) 年 5 月に IPBES (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォー  
19 ム: Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) が公表  
20 した地球規模評価報告書によると、地球上には絶滅の危機に瀕している生きものが約 100 万種おり、人類  
21 史上これまでにないスピードで生物多様性が減少していると指摘しています。我が国でも、平成 24 年度  
22 に第 4 次レッドリスト (絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト) を取りまとめており、平成 27  
23 年度から、生息状況の悪化等によりカテゴリー (ランク) の再検討が必要な種について、時期を定  
24 めず必要に応じて個別に改訂し、令和 2 年 3 月に第 5 回目の改訂版として「レッドリスト 2020」を公表  
25 しました。レッドリスト 2020 において、74 種についてカテゴリーを見直したところ、絶滅危惧種が  
26 40 種増加し、合計 3,716 種となり、平成 24 年度に公表した第 4 次レッドリストの 3,597 種から 119 種増加  
27 しました。平成 29 年度に公表された環境省版海洋生物レッドリストに掲載された絶滅危惧種 56 種と合わせ  
28 ると、絶滅危惧種は 3,772 種となります。絶滅危惧種の増加傾向から我が国の野生生物が置かれている状  
29 況も依然として厳しいことが明らかになりました。  
30

31 野生生物は人間にとって欠くことのできない生存基盤を提供しており、その保全は大変重要な課題です。  
32 このため、(1) 絶滅のおそれのある種の保存、(2) 外来種による生態系等への被害対策について、それ  
33 ぞれ以下の取組を行いました。  
34  
35  
36  
37  
38

表 2-3 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種数 1  
環境省レッドリスト2020掲載種数表 2

分類群	評価対象種数	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅危惧種			準絶滅危惧 NT	情報不足 DD	掲載種数 合計	絶滅の おそれのある 地域個体群 LP		
				絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類						
				I A類 CR	I B類 EN	Ⅱ類 VU						
動物	哺乳類	160 (160)	7 (7)	0 (0)	34(33) 25(24) 12(12)   13(12)			9(9)	17 (18)	5 (5)	63 (63)	26 (23)
	鳥類	約700 (約700)	15 (15)	0 (0)	98(98) 55(55) 24(24)   31(31)			43(43)	22 (21)	17 (17)	152 (151)	2 (2)
	爬虫類	100 (100)	0 (0)	0 (0)	37(37) 14(14) 5(5)   9(9)			23(23)	17 (17)	3 (4)	57 (58)	5 (5)
	両生類	91 (76)	0 (0)	0 (0)	47(29) 25(17) 5(4)   20(13)			22(12)	19 (22)	1 (1)	67 (52)	0 (0)
	汽水・淡水魚類	約400 (約400)	3 (3)	1 (1)	169(169) 125(125) 71(71)   54(54)			44(44)	35 (35)	37 (37)	245 (245)	15 (15)
	昆虫類	約32,000 (約32,000)	4 (4)	0 (0)	367(363) 182(177) 75(71)   107(106)			185(186)	351 (350)	153 (153)	875 (870)	2 (2)
	貝類	約3,200 (約3,200)	19 (19)	0 (0)	629(616) 301(288) 39(33)   28(16)			328(328)	440 (445)	89 (89)	1,177 (1,169)	13 (13)
	その他無脊椎動物	約5,300 (約5,300)	1 (0)	0 (0)	65(65) 22(22) 0(0)   2(2)			43(43)	42 (42)	44 (44)	152 (151)	0 (0)
	動物小計		49 (48)	1 (1)	1,446(1,410) 749(722)			697(688)	943 (950)	349 (350)	2,787 (2,759)	63 (60)
植物等	維管束植物	約7,000 (約7,000)	28 (28)	11 (11)	1,790(1,786) 1,049(1,045) 529(525)   520(520)			741(741)	297 (297)	37 (37)	2,163 (2,159)	0 (0)
	蘚苔類	約1,800 (約1,800)	0 (0)	0 (0)	240(241) 137(138)			108(108)	21 (21)	21 (21)	282 (283)	0 (0)
	藻類	約3,000 <sup>注1</sup> (約3,000)	4 (4)	1 (1)	116(116) 95(95)			21(21)	41 (41)	40 (40)	202 (202)	0 (0)
	地衣類	約1,600 (約1,600)	4 (4)	0 (0)	63(61) 43(41) 2(0)   0(0)			20(20)	41 (41)	46 (46)	154 (152)	0 (0)
	菌類	約3,000 <sup>注1</sup> (約3,000)	25 (26)	1 (1)	61(62) 37(39) 0(0)   1(0)			24(23)	21 (21)	51 (50)	159 (160)	0 (0)
	植物等小計		61 (62)	13 (13)	2,270(2,266) 1,361(1,358)			909(908)	421 (421)	195 (194)	2,961 (2,956)	0 (0)
13分類群合計		110 (110)	14 (14)	3,716(3,676) 2,110(2,080)			1,606(1,596)	1,364 (1,371)	544 (544)	5,748 (5,715)	63 (60)	

※表中の括弧内の数字はレッドリスト2019(平成31(2019)年公表)の種数(亜種、および植物等では変種を、さらに藻類では品種を含む)を示す。

LPは対象集団数。

※貝類、その他無脊椎動物、地衣類、菌類の一部の種については絶滅危惧Ⅰ類をさらにⅠA類(CR)とⅠB類(EN)に区分して評価を実施。

注1)肉眼的に評価が出来ない種等を除いた種数。

## 海洋生物レッドリスト(2017)掲載種数表

分類群	評価対象種数	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅危惧種			準絶滅危惧 NT	情報不足 DD	掲載種数 合計	絶滅の おそれのある 地域個体群 LP
				絶滅危惧 I A類 CR	絶滅危惧 I B類 EN	絶滅危惧 II類 VU				
魚類	約3,900種	0	0	16			89	112	217	2
				8	6	2				
サンゴ類	約690種	1	0	6			7	1	15	0
				0	1	5				
甲殻類	約3,000種	0	0	30			43	98	171	2
				8	11	11				
軟体動物 (頭足類)	約230種	0	0	0			3	0	3	0
				0	0	0				
その他無脊椎動物	約2,300種	0	0	4			20	13	37	1
				1	2	1				
合計		1	0	56			162	224	443	5
				17	20	19				

### (1) 絶滅のおそれのある種の保存

平成25年6月に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）が改正され、広告の規制等が新しく追加されたことから、インターネット取引を含む希少野生動植物種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。平成29年度の種の保存法の改正により、商業目的での捕獲等のみを規制することができる特定第二種国内希少野生動植物種制度を創設し、同制度に基づき、令和元年度に初めて特定第二種国内希少野生動植物種を3種指定しました。このほか、同年度の法改正によって、動植物園等の公的機能の明確化と社会的な認知度の向上等をはかるため、「認定希少種保全動植物園等」制度が創設され、平成30年6月に本制度が開始されました（参考：令和2年3月時点で6施設が認定）。

また、絶滅危惧種の保全を全国的に推進するための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策を示した「絶滅のおそれのある野生動物種の保全戦略」を平成26年4月に策定しました。本戦略において、令和2年までに種の保存法に基づく国内希少野生動植物種を300種追加指定することを目指しており、令和元年度までに267種を追加指定しました（特定第二種国内希少野生動植物種を含めると270種を追加指定）。なお、令和2年3月末時点で国内希少野生動植物種については、哺乳類15種、鳥類44種、爬虫類11種、両生類14種、魚類10種、昆虫類50種、陸産貝類30種、甲殻類6種、植物176種の計356種を指定しており、そのうち64種について51の保護増殖事業計画（平成24年度から令和元年度までに策定種計画数を16増加）を策定し、トキ、ツシヤマネコなどについて生息状況調査、生息地の環境整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行いました。

また、種の保存法に基づき指定している全国9カ所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。特にトキについては、佐渡島ほか5つの地域において生息域外での飼育繁殖を進めつつ、飼育下で繁殖した個体を年2回に分け概ね30～40羽の放鳥を継続して実施しており、令和元年12月末現在、野生下繁殖の個体も含め推定424羽が野生下で生存している

1 ことが確認されました。また、平成27年度に策定した「トキ野生復帰ロードマップ2020」の目標である「2020  
2 年頃までに220羽のトキが佐渡島に定着する」ことに向けた取組を実施し、平成30年6月に2年前倒して  
3 目標を達成しました。

4 ライチョウについては、平成27年から乗鞍岳で採取した卵を用いて飼育・繁殖技術確立のための  
5 取組を上野動物園や富山市ファミリーパークなど6施設で行い、飼育下繁殖に成功しました（令和2年3  
6 月時点で42羽が成育中）。また、特に生息環境の悪化している南アルプスの北岳において、ヒナの生存率  
7 を高めるため、ケージでの保護や捕食者の捕獲等の対策を継続するとともに、過去にライチョウが生息し  
8 ていた中央アルプスでの個体群復活に向けた卵の移植試験を実施しました。

9 そのほか、絶滅のおそれのある猛禽類については、猛禽類保護のための基本的な考え方や保護のた  
10 めの調査方法等の指針として、平成24年に「猛禽類保護の進め方」（改訂版）、平成25年に「サシバの保  
11 護の進め方」、平成28年に「チュウヒ保護の進め方」を公表し、絶滅のおそれのある猛禽類の保護を進め  
12 ました。

13 沖縄島周辺海域に生息するジュゴンについては、漁業関係者等との情報交換を進めるとともに、過去に  
14 ジュゴンの目撃情報のあった先島諸島等におけるジュゴンの喰み跡のモニタリング調査やジュゴンの目  
15 撃情報等の収集を実施しました。

16 トキやコウノトリ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、絶滅のおそれが極めて高く、本来の生息域  
17 内における保全施策のみでは近い将来種を存続させることが困難となるおそれがある種について、飼育下  
18 繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。平成26年度に公益社団法人日本動物園水族館協  
19 会と環境省との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、ツシマヤマネコ、  
20 ライチョウ、アマミトゲネズミ、ミヤコカナヘビ等の生息域外保全に取り組んでいます。個別の動物園で  
21 はなく協会全体として取り組んでもらうことで、動物園間のネットワークを活用した一つの大きな飼育個  
22 体群として捉えて計画的な飼育繁殖を推進することが可能となっております。また、絶滅危惧植物につい  
23 ても、平成27年度に公益社団法人日本植物園協会と協定を締結し、同協会と連携を図りながら、生息域外  
24 保全手法の検討や野生復帰等の取組を進めました。

25 さらに新宿御苑においては、公益社団法人日本植物園協会や各植物園などと連携して日本各地に自生す  
26 る絶滅危惧植物の種子保存を行い、令和元年度末時点で451種を保存しました（参考：平成23年度末から  
27 令和元年度末までに233種増加）。

28

## 29 （2）外来種による生態系等への被害対策

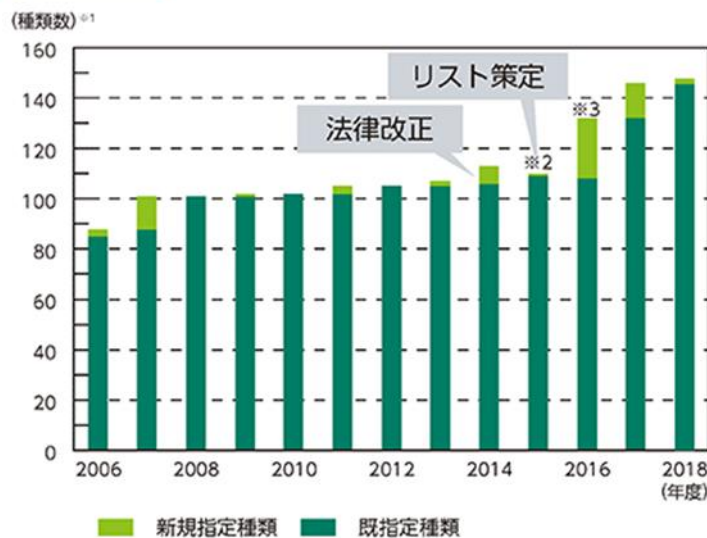
30 日本の生物多様性の危機の一つとして、外来種による危機が挙げられています。外来種の中には  
31 我が国の生物多様性を脅かす侵略的なものがあり、地域ごとに独自の生物相や生態系が形成されて  
32 いる我が国の生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。このため、特定外来生物に  
33 よる生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき、我が国の生態系  
34 等に被害を及ぼすおそれのある外来種を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等を規制しました  
35 （参考：令和2年3月時点で特定外来生物は合計148種類（3科、15属、122種、8交雑種）を指定）。

36

37

38

図 2-6 特定外来生物の指定種類数



※1：特定外来生物は、科、属、種、交雑種について指定しているため、種類数を単位とする。  
 ※2：既指定であったゴケグモ属4種については、新規に指定されたゴケグモ属全種（1種類）に包含された。  
 ※3：既指定であったノーザンパイク及びマスキーパイク2種については、新規に指定されたカワカマス科全種（1種類）に包含された。

資料：環境省

また、外来種による被害を防止するためには、外来生物法に基づく規制措置のみではなく、総合的な対策が必要であることから、戦略2012-2020においては、愛知目標を踏まえ、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すための行動計画や我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリストを策定することを国別目標としました。これに基づき、平成24年度から有識者など

- 1) 我が国の外来種対策を総合的かつ効果的に推進するため、外来種対策を計画的に実施するための基本的な考え方、各主体の行動指針、国の行動計画等となる「外来種被害防止行動計画」、
- 2) 外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とし、国内由来の外来種、特定外来生物以外の外来種等を含む429種類の外来種を掲載した「我が国の生態系等へ被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を策定しました。

生物多様性の保全上重要な地域における外来種の防除としては、奄美大島及び沖縄島やんばる地域においてアマミノクロウサギやヤンバルクイナ等の絶滅危惧種に対して捕食等の被害を及ぼしているマングース等の防除事業を実施したほか（奄美大島及び沖縄やんばる地域におけるマングースの捕獲頭数は、それぞれ197頭（平成24年度）から0頭（令和元年度）、203頭（平成24年度）から26頭（平成30年度）と減少傾向）、小笠原国立公園におけるグリーンアノールや西表石垣国立公園におけるオオヒキガエルの駆除作業等を実施しました。

国有林野において設定されている「保護林」や「緑の回廊」においては、外来生物の駆除、侵入防止のための予防措置等を実施しました。



1 さらに、侵入初期の外来種の緊急防除としては、日本では対馬のみで定着し、中国・九州地方で  
2 確認されているツマアカスズメバチや、近年急速に琵琶湖において分布を拡大し生態系等への被害  
3 を及ぼしているオオバナミズキンバイ等の防除事業を実施しました。広域に分布する外来種の対策  
4 としては、知床国立公園においてシマフクロウの脅威となるアライグマの防除、伊豆沼・内沼、琵琶  
5 湖、藪牟田池などのラムサール登録湿地においてオオクチバス等防除モデル事業を実施し、モデル  
6 事業の成果と課題について検証を行い、その結果を広く公表しました。加えて、全国に分布する  
7 アカミミガメについての防除手法の検討等を進め、生態系への影響を緩和する手法を取りまとめ、  
8 広く公表しました。

9 そのほか、近年、より一層貿易量が増えるとともに、輸入品に付着することにより非意図的に国  
10 内に侵入する生物が増加し、平成29年6月に国内で初確認された南米原産のヒアリについて、確認  
11 件数は、令和2年3月までに15都道府県で48事例に上りました。このため環境省では、地元自治体  
12 や関係行政機関等と協力して発見された個体は全て駆除するとともに、リスクの高い港湾において  
13 モニタリング調査を実施するなど、ヒアリの定着を阻止するための対策を実施しました。

14 地域固有の野生生物を保全するため、法制度の整備による規制、希少種の保護増殖事業の実施、外来種  
15 の駆除等が進められていますが、気候変動の影響とみられる生態系の変化や外来種の影響の拡大等、我が  
16 国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しい状態にあります。今後も引き続き、各主体による取  
17 組や支援を促進しつつ、科学的知見に基づき、規制の措置や防除事業、普及啓発等を総合的に組み合わせ  
18 た対策を実施していくことが有効と考えられます。

19 (次期国家戦略に向けた課題)

20 地域固有の野生生物を保全するため、さらには現在の普通種が絶滅危惧種にならないよう、法  
21 制度の整備による規制、希少種の保護増殖事業の実施、外来種の駆除等を引き続き進めていくこ  
22 とが重要です。

23 希少野生動植物種については、捕獲規制等に加え、生息・生育地の減少又は劣化への対策を進  
24 める必要があります。

25 また、外来生物に関しては、平成29年に国内で初めて確認された特定外来生物のヒアリについ  
26 て、侵入・定着の防止に向け政府一丸となって早期発見・防除に努めています。しかし、次々に  
27 新たな外来生物の侵入が認められる中、定着を防ぐための水際対策や、定着してしまった外来生  
28 物に対する防除対策は十分な状況ではなく、これらの課題への対応をさらに強化することが重要  
29 です。  
30

31  
32  
33 **【2-5 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進】**

34 脱炭素社会づくりと循環型社会づくりを自然共生社会づくりに関連づける上で、バイオマスを製  
35 品やエネルギーとして活用していくことは、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の  
36 形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものであり、その活用の推進を加速化すること  
37 が求められています。

38 こうした背景を踏まえて、バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成

1 すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」（平成28年9月策定）に基づき、素材、熱、電気、  
2 燃料等への変換技術を活用し、より経済的な価値の高い製品等を生み出す高度利用等の取組を推進しまし  
3 た。この基本計画では、令和7年度までに47都道府県、600市町村でバイオマス活用推進計画を策定する  
4 ことを目標としており、地域の実情に応じた地域推進計画の円滑な策定が進められるよう、「都道府県・  
5 市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き」（平成24年度策定）の作成などによる支援を行った結果、  
6 令和元年11月時点で19道府県及び386市町村においてバイオマス活用推進計画が策定されました。また、  
7 関係省庁の連携の下、地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地域循環型の再生可能エネルギーの  
8 強化と環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築に向けた取組を支援  
9 しました（参考：令和元年度までに90市町村を選定）。

10 なお、今後の木質バイオマスの利用推進に当たっては、地域の森林資源を再びエネルギー供給源  
11 として見直し、地域の活性化につながる低コストなエネルギー利用をどのように進めていくかとい  
12 うことが課題となっていることから、森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に  
13 活用するための担い手確保から、発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築に向け  
14 た検討を行い、平成29年7月に報告書「「地域内エコシステム」の構築に向けて」を取りまとめま  
15 した。同報告書を踏まえ、平成29年度から「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、全国の  
16 21地域で事業の実現可能性調査（F/S調査）を行い、25地域で詳細かつ具体的に検討するための地域  
17 協議会の運営を支援する取組などを実施し、その成果や課題を検証しています。

18 また、様々な立場の人が、木質バイオマス等の地域資源を共有の資源として、利用・管理する新  
19 たな枠組みの構築に向けた参考となるガイドライン「多様な主体で支える地域の里地里山づくり」  
20 （平成24年度策定）を作成したほか、平成28年度から平成30年度にかけて「木質バイオマス資源の  
21 持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業」の推進により、森林等に木質バイオマス  
22 資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対する支援を行いました。

23 これら上述の取組を行った結果、エネルギーとして利用した木質バイオマス量（間伐材等由来）  
24 は、平成29年に603万 $m^3$ 、平成30年に624万 $m^3$ 、令和元年に693万 $m^3$ となり、目標である「令和2年まで  
25 にエネルギーとして利用する木質バイオマス量（間伐材等由来）を600万 $m^3$ 」を3年前倒しで達成しま  
26 した。

27 木質バイオマス以外のバイオマスの効率的な利用システムの構築に向けた取組として、平成27年  
28 に下水道法改正を実施し、下水汚泥の燃料や肥料としての再生利用を努力義務化するとともに、民  
29 間事業者による下水道暗渠からの採熱が可能となるよう規制緩和を実施しました。さらに社会資本  
30 整備総合交付金より、地方公共団体による下水道における下水汚泥のエネルギー化を支援するとと  
31 もに、下水道革新的技術実証事業において下水汚泥のエネルギー化に係る実証試験に基づきガイド  
32 ライン化を実施しました（参考：令和元年度末までに28のガイドラインを策定し公表）。このほか、  
33 本事業では、平成27年度に採択されたバイオガスの活用技術1件、平成29年度に採択された地産地  
34 消エネルギー活用技術1件、平成30年度に採択された下水熱による車道融雪技術2件及び中小規模  
35 処理場向けエネルギーシステム2件の実証を行いました。さらに、平成26年度に下水汚泥固形燃料  
36 の品質の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を図るため、下水汚泥固形燃料に係る日本

1 工業規格（JIS）を制定しました。下水道バイオマスリサイクル率に関しては、23%（平成23年度実  
2 績）から35%（令和元年度末実績）と着実に進捗しています。

3 また、適正で効果的なレアメタルのリサイクルシステム構築を目指し「使用済小型電子機器等の再資源  
4 化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成25年4月に施行されました。本  
5 法に基づく小型家電リサイクルの着実な実施は、資源採取に伴う自然破壊の防止にも資するものです。国  
6 は市町村等と連携しながら、小型家電リサイクル法に基づき、再資源化事業計画の認定を進めるとと  
7 もに、市町村における小型家電の回収体制の構築を進めるための支援事業や、説明会・普及啓発、  
8 製品の長寿命化やレアメタル機能代替等の技術開発支援等を実施しました。

9 上述の取組により、令和元年11月末時点で再資源化事業を行う者として53の事業者が認定され、  
10 平成30年度末時点で9割を超える市町村が小型家電の回収に取り組んでおり、家電量販店による小  
11 型家電の店頭回収は2,000を超える店舗で実施されました。また、認定事業者が設置する回収拠点で  
12 の回収や宅配便による回収が行われるなど、消費者のニーズに対応した多様な回収ルート of 整備が  
13 進み、平成30年度は約10万トンの小型家電が回収され、そのうち認定事業者によって4.5万トンの金  
14 属資源が回収されるなど、毎年着実に回収量が増加しております（図2-7、図2-8）。

15 また、人口減少や高齢化社会の進展といった今後の社会状況の変化を見据えつつ、地域の自然環  
16 境の保全や再生を進め、そこから得られる恵みを上手に活用することで、地域の社会や経済にも貢  
17 献していく取組（地域循環共生圏）が、地域内での経済循環の活性化を図る上で期待されています。

18 この取組を推進するため、平成28年度から令和元年度にかけて、「森・里・川・海の保全及び再生  
19 に取り組む全国10の実証地域による多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕  
20 組みづくり」、「人材育成等に向けた地域の活動」等、多様な資源がその地域の中で循環し、相互に支え合  
21 う「地域循環共生圏」の構築に向けた支援を実施しました。加えて、全国10地域の実証事業の取組を踏ま  
22 えて、地域循環共生圏の構築を進めていくために必要な取組の手法やプロセス、事例、課題解決のヒント  
23 などを紹介した「森里川海からはじめる地域づくり地域循環共生圏構築の手引き」を、令和元年度に改訂  
24 しました。このほか、個人の一人多役などの働き方、ワーケーション、エコツーリズムといった余暇の過  
25 ごし方が、地域の枠を超えた都会と地方の交流を通じて、持続可能な地域づくりである「地域循環共生圏」  
26 に貢献できるとされています（図2-9）。

27

28

29

30

31

32

33

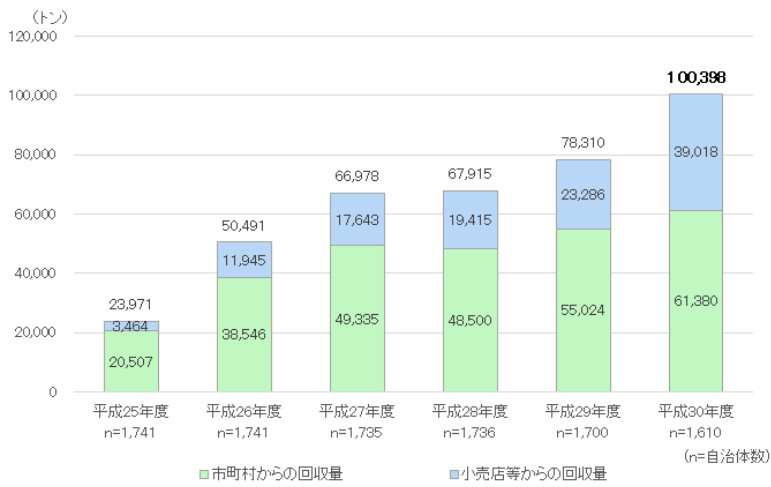
34

35

36

1

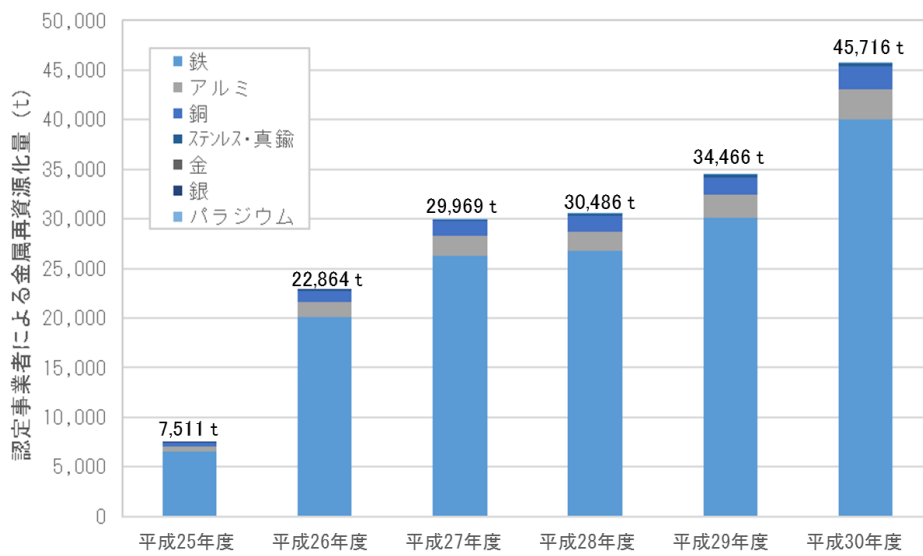
図 2-7 小型家電の回収量 出典：環境省資料



2

図 2-8 認定事業者による金属再資源化量の推移 出典：環境省資料

出典：環境省資料



4

5

6

7

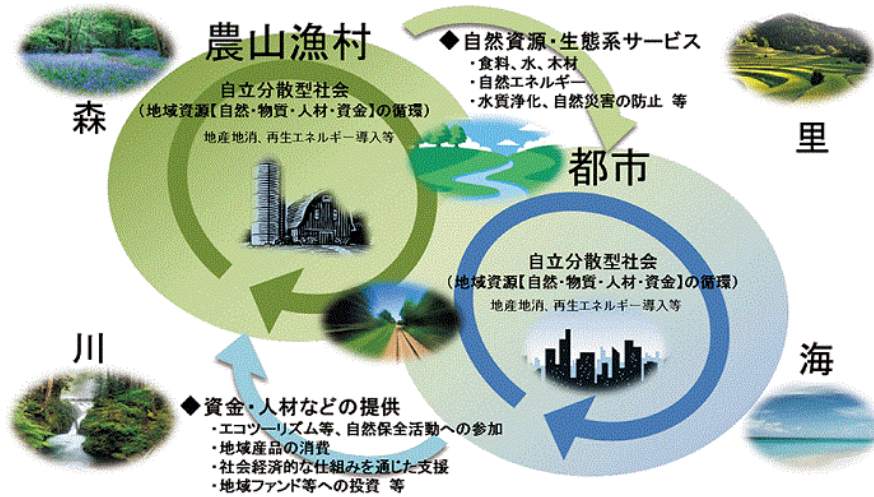
8

9

10

図 2-9 地域循環共生圏の概念図

出典：環境省資料



「地域循環共生圏」は、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方

資料：環境省

(次期国家戦略に向けた課題)

新型コロナウイルス危機を受けて、「自然との共生」という概念の下で健全な物質循環を目指す持続可能でレジリエントな地域形成が求められています。そのためには、化石燃料等の地下資源依存から、土地に付随し、地域に分散する地上資源（生態系サービス）の最大限かつ持続可能な活用へと移行を図ることが必要であり、今後、ランドスケープアプローチの活用やゼロカーボンシティの推進、ワーケーションの推進等による地域循環共生圏の更なる深化が重要になります。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27

## 1 **基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する**

### 2 **基本戦略3 まとめと評価**

3 自然公園や国有林野における保護林等による保全や野生生物の移動経路となる緑の回廊の設定、都市の  
4 緑地の保全及び緑化の推進、地球温暖化にも対応できる健全な生態系の確保等、国土レベルでの生態系ネ  
5 ットワークの形成を通じて、「基本戦略3」の実現に向けた施策を講じてきました。

6 基本戦略3に位置づけられた6つの項目の評価結果については、以下のとおりです。

7 **生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進 (3-1)** について、数値目標として設定した「自然再生  
8 協議会設置数」など一部の項目は目標値には達していませんが、「自然再生事業実施計画数」等、他の多  
9 くの項目では目標値を達成又は着実に進捗しています。

10 **森林の整備・保全 (3-2)** について、森林の有する多面的機能の発揮に貢献するため、計画的な保安林  
11 の指定など、森林の適切な保全・管理に取り組んだ結果、関連指標である「保安林面積」の動向は着実に  
12 増加し、数値目標として設定した「山地災害防止機能等確保集落数」も着実に増加しました。

13 **都市の緑地の保全・再生など (3-3)** について、良好な水循環の維持・回復を図るため、下水処理水等  
14 の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制の取組などを実施した結果、関連指標である「都市域における  
15 水と緑の公的空間確保量」の動向は、徐々にではありますが着実に増加しています。

16 **河川・湿地などの保全・再生 (3-4)** について、関連指標である「特に重要な水系における湿地再生の  
17 割合」「干潟の再生の割合」の動向は着実に増加しており、干潟や湿地の再生・創出など、生物多様性の  
18 確保に資する良好な自然的環境基盤の整備が進捗していると考えられます。

19 **沿岸・海洋域の保全・再生 (3-5)** について、数値目標として設定した「藻場・干潟の保全・造成」は  
20 目標を達成しており、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備に確実な進捗が認められました。

21 **生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進 (3-6)** について、関連指標である「森林  
22 による二酸化炭素吸収量」の動向は、やや減少傾向で推移していますが、数値目標として設定した「CO<sub>2</sub>  
23 森林吸収量 ((平成25～令和2年において基準年総排出量比 3.5% 基準年：1990年)」は、京都議定書第1  
24 約束期間については達成し、その後、これまでのところ数値目標の水準を達成している状況です。

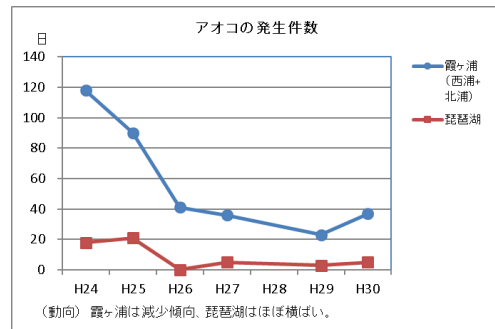
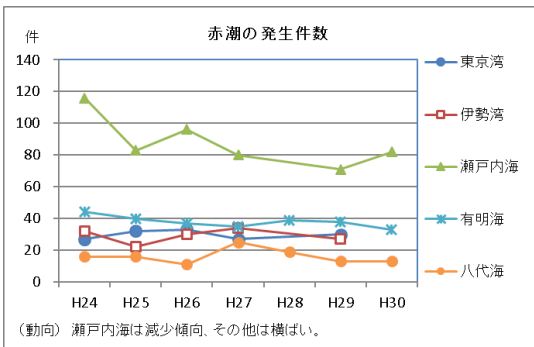
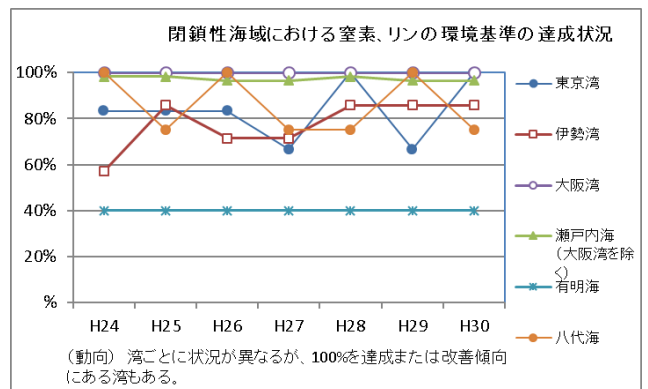
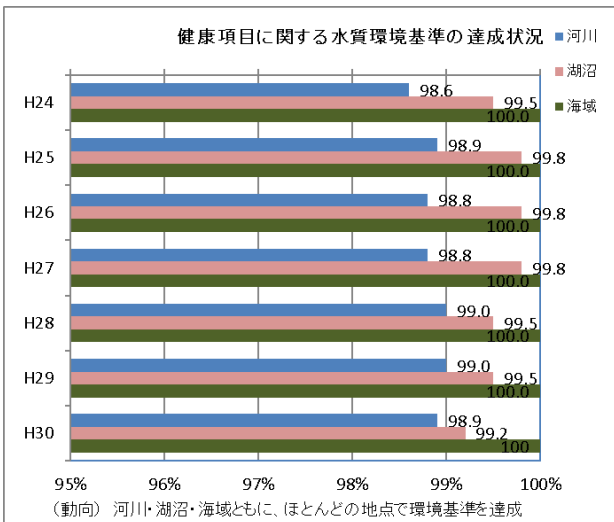
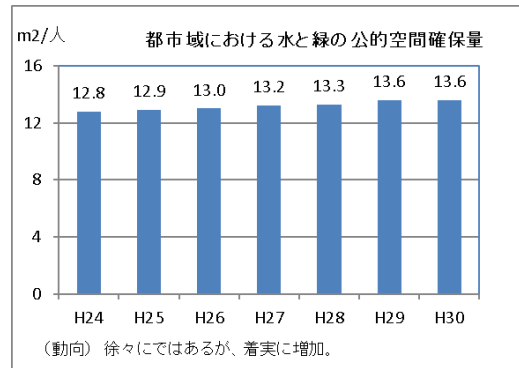
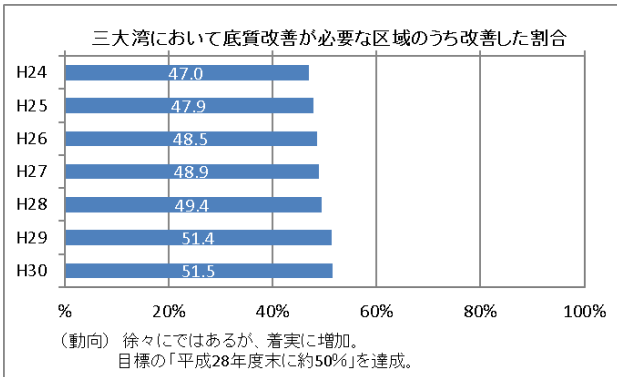
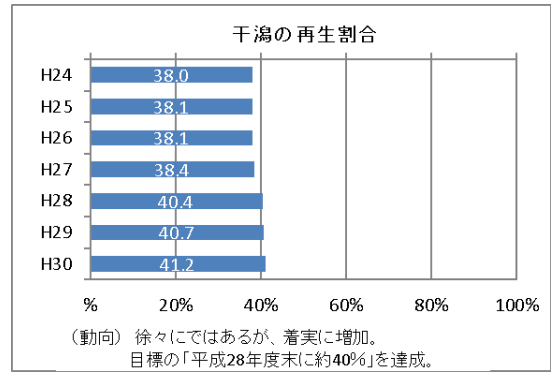
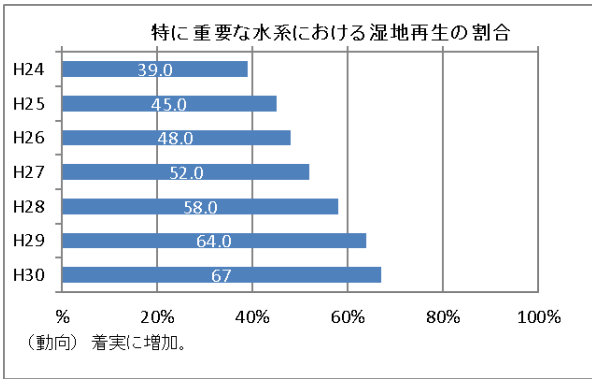
25 基本戦略3に対応する第2部の関連指標の動向については、「国有林野の緑の回廊面積」など、関連  
26 指標群の多くが横ばい状態で推移しています(図3-1参照)。一方で「基本戦略3に対応する第3部の  
27 関連数値目標」からは、「山小屋等のし尿・排水処理施設等の整備数」「漁場のたい積物除去」「ラムサー  
28 ル条約湿地」などの項目については目標値に達していないものの、ほかの多くの項目では目標値を達成又  
29 は着実に進捗している状況です(表3-1参照)。また、「基本戦略3に関連する第3部の具体的施策及び  
30 加速する施策の達成状況」として、中間評価と比較すると、「既に達成済み」の施策数が7から177に増加  
31 し、363の施策のうち、およそ半数が達成している状況です(表3-2参照)。

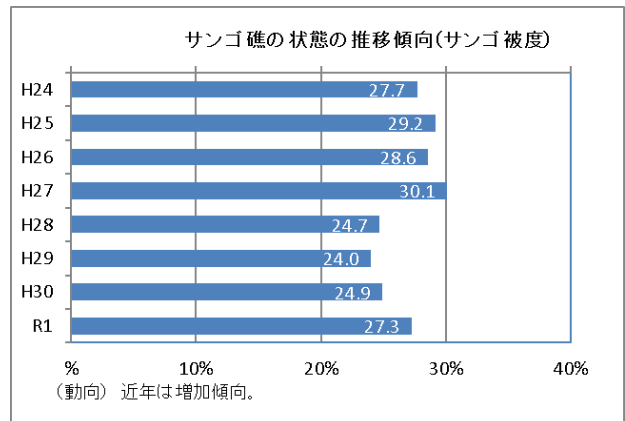
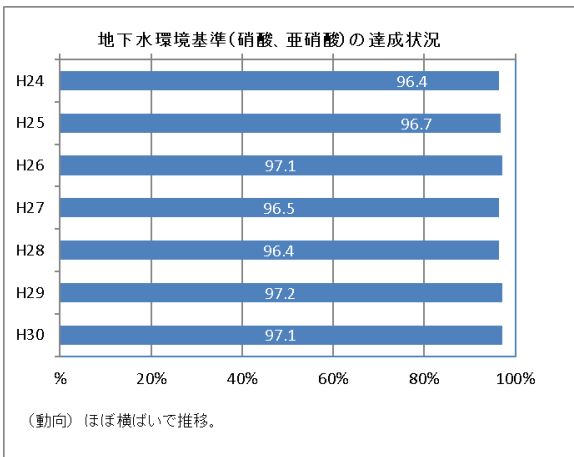
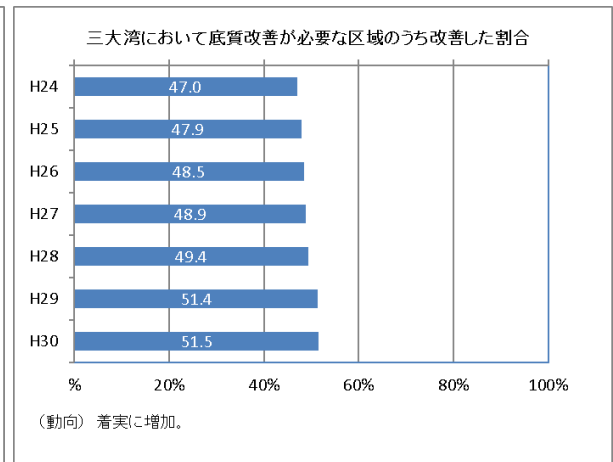
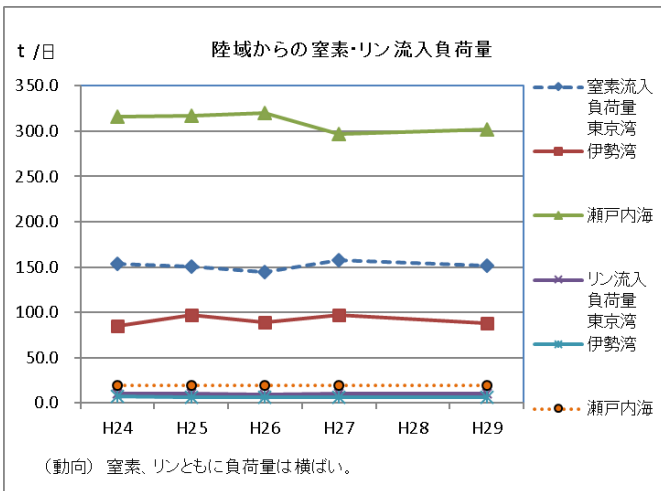
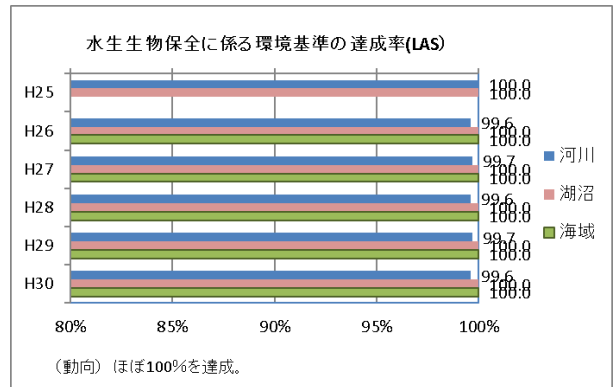
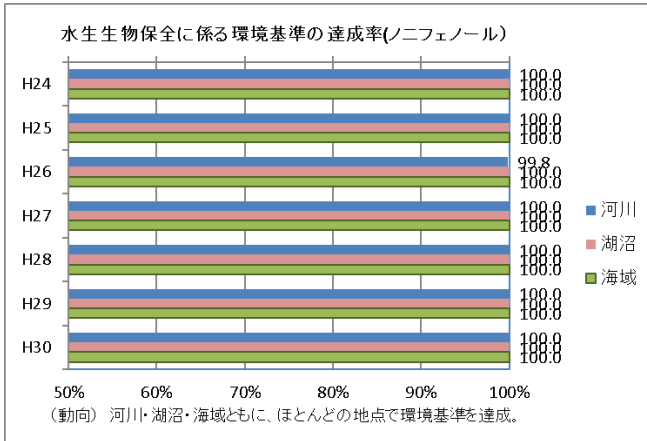
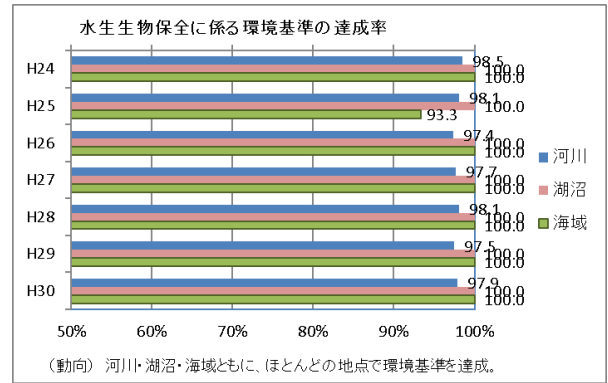
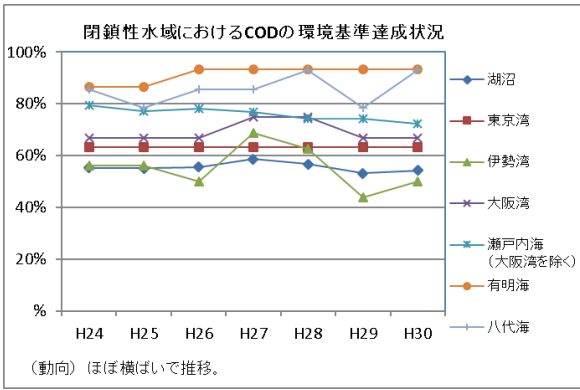
32

33 以上から基本戦略3については、「森林の整備保全」など、森、里、川、海におけるつながりの確保に  
34 向けた個別の取組は着実に進捗しましたが、森・里・川・海の全体のつながりを確保したとまでは言えな  
35 いと評価します。

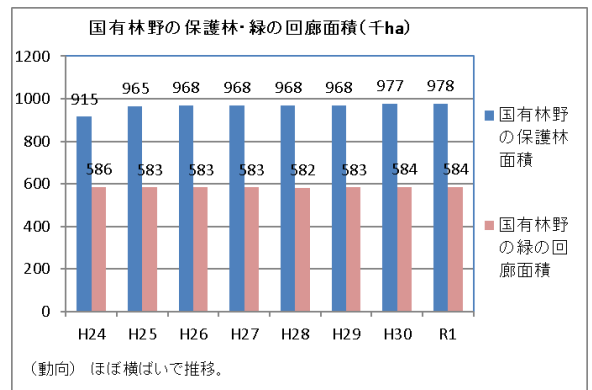
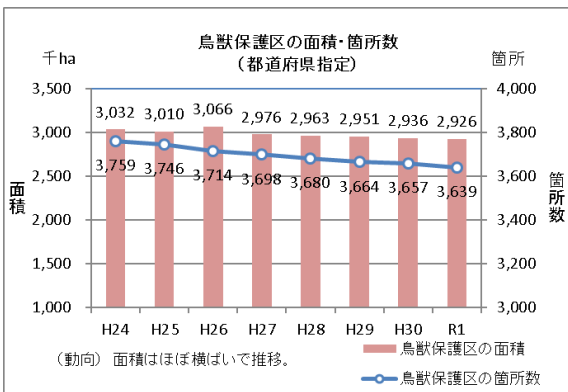
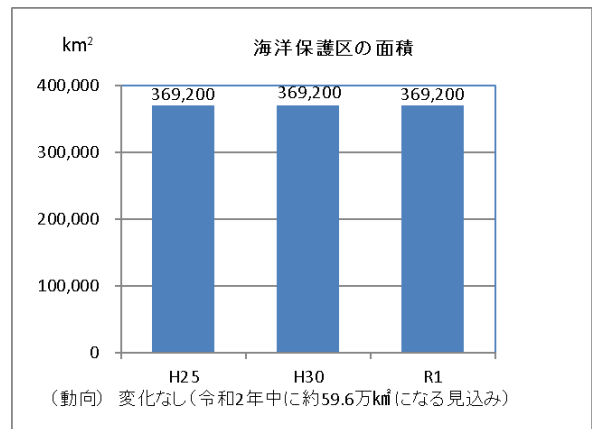
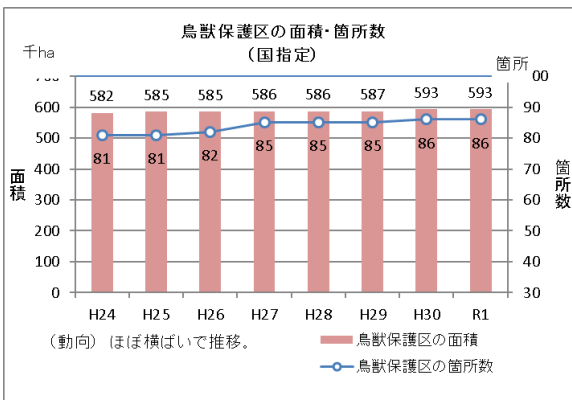
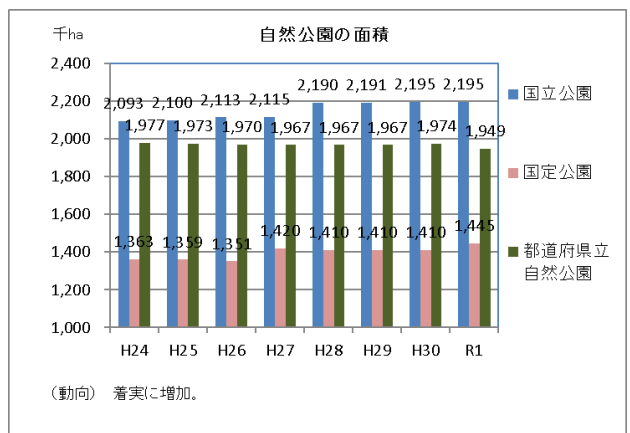
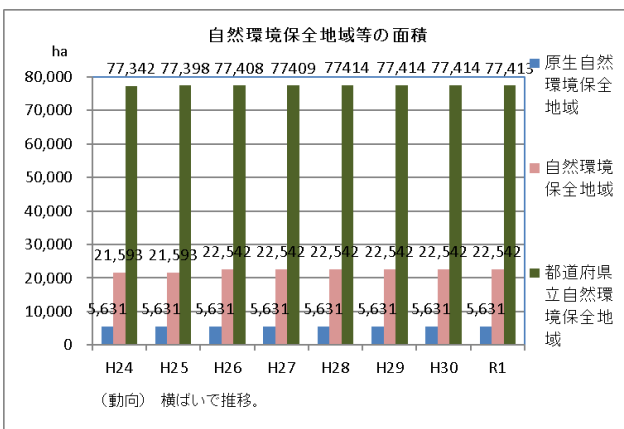
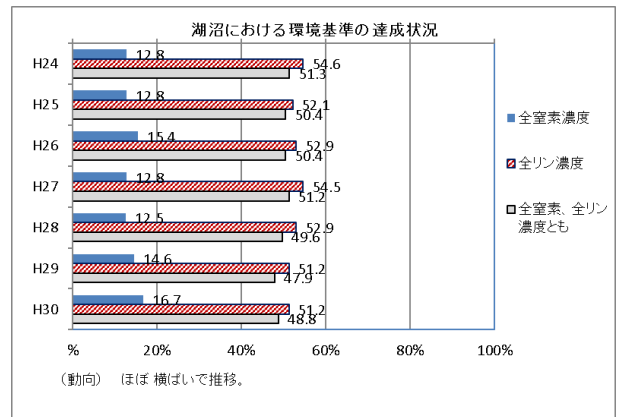
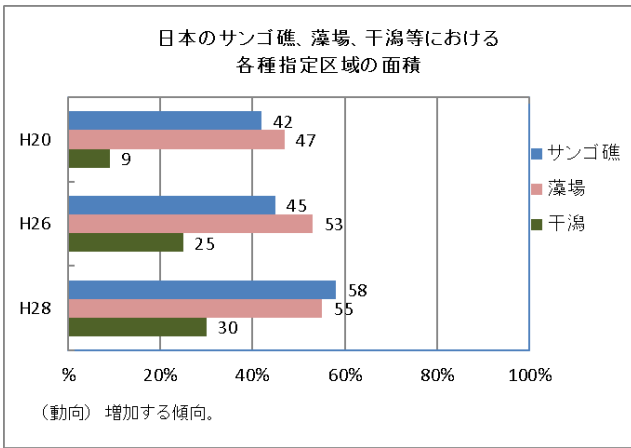
### 36 **関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況**

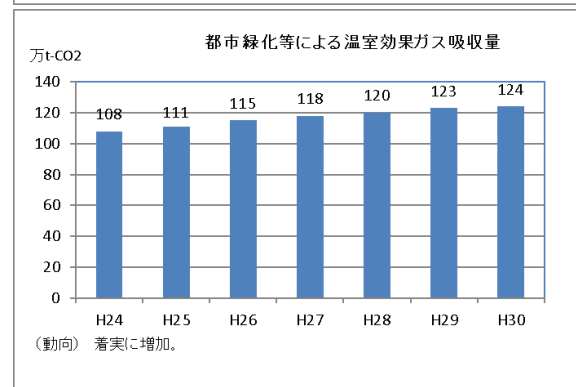
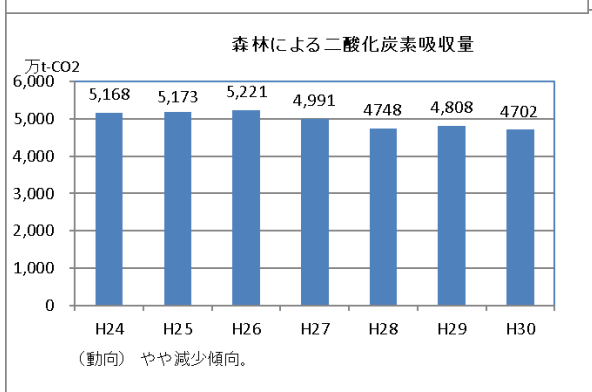
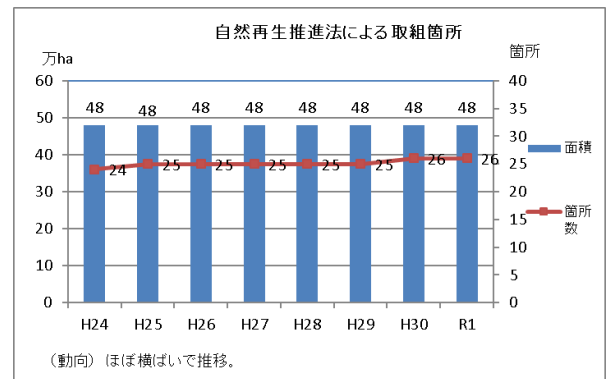
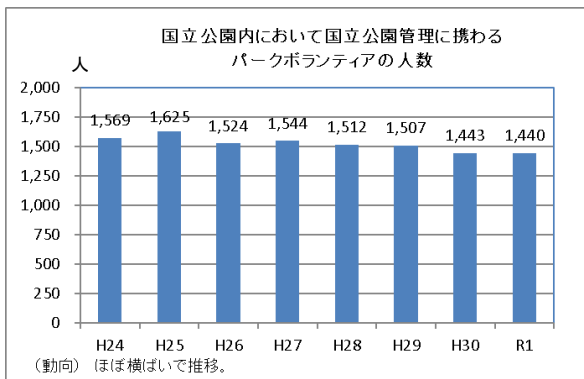
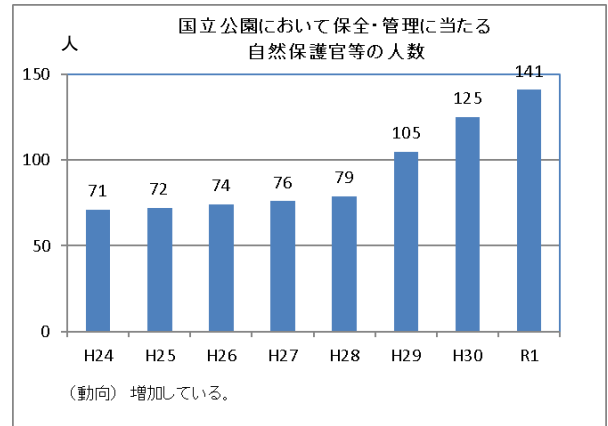
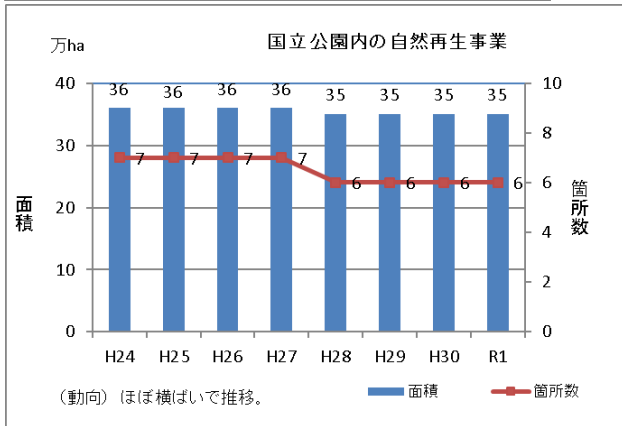
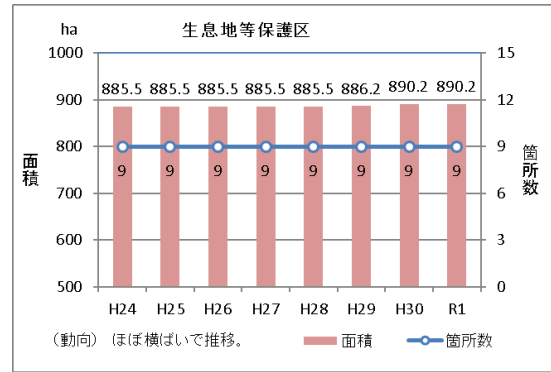
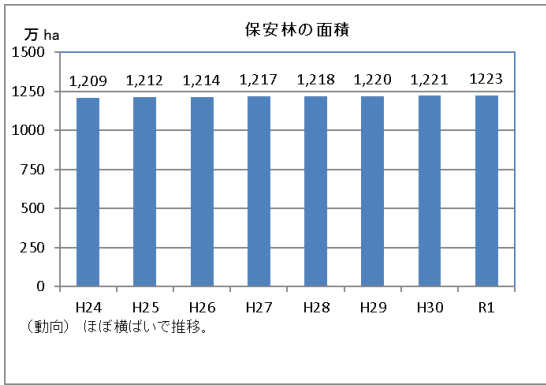
37 **図3-1 基本戦略3に対応する第2部の関連指標の動向**











1 ※図3-1は、第2部「愛知目標の達成に向けたロードマップ」に示した我が国の国別目標（13目  
 2 標）の達成状況を把握するための「関連指標」の国家戦略計画期間内の動向をまとめたもの  
 3  
 4

表3-1 基本戦略3に対応する第3部の関連数値目標

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
山小屋等のし尿・排水処理施設等の整備数 【数値目標は未達成】	100箇所 [H23年度から10年 間]	4箇所 [H23年度]	35箇所 [R1年度]	32.3%	35.0%
生態系維持回復事業計画策定地域数 【数値目標は達成】	9地域 [R2年度]	6地域 [H23年度末]	9地域 [R1元年度]	100.0%	100.0%
保安林面積 【数値目標は未達成】	1,281万ha [R5年度末]	1,202万ha [H23年度末]	1,223万ha [R1年度末]	26.6%	95.5%
ラムサール条約湿地 【数値目標は未達成】	10箇所増 (56箇所) [R2]	- (46箇所) [H24.8]	6箇所増 (52箇所) [R2.3]	60.0% 60.0%	60.0% 92.9%
管轄権内水域の保護化 【数値目標は未達成】	10% [R2]	8.3% [H23.5]	8.3% [R2.3]	0.0%	83.0%
自然再生事業実施計画数 【数値目標は達成】	35 [H27年度]	26 [H23年度末]	40 [H27年度]	155.6%	114.3%
自然再生協議会設置数 【数値目標は未達成】	29 [H27年度]	24 [H23年度末]	25 [H27年度]	20.0%	86.2%
CO2森林吸収量 (基準年総排出量比) ※基準年=1990年	3.5% [H25~R2平均]	3.8% [H20~24平均]	-	-	-
フォレスター認定人数 【数値目標は未達成】	2,000-3,000人 [R2年度]	0 [制度開始前]	1,397人 [R1年度]	69.9%	69.9%
森林施業プランナー認定人数 【数値目標は未達成】	2,100人 [H27年度]	0 [制度開始前]	1,483人 [H27年度]	70.6%	70.6%
森林の現場管理責任者等育成人数 【数値目標は未達成】	5,000人 [R2年度]	436人 [H23年度]	3,128人 [R1年度]	59.0%	62.6%
周辺の森林の山地災害防止機能が確保された集落 の数【数値目標は未達成】	約5.6万集落 [H25年度]	5.3万集落 [H22年度末]	5.5万集落 [H25年度]	56.7%	97.7%
水生生物の保全に係る水質環境基準に関する 類型指定水域 【数値目標は達成】	40水域 [H24年度末]	37水域 [H23年度末]	40水域 [H24年度末]	100.0%	100.0%
藻場・干潟の保全・造成 【数値目標は達成】	5,500ha [H24~28年度]	4,800ha [H19~22年度]	6,168ha [H24~28年度]	106.5%	112.1%
干潟の再生割合 【数値目標は達成】	約40% [H28年度末]	37.8% [H23年度末]	40.4% [H28年度末]	118.2%	101.0%

農業集落排水処理人口整備率 【数値目標は達成】	76% [H28年度]	68% [H21年度]	90.7% [H28年度末]	283.8%	119.3%
漁場のたい積物除去 【数値目標は未達成】	23万ha [H24～28年度]	31.3万ha [H19～22年度]	15.6万ha [H24～28年度]	86.4%	67.8%
魚礁や増養殖場の整備 【数値目標は未達成】	6万ha [H24～28年度]	4.1万ha [H19～22年度]	5.9万ha [H24～28年度]	94.7%	98.3%
漁業集落排水処理人口比率 【数値目標は達成】	65% [H28年度]	49% [H21年度末]	66.9% [H28年度]	111.9%	102.9%
多国間漁業協定 【数値目標は達成】	47協定 (維持・増加) [毎年度]	47協定 [H23年度末]	52協定 [R2.3]	—	110.6%
海面養殖生産に占める 漁場改善計画対象水面生産割合 【数値目標は達成】	9割 [R4年]	7割台 [H22年]	9.1割 [H31.1]	105.0%	101.1%
三大湾における底質改善割合 【数値目標は未達成】	約50% [H28年度末]	46.2% [H23年度末]	49.4% [H28年度末]	84.2%	98.8%
水質総量削減における化学的酸素要求量(COD) 【数値目標は達成】	東京湾:177t/日 伊勢湾:146t/日 瀬戸内海:472t/日 [H26年度]	183t/日 158t/日 468t/日 [H21年度]	163t/日 141t/日 404t/日 [H26年度]	333.3% 141.7% —	108.6% 103.5% 116.8%
木質バイオマス利用量(間伐材等由来) 【数値目標は達成】	600万m3 [R2年]	55万m3 [H22年]	693万m3 [R1年]	117.1%	115.5%

※1 進捗率:生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= {(点検値-当初値)/(目標値-当初値)}×100 (%)

※2 到達率:戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」=(点検値/目標値)×100 (%)

1 表3-2 基本戦略3に対応する第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況

評価区分・内容		中間評価 施策数 (割合) i	最終評価 施策数 (割合) ii	割合の増減の差 ii - i
既に達成済み		7 (2.0%)	177 (48.6%)	46.6 ポイント
a+既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	—	165 (45.3%)	—

a 既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合	-	12 (3.3%)	-
b 進捗中	一定の取組を行っているが、数値目標を達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達していない場合	340 (97.7%)	185 (50.8%)	-46.9 ポイント
c 検討中	施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0 ポイント
d その他	施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	1 (0.3%)	2 (0.5%)	0.2 ポイント
計		348 (100%)	364 (100%)	

- 1 ※表3-2は、第3部（行動計画）の具体的施策及び加速する施策について、5つの項目から評価  
2 した達成状況と、中間評価で実施した最初の総合的な点検結果を比較したもの  
3 ※中間評価の施策数には、加速する施策は含まれていないため、最終評価との単純な比較はできないこと  
4 に留意すること。

#### 5 **項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題**

##### 6 **【3-1 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進】**

###### 7 (1) 生態系ネットワークの形成

8 優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生  
9 育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の  
10 形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生に取り組み、私たちの暮らしを支える森・里・  
11 川・海をつなぐことを確保することが重要です。

12 森・里・川・海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため、環境省と有  
13 識者からなる「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、平成27年度に全国約50  
14 カ所で開催したリレーフォーラムにおける参加者の意見等を踏まえ、平成28年9月には「森里川海  
15 をつなぎ、支えていくために（提言）」を公表しました。本提言の下、多様な資源がその地域の中  
16 で循環し、相互に支え合う「地域循環共生圏」の構築に向け、森・里・川・海の保全及び再生に取  
17 り組む10の実証地域を選定し、平成31年2月には、成果についてのシンポジウムを開催しました。

18 加えて、平成30年度に制作した読本「森里川海大好き！」や、流域単位で河川の恵みを認識・共  
19 有する「≪森里川海ふるさと絵本≫ありがとう あらかわ一秩父市一」、「≪森里川海ふるさと絵本  
20 ≫ありがとうあらかわ一荒川区一」を活用した普及・啓発、令和元年度には読本「森里川海大好き」  
21 を全国約2万校の学校図書館へ寄贈し、読書感想文コンクールの開催及び自然体験プログラムの実施  
22 など、森・里・川・海の恵みや自然体験の大切さを子供や保護者等に伝えました。さらに、「つな  
23 げよう、支えよう森里川海アンバサダー」と連携した情報発信等を通して、国民一人一人が森・里・

1 川・海の恵みを支える社会の実現に向けて、ライフスタイルを変革していくことの重要性について  
2 普及啓発しました。

3 水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域住民の理解・参画を得な  
4 がら、地区の特徴的な希少生物の保全に配慮した用排水路、ため池、ビオトープ、水路整備など、  
5 生物多様性保全の視点を取り入れた農業生産基盤の整備を進めました（参考：平成24年度から令和  
6 元年度までに78地区で実施）。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的行  
7 う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。さ  
8 らに、農村地域の生物や生息環境の情報を調査し、生態系に配慮した水田や水路等の整備手法を検  
9 討するなど、生物多様性を確保するための取組を進めました。

10 このほか、生物多様性等の豊かな地域資源を活かし、地域の農業者だけでなく多様な主体の参画  
11 を得て、農山漁村を教育、観光等の場として活用する集落ぐるみの取組を支援しました（参考：非  
12 農業者等の多様な主体の参加による地域共同活動への延べ参加者数は、延べ1,091万人・団体（平成  
13 24年度から平成28年度））。

14

## 15 (2) 重要地域の保全

16 生態系ネットワークの形成を進めるためには、ネットワークの核となる優れた自然環境を有する地域を  
17 適切に保全し、これらを有機的につなぐことが重要です。我が国においては、生物多様性の保全上特に重  
18 要な地域を法令に基づき指定し、管理を行いました。

19

### 20 ■自然環境保全地域■

21 自然環境保全法に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖  
22 合海底自然環境保全地域と、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これ  
23 らの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとつ  
24 て重要な役割を担っています。

25 平成27年2月に崎山湾自然環境保全地域（指定：昭和58年）の区域を23年ぶりに拡張し、名称を「崎  
26 山湾・網取湾自然環境保全地域」に変更しました。この区域の拡張により、自然環境保全地域等の  
27 指定面積は、原生自然環境保全地域として5地域（5,631ha）、自然環境保全地域として10地域（2  
28 万2,542ha）となりました。なお、当該拡張以降、令和2年3月時点で原生自然環境保全地域と自然  
29 環境保全地域については、新たな指定地域数と指定面積の増減はありません。

30 また、平成28年4月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の抽出結果を踏まえ、  
31 自然環境保全法の一部を改正する法律が平成31年4月に公布され、沖合の海底の自然環境の保全を  
32 図るため新たな海洋保護区（「沖合海底自然環境保全地域」）制度が創設されました。この制度に  
33 基づき、海洋保護区の指定作業を進めており、令和2年中に日本の海洋保護区の領海及び排他的経  
34 済水域に占める割合が10%を超える見込みです。

35 都道府県自然環境保全地域については、都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行い、令  
36 和2年3月時点で546地域（7万7,413ha）が指定されています（参考：542地域（7万7,344ha）（平  
37 成25年9月末時点））。

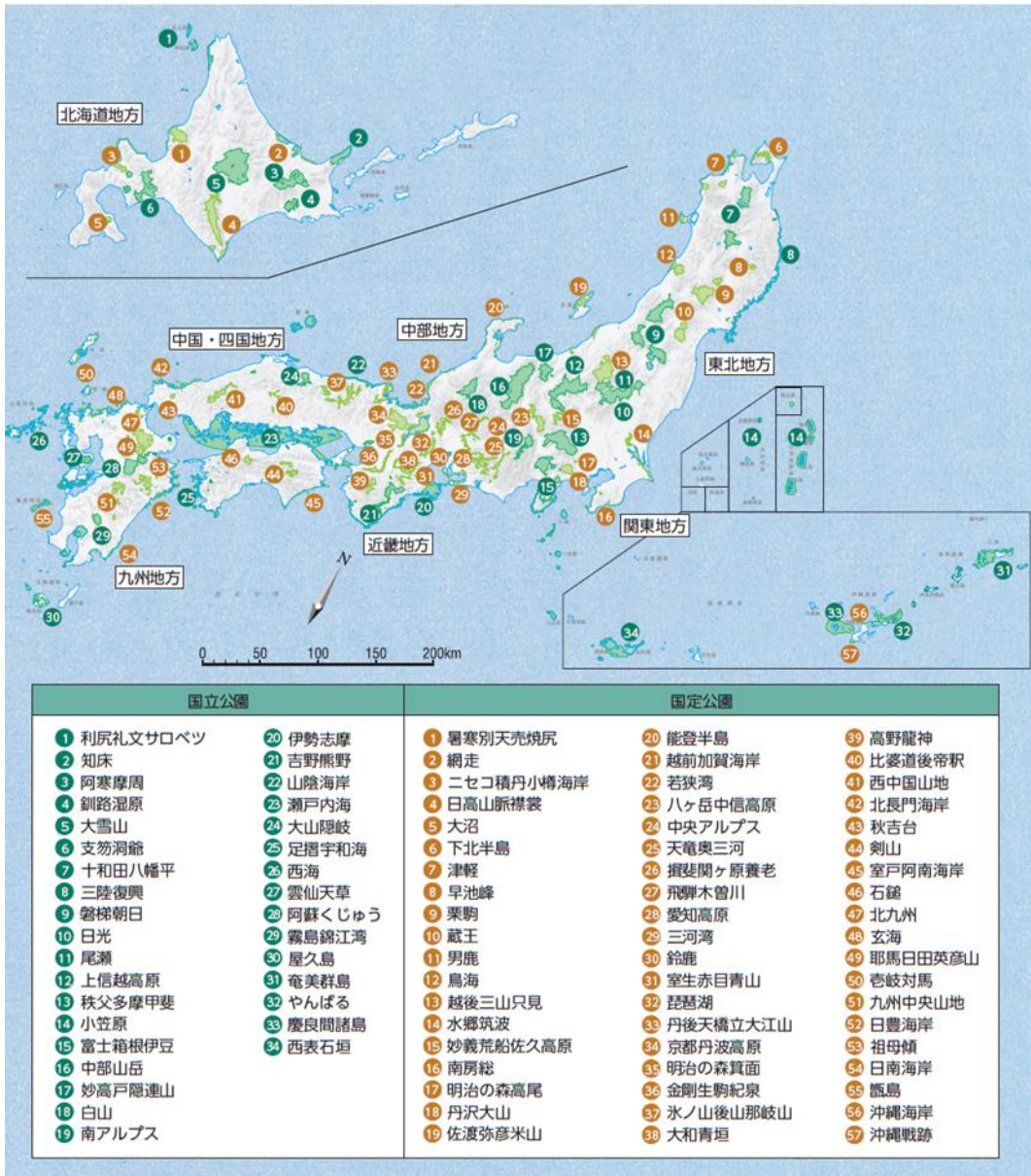
## 1 ■自然公園■

2 自然公園法に基づいて指定される自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）は、国土の  
3 14.7%を占めており、国立・国定公園にあつては、令和2年3月現在で、それぞれ34箇所・面積219万4,391ha、  
4 57箇所・面積144万5,150haが指定されており、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く  
5 社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。

6 平成24年度は、瀬戸内海国立公園（淡路地域、山口県地域及び大分県地域）、阿寒国立公園、富士箱根  
7 伊豆国立公園、天竜奥三河国定公園の公園区域や公園計画の見直しを実施しました。また、平成22年10  
8 月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果により選定した国立・国定公園の指定又は大規模な拡張の  
9 対象となり得る候補地のうち、三陸海岸については、平成25年5月に陸中海岸国立公園を拡張し、三陸復  
10 興国立公園として指定しました。また、平成26年3月に慶良間諸島国立公園を新規指定しました。平成26  
11 年度は南三陸金華山地域を三陸復興国立公園に編入し、「由良川及び桂川上中流域」を京都丹波高原国定  
12 公園として新規指定しました。平成28年度は、西表島のほぼ全域の国立公園化をはじめとした西表石垣国  
13 立公園の区域拡張を行いました。平成29年度は、阿寒摩周国立公園、富士箱根伊豆国立公園及び三陸復興  
14 国立公園の公園区域の拡張と公園計画の変更を行い、耶馬日田英彦山国定公園（福岡県地域）の公園計画  
15 の見直しを実施しました。平成30年度は、やんばる国立公園、瀬戸内海国立公園、霧島錦江湾国立公園及  
16 び磐梯朝日国立公園の合計4公園の公園区域を変更し、それらの公園に加えて十和田八幡平国立公園、上  
17 信越高原国立公園、大雪山国立公園、日光国立公園及び中部山岳国立公園の合計9公園の公園の公園計画  
18 を見直しました。令和元年度は、中央アルプス国定公園を、希少かつ特徴的な氷河地形や貴重な高山植生  
19 等を有し、傑出性が高い風景地を有していることから新規指定し、また、知床国立公園、奄美群島国立公  
20 園、やんばる国立公園及び京都丹波高原国定公園の合計4公園の公園区域を変更し、それらの公園に加え  
21 て富士箱根伊豆国立公園、阿蘇くじゅう国立公園及び西表石垣国立公園の合計7公園の公園計画を見直し  
22 ました。

図3-2 国立公園及び国定公園の配置図

出典：環境省資料



国立公園の管理に当たっては、地域の関係者との協働を推進するため、協働型管理運営の具体的な内容や手順についてまとめた「国立公園における協働型管理運営の推進の手引書」（平成26年度策定）に沿って、令和2年3月時点で、総合型協議会が12の国立公園の13地域に設置されています。また、自然公園法に基づく公園管理団体は、国立公園で5団体と国定公園で2団体が指定されています。

近年の全国で深刻化する国立公園におけるニホンジカによる生態系被害を踏まえ、ニホンジカ対策を科学的かつ順応的に進めるために、平成30年度に「ニホンジカに係る生態系維持回復事業計画策定ガイドライン」を作成しました。シカ対策を中心に生態系維持回復事業制度に基づく対策を講じることが適当な公園においては、本ガイドラインに沿って積極的に生態系維持回復事業計画の策定を進めております。なお、令和2年3月までに9国立公園において10計画が策定されており、各事業計画に基づき、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。



1 また、生物多様性保全上、特に対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、グリー  
2 ーンアノールや外来カエル類の防除事業及び生態系被害状況の調査を重点的に実施し、外来種の密  
3 度を減少させ本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。加えて、国立・国定公園の特  
4 別地域において採取等を規制する植物（以下「指定植物」という。）について、平成27年に策定し  
5 た選定方針に基づき、19の国立公園において指定植物の見直し作業を進めました。

6 さらに、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を  
7 雇用し貴重な野生生物の保護対策、高山植物の盗掘防止パトロール、外来種の駆除、景観対策としての展  
8 望地の再整備、登山道の補修等の作業を「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）  
9 事業」により行いました。グリーンワーカー事業は、平成24年度から令和元年度にかけて国立公園におい  
10 て延べ272公園及び国指定鳥獣保護区において延べ136保護区で実施しており、国立公園等の保全管理の  
11 充実を着実に推進しました。また、海域についても国立・国定公園保全管理強化事業（マリンワーカー  
12 事業）により、オニヒトデの駆除等によるサンゴの保全活動や、海岸清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地  
13 の保全活動を実施しました。なお、マリンワーカー事業は、平成24年度から令和元年度にかけて海域を有  
14 する国立公園において延べ112公園で実施しました。

15 これらの地域の保護管理の強化を図るために、国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に  
16 所在し、生物多様性保全の観点から保護の必要性が高い民有地の買上を行っており、平成24年度か  
17 ら令和元年度までに約1,840haを買い上げました。さらに自動車乗り入れの増大により、植生への悪  
18 影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、地域関係機関との協力の下、自家用車に代  
19 わるバス運行等の対策を実施したほか、国立公園のマイカー規制区間における低炭素型の車両の導  
20 入等を支援しました。

21 国立公園等の山岳地域においては、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋  
22 事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備や、利用者から排出  
23 された廃棄物の処理施設整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、令和元年度は中部山  
24 岳国立公園等において山岳トイレや焼却炉の整備を支援しました。

25

## 26 ■鳥獣保護区■

27 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定  
28 は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度です。鳥獣の生息環境を確保するため、国際的又は全国的な  
29 見地から特に重要な区域を国指定鳥獣保護区に指定したほか、既指定保護区の区域の拡張を行いました。  
30 平成24年度は、渡良瀬遊水地（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県）、円山川下流域（兵庫県）、荒尾干潟（熊  
31 本県）を、平成26年度は、涸沼（茨城県）、舟志ノ内（長崎県）を、平成27年度は、東よか干潟（佐賀県）、  
32 肥前鹿島干潟（佐賀県）を、平成30年度は、葛西沖三枚洲（東京都）を新規指定し、全国の国指定鳥獣保  
33 護区は令和2年3月現在、86箇所、592,969ha、同特別保護地区は71箇所、163,850ha、同特別保護指定区  
34 域は2箇所、1,159haとなっています（参考：平成24年11月の指定状況～国指定鳥獣保護区は81箇所、585  
35 千ha、同特別保護地区は66箇所、158千ha、同特別保護指定区域は2箇所、1千ha）。このほか、国指定鳥  
36 獣保護区においては、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、関係機関  
37 との調整を図りながら、大規模生息地の保護区（行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣の保護区）、集団渡来地の  
38 保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣の生息地の保護区として生息環境の維持・改善、生息状況のモニ

1 タリング等を行うとともに、鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、干潟の造成、進入防止柵の設置等  
2 を行いました。

3

#### 4 ■生息地等保護区■

5 種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定  
6 しており、平成30年3月に既指定保護区である「大岡アベサンショウウオ生息地保護区」（兵庫県豊岡市）  
7 の指定面積の拡張（約5ヘクタール）を行いました。令和2年3月現在、全国の生息地等保護区は9箇所、  
8 890ha、このうち管理地区は9箇所、390haとなっています。絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定し  
9 た存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、生息地等保護区ごと  
10 に定めている保護の指針に従い、巡回による違法行為の防止、標識類の点検、生息・生育状況の把握、下  
11 草刈り等の生息・生育環境の維持・保全を行うなど適切な管理等を実施しました。

12

#### 13 ■名勝（自然的なもの）、天然記念物■

14 文化財保護法に基づき、峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動  
15 植物、地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しており、名勝（自  
16 然的なもの）は平成24年9月から令和2年3月までの間に33県で計26件指定し累計180件（うち特別名勝  
17 12件）、天然記念物については、27県で計35件指定し、累計1,031件（うち特別天然記念物75件）が指定さ  
18 れています。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して特別天然記念物コウ  
19 ノトリの野生復帰事業など235件（平成24年度から令和元年度までの累積件数）について再生事業を実施  
20 しました。

21

#### 22 ■保護林、緑の回廊■

23 原生的な森林生態系を有する森林や希少な野生生物の生育・生息の場となる森林である「保護林」  
24 や、これらを中心としたネットワークを形成して野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、  
25 モニタリング調査を実施し、適切な保全・管理や区域の見直しを推進するとともに、外来生物への  
26 対策が必要な保護林においては、外来生物の駆除、侵入防止のための予防措置等を実施しました（詳  
27 細は3-2参照）。

28

#### 29 ■保安林■

30 我が国の森林のうち、水源の涵養や災害の防備のほか、良好な環境の保全による保健休養の場の  
31 提供等の公益的機能を特に発揮させる森林を、保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いま  
32 した。

33

#### 34 ■特別緑地保全地区等■

35 都市においては、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区や、「首都圏近郊緑地保全法」及び「近畿圏  
36 の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区等の指定を通じて、  
37 生物多様性の保全上重要な自然的環境を形成する緑地の保全を推進しました。

38 平成30年度には、特別緑地保全地区面積は2,818ha（参考：平成24年度から350haの増加）、近郊緑地保

1 全区域面積は97,330ha（参考：平成24年度からの増減無し）、近郊緑地特別保全地区面積は3,746ha（参考：  
2 平成24年度から28haの増加）を指定し、拠点となる緑地の保全を進めました（詳細は3-3参照）。

#### 3 4 （2）自然再生の取組

5 自然再生推進法に基づく自然再生協議会については、平成24年度から新たに2カ所（平成25年度に高安  
6 自然再生協議会、平成30年度に北潟湖自然再生協議会）が設置され、令和2年3月末時点で、全国で26  
7 カ所となっています。このうち25カ所で自然再生全体構想が作成され、うち21カ所で自然再生事業実施計  
8 画が作成されました（図3-3、表3-3）。平成24年度から令和元年度までに、国立公園内において、  
9 自然再生事業（7地区）を実施しました。都道府県が実施する自然再生事業（8地区）に対して自然環境  
10 整備交付金により支援しました。これらの地区では、多様な主体と連携しながら広域的に生態系ネットワ  
11 ークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進しており、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、  
12 自然再生を通じた自然環境学習等も行いました。

13 また、これまで地域自主戦略交付金で地方公共団体の実施する自然再生事業を支援してきましたが、平  
14 成25年度より生物多様性保全回復施設整備交付金を創設し、都道府県が実施する生態系の保全・回復のた  
15 めの事業を支援するため、同交付金により熊本県による球磨川流域における取組、京都府による桂川流域  
16 における取組等、平成25年度から令和元年度までに5件を支援しました。

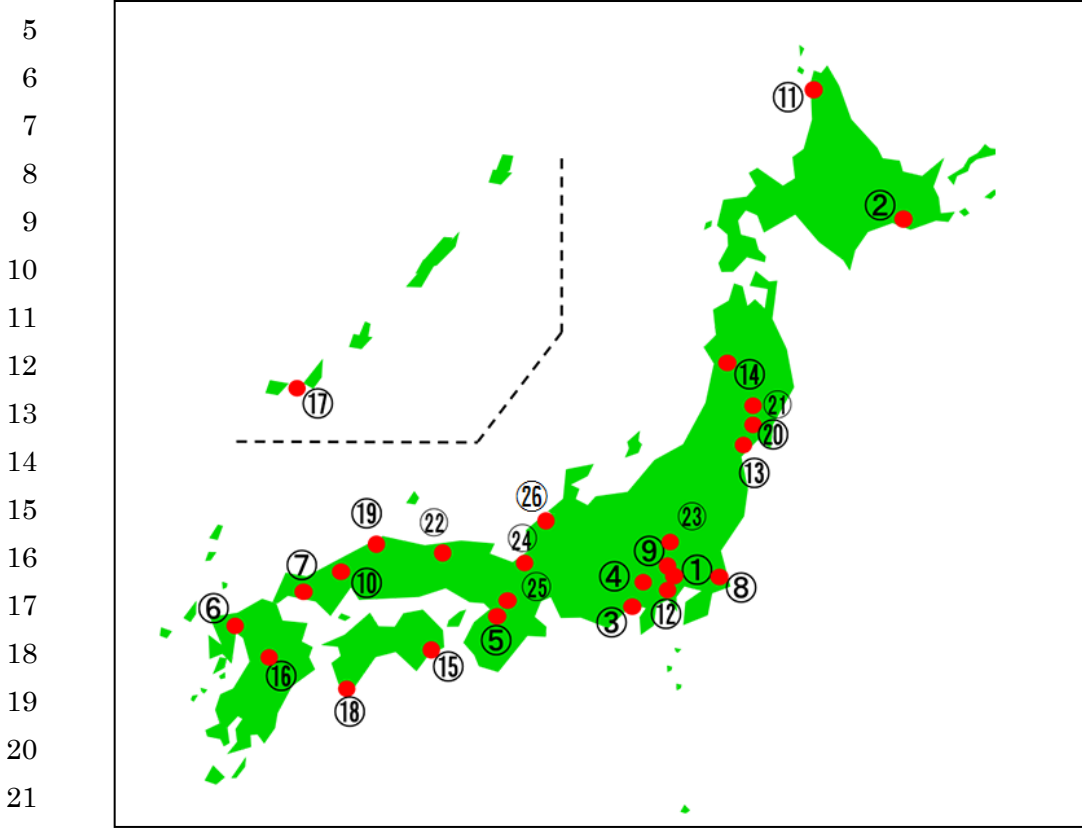
17 このほか、自然再生推進法第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針とし  
18 て平成15年度に定められた自然再生基本方針については、自然再生事業の実施状況や自然再生が抱える課  
19 題などの情報を収集・分析し、令和元年度に3回目の見直しを行いました。

20 （森林、都市、河川、沿岸・海域の各生態系に係る取組については、3-2～3-5参照）

図 3-3 自然再生協議会の設置箇所<sup>1</sup>  
(令和 2 年 3 月現在)<sup>2</sup>

※図中の番号は表 3-3 に対応

出典：環境省資料<sup>3</sup>  
4



22

表 3-3 自然再生協議会の設置状況 (令和 2 年 3 月現在)<sup>23</sup>

出典：環境省資料

	協議会名	都道府県	設立年月日	全体構想	実施計画
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	H15. 7. 5	○	○
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	H15. 11. 15	○	○
3	麻機遊水地保全活用推進協議会	静岡県	H16. 1. 29	○	○
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	H16. 3. 5	○	-
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	H16. 5. 25	○	○
6	檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	H16. 7. 4	○	○
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	H16. 8. 1	○	-
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	H16. 10. 31	○	○
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	H16. 11. 6	○	-
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	H16. 11. 7	○	○
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	H17. 1. 19	○	○
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	H17. 3. 28	○	○

13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	H17. 6. 19	○	○
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	H17. 7. 19	○	○
15	竹ヶ島海域公園自然再生協議会	徳島県	H17. 9. 9	○	○
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	H17. 12. 2	○	○
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	H18. 2. 27	○	○
18	竜串の自然と共生した地域づくり協議会	高知県	H18. 9. 9	○	○
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	H19. 6. 30	○	○
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	H20. 9. 7	○	○
21	久保川イーハートープ自然再生協議会	岩手県	H21. 5. 16	○	○
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	H22. 3. 21	○	○
23	多々良沼・城沼自然再生協議会	群馬県	H22. 4. 10	○	○
24	三方五湖自然再生協議会	福井県	H23. 5. 1	○	○
25	高安自然再生協議会	大阪府	H26. 1. 14	-	-
26	北潟湖自然再生協議会	福井県	H30. 11. 24	○	-

1

2

3

(次期国家戦略に向けた課題)

4

自然環境保全法の改正や国立・国定公園総点検事業の結果等を踏まえ、引き続き生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生を着実に進めていくことが必要です。

5

6

また、国土のレジリエンスを高め、日本の自然環境を次世代に引き継いでいくためには、脊梁山脈から中山間地域（里地・里山）、都市、海洋までをつなぐ生態系ネットワークの構築が重要です。このため重要地域の保全だけでなく、それらの間をつなぐ取組が重要です。OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）等の民間等の主体により保全が図られてきた地域における取組や、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の生態系が有する多様な機能を活かす取組、里山を保全しつつ資源を持続可能に活用して地域を活性化する拠点の構築等を推進することが求められます。これらの取組は、地域づくりと生態系ネットワークの形成の相乗効果をもたらすことにつながります。取組を進める際には、ランドスケープアプローチの考え方を適用し、保護地域やOECM等を一体的に保全・管理することが効果的です。

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

### 【3-2 森林の整備・保全】

17

(1) 生態系ネットワークの構築に向けた取組と重要地域の保全

18

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林に指定し、適正な管理を行っています。

19

20

国有林野については、奥地脊梁山脈や水源地域を中心に里山まで全国各地に所在し、その生態系は農地、河川、海といった森林以外の様々な生態系とも結びついており、生態系ネットワークの根幹として、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めています。

21

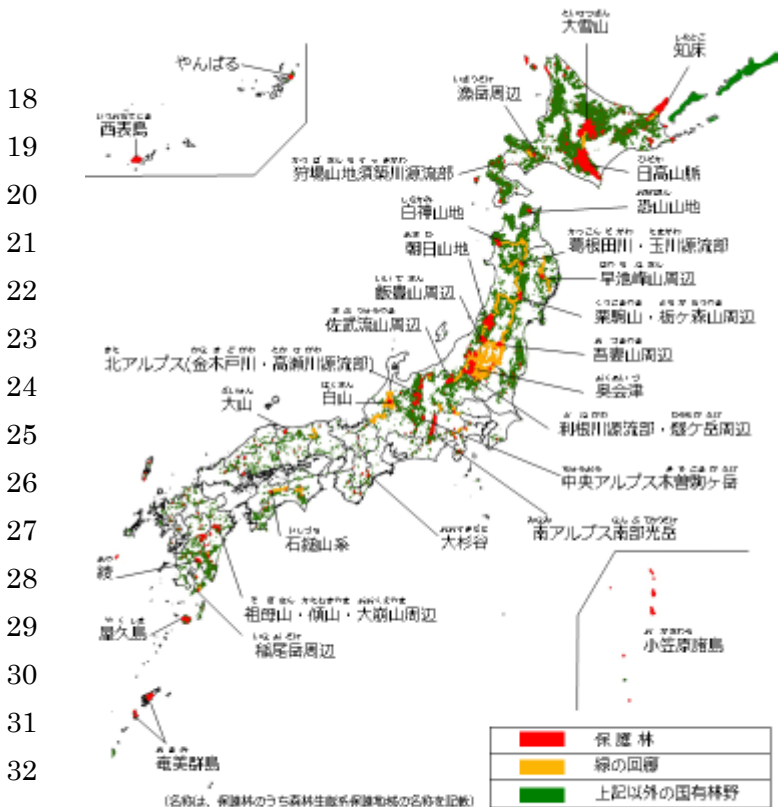
22

1 このため、原始的な森林生態系や希少な野生生物の生息・生育地等については、厳格な保護・管理を行  
 2 う「保護林」に設定しており、設定面積は91万5千ha（平成24年4月現在）から97万8千ha（平成31年4月  
 3 現在）と着実に増加し、国有林野面積の13%を占めています。「保護林」設定後は、森林や野生生物等の状  
 4 況変化に関する定期的なモニタリング調査を実施し、森林生態系等の保護・管理や区域の見直し等に役立  
 5 っています。なお、保護林制度については、平成27年9月にその改正を行い、森林生態系や個体群の持続  
 6 性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分を導入し、これまで7種類あった保護林を3種類に再編し、  
 7 基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めました。また、「保護林」の適切な保護・管理の一環  
 8 として、植生等の回復やニホンジカ等による食害を防ぐための保護柵の設置等を進めています。

9 また、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の  
 10 保存や遺伝的な多様性を確保するため、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定  
 11 しており、国有林野面積の8%を占めています。これら「緑の回廊」では、人工林の中に自然に生えた広  
 12 葉樹を積極的に保残するなど、野生生物の生息・生育に配慮した施策を行っており、これに加えて森林の  
 13 状態と野生生物の生息・生育状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査等を自然  
 14 保護団体等の参加・協力を得ながら実施しました（図3-4）。

図3-4 「保護林」と「緑の回廊」の位置図

15 出典：農林水産省資料  
 16



平成31年（2019年）4月1日現在

36 保護林や緑の回廊に設定されていない溪流等水辺の森林等については、溪流沿いの森林を保護樹帯等に  
 37 設定し、連続性を確保し野生生物の移動経路等として機能を果たすような森林生態系ネットワークの形成  
 38 を進めました。

1 (2) 森林の適切な整備・保全

2 森林のもつ、国土保全、水源涵養(かんよう)、地球温暖化の防止、生物多様性保全等の多面的機能を  
3 持続的に発揮させるため、適切な間伐の実施、伐採林齢の長期化、針広混交林・広葉樹林化に留意した伐  
4 採及び的確な更新など、多様な森林づくりを推進しました。

5 水源涵養(かんよう)や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保  
6 安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に  
7 貢献しました。保安林については、令和元年度には新たに約1.7万haが保安林に指定され、同年度末で全  
8 国の森林面積の49%、国土面積の32%に当たる1,223万haの森林が保安林に指定されており、平成23年度  
9 (1,202万ha)から令和元年度(1,223万ha)にかけて着実に増加しています。

10 また、森林のもつ防災・減災の機能として、東日本大震災で海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮し  
11 たことを踏まえ、平成24年に中央防災会議が決定した報告の中で海岸防災林の整備は、津波に対する「多  
12 重防御」の一つに位置づけられました。この報告や「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討  
13 会」が示した方針を踏まえ、生態系保全の必要性等を考慮しながら、東日本大震災により被災した海岸防  
14 災林の復旧・再生を進めました(参考:被災した海岸防災林 約164kmの復旧・再生に着手し、令和元年度  
15 末までに約136kmの復旧工事が完了)。

16 国有林では、森林づくり活動を行う民間団体や地方公共団体等と協定や契約を締結して国有林の  
17 フィールドを提供することで、多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくり  
18 を推進しました。一例として、企業等が、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づ  
19 くりを行う「法人の森林」を進め、平成25年度から令和元年度末までの期間において、新たに13箇所、  
20 94haの「法人の森林」の設定を行い、企業や団体等の森林づくりへの参画に努めました。

21 これに加えて、国有林野に隣接・介在する民有林の中には、所有者による間伐等が十分に行われず、国  
22 有林野の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす場合や、民有林における外来樹種の繁茂が国有林野で実施す  
23 る駆除に支障となる場合もみられることから、所有者と協定を締結して国有林野事業により一体的に整備  
24 及び保全を行う「公益的機能維持増進協定制」が、平成25年度に開始されました。同制度の活用により、  
25 隣接・介在する民有林と一体となった間伐等の実施や、世界自然遺産地域における生物多様性保全に資す  
26 る外来樹種の駆除等のため、平成31年3月末現在までに20カ所(595ha)の協定が締結されました。

27 また、入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野においては、国民から募集したグリー  
28 ン・サポート・スタッフ(森林保護員)が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するた  
29 めの巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行いました。

30 このほか、森林空間利用や緑化をはじめとした森林と人との関わりに対する国民理解の醸成等を図るた  
31 めの取組の一環として、森林ボランティア等多様な主体による森林づくり活動や全国植樹祭等の国土緑化  
32 行事等の普及啓発活動を行うとともに、身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発等を推進  
33 し、我が国におけるこれらの取組を国内外に発信しました。

34 (次期国家戦略に向けた課題)

35 引き続き、適切な間伐、長伐期化、広葉樹林化による多様な森林づくりや、保護林や緑の回廊  
36 の設定等の取組を通じ、森林の有する多面的な機能を発揮させる森林の整備・保全に向けた施策  
37 を総合的に展開することが必要です。特に、地球温暖化の緩和や生態系を活用した防災・減災  
38 (Eco-DRR)等に貢献する森林の適切な整備等を進めていくことが求められます。

### 【3-3 都市の緑地の保全・再生など】

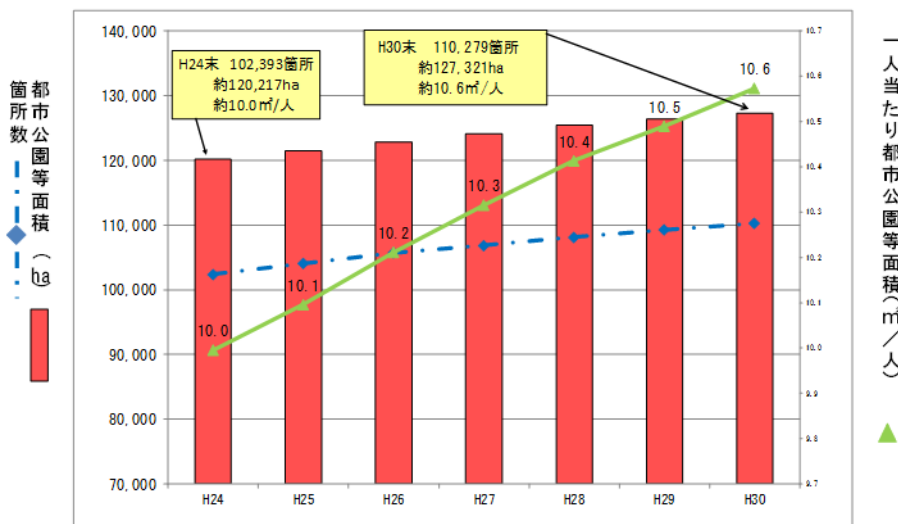
#### (1) 緑地の保全・再生・創出・管理

都市における緑地は、生物の貴重な生息・生育の場であるとともに、都市住民にとって身近な自然とのふれあいの場として極めて重要であり、都市における生態系ネットワークの要となります。

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、地方公共団体に対する社会資本整備総合交付金等事業による財政的支援等により推進しており、平成31年3月現在、都市公園法に基づく都市公園等整備面積は127,321ha、110,279箇所（参考：平成24年度から7,104ha、7,886箇所の増加）、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定面積は2,818ha、621地区（参考：平成24年度から350ha、158地区の増加）、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域の面積は97,330ha、25区域（参考：平成24年度からの増減なし）、近郊緑地特別保全地区の指定面積は3,746ha、30地区（参考：平成24年度から28haの増加）を整備・指定し、地方公共団体等による土地の買入れ等の推進や都市における生物の貴重な生息・生育空間を確保するとともに、都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進しました（図3-5、図3-6、図3-7）。

図3-5 都市公園等面積の推移

出典：国土交通省資料



出典：国土交通省資料



図3-6 特別緑地保全地区指定面積の推移

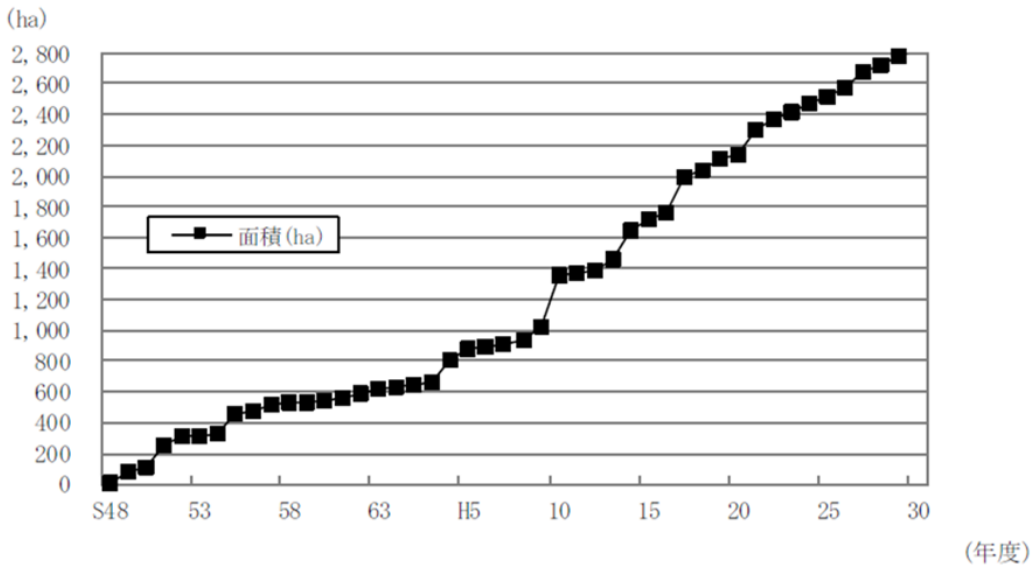
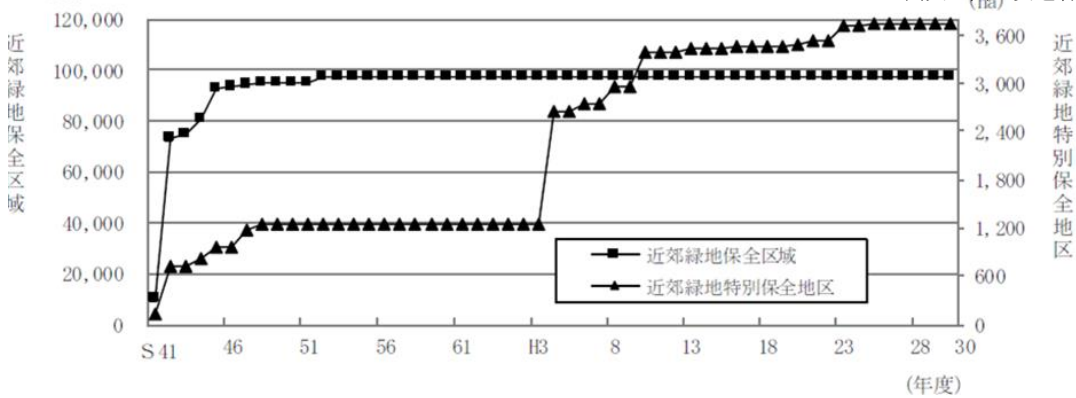


図3-7 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の推移

出典：国土交通省資料



また、都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結や、平成29年の都市緑地法改正において創設された「市民緑地認定制度」により、民間主体による緑化を推進しており、平成31年3月現在、市民緑地の契約締結面積：998,770㎡、169か所、緑化地域制度：60,644ha、4地域となっています。加えて、歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制した上で、行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ等についても支援しています（参考：歴史的風土特別保存地区～指定面積6,428ha、60地区、歴史的風土保存区域～指定面積20,083ha、32区域を指定（平成31年3月時点））。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進したほか、緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動（4月～6月）」、「都市緑化月間（10月）」を中心に普及啓発活動を実施しました。

このほか、地方公共団体による都市における生態系ネットワークの形成の観点を踏まえた緑の基本計画の策定を促進するため、平成25年5月には地方公共団体における生物多様性の状況や施策の進捗状況を評価するための「都市の生物多様性指標（素案）」を策定し、平成28年11月には、より簡便に取組状況を把

1 握・評価できるように改良した「都市の生物多様性指標（簡易版）」を策定しました。加えて、これまで  
2 の成果を活用して、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進するため、平成30年5  
3 月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、令和2年6月には、自治体が市民と  
4 共同で行う生物調査について、その考え方と、実践・活用の方法を解説した「生物多様性の確保に結び付  
5 くみどりのまちづくりの実現に向けた市民参加生き物調査の実践・活用ガイド」を策定しました。このよ  
6 うな取組を受けて、平成31年3月現在、686市町村が緑の基本計画を策定しています（参考：平成23年3  
7 月の策定市町村数：665市町村）。

8

## 9 （2）都市域における水辺空間の保全・再生

10 都市域における水辺の空間は都市住民の自然とのふれあいの場としても重要であるため、健全な水循環  
11 系の構築や汚濁負荷の低減などの取組を推進しています。

12 都市地域から流入する汚濁負荷の低減に向けて、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、こ  
13 れに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善  
14 対策等を推進しました。また、地方公共団体が実施する水路等の整備事業のうち、下水処理水等の再利用、  
15 貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、及び河川事業等との連携・共同事業を行うこと  
16 により健全な水循環系の再生を図る事業等に対して財政的支援を実施しました。このような国による財政  
17 的支援の実施により、地方公共団体において着実に下水処理水等の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑  
18 制が進み、良好な水循環の維持・回復が進んでいると考えられます。特に水環境の悪化が著しい河川等に  
19 ついては、全国32箇所において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水  
20 道管理者等、関係者が一体となり、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、  
21 水質改善の取組を進めてきているところです。

22 これらの取組により、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出や広域的な視  
23 点からの水循環系の構築を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供しています。

24

## 25 （3）住民や事業者の参画を促す取組

26 都市近郊の生物多様性の確保には、周辺の自然環境に関心が強い都市住民や都市地域で事業を行ってい  
27 る事業者と連携した取組が有効です。

28 開発事業において事業者が積極的に行っている緑地の保全・維持・活用のための取組を評価し、優秀な  
29 事例を認定・表彰することで事業者の努力を促す社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）の普及に努  
30 めており、令和2年3月までに新たに99サイトが認定されました。これにより、企業による緑地保全・再  
31 生活動を評価する取組を推進するとともに、講演会等の広報活動を通じて都市開発における緑地の評価制  
32 度の普及に努め、生物多様性に配慮した事業者の活動を促進しました。また、「生物多様性保全につな  
33 がる企業のみどり100選」として、全100件の取組が認定されました。

34 都市緑化基金等の緑化推進事業を行う公益法人により、緑化支援活動に関する環境整備及び企業等の実  
35 施している緑化推進に関する取組についての事例等が紹介されました。

36 このほか、緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成等  
37 を行う民間における事業などを積極的に支援するなど、多様な主体による取組の推進にむけた支援制度や広  
38 報活動等を通じ、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援しました。

1 (次期国家戦略に向けた課題)

2 人口が集中する都市においては、住民が自然環境とふれあう場の確保や、生物の生育・生息環境の  
3 確保の観点から、緑地の保全・再生・創出がますます重要になっています。また、気候変動への適応  
4 においては、ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透に貢献する緑地の配置等、グリーンインフラの  
5 取組を推進することも重要です。これらの取組の実施に当たっては、グリーンインフラの機能発揮の  
6 観点から、地方公共団体、事業者、民間団体、地域住民等、多様な主体が適切に連携・役割分担しつ  
7 つ、適切なマネジメントを行い、一体的な取組を進めていくことが効果的であり、緑の基本計画や、  
8 生物多様性地域戦略等を連携させることなどにより、都市における保護地域やOECM（民間等の取組に  
9 より保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに  
10 も貢献している地域）等を一体的に保全管理することで、今後も引き続き都市郊外の自然環境とのつながり  
11 も考慮しながら都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進していくことが必要です。  
12

13 **【3-4 河川・湿地などの保全・再生】**

14 (1) 河川の保全・再生

15 河川の保全等に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和  
16 にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出するための「多自然川づ  
17 くり」を全ての川づくりにおいて実施しました。また、流域における多様な主体と連携しながら、河川を  
18 軸とした広域的な生態系ネットワークの形成の推進を図るため、湿地等の保全・再生や、河川や流域の連  
19 続性を確保するための魚道整備等の自然再生事業を推進するとともに、流域一体となった生態系ネットワ  
20 ークのより一層の推進を目的として「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催しま  
21 した。

22 さらに、災害復旧事業においても、平成30年6月に改定した「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に  
23 基づき、河川環境の保全・復元を図りました。

24 河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を  
25 河川環境データベース (<http://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/>) として公表しています。また、  
26 世界最大規模の実験河川を有する国立研究開発法人土木研究所自然共生研究センターにおいて、河川や湖  
27 沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川の在  
28 るべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

29  
30 (2) 湿地の保全・再生

31 湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場所です。しかし、これらの湿地  
32 は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われてしまった湿地の再生・修復  
33 の手だてを講じる必要があります。

34 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）  
35 に関しては、令和2年3月時点において52箇所が登録されています。

36 また、平成26・27年度に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」の抽出作業及び公表に向けた地方公  
37 共団体等との調整を行い、平成28年4月に公表し湿地とその周辺における生物多様性への配慮の必要性を  
38 普及啓発しました。

1 (次期国家戦略に向けた課題)

2 河川は、森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐ国土の生態系ネットワークの重要な基軸とな  
3 ることから、河川内の生物の生息・生育・繁殖環境を確保するために、引き続き多自然川づくり  
4 や湿地の保全・再生等を実施することが重要です。

5 また、湿地の保全・再生等を通じ、生態系を基盤として流域全体で遊水機能を高めることなど、  
6 Eco-DRR の観点からの取組を進めることが求められています。その際、劣化した湿地の保全・再  
7 生を進めるとともに、耕作放棄地や休耕田も活用し地域固有の生物多様性に配慮した湿地保全・  
8 再生を進めることが必要です。

9 湿地は、生物多様性が豊かな地域であるとともに、人為の影響を受けやすい脆弱な生態系とい  
10 えます。そのため、モニタリング等の調査により生物多様性の現状を適切に把握し、迅速に施策  
11 に反映させることが必要です。  
12

### 13 14 【3-5 沿岸・海洋域の保全・再生】

15 平成23年3月に策定した海洋生物多様性保全戦略及び海洋基本法に基づき平成30年5月に閣議決定さ  
16 れた新しい海洋基本計画に沿って、海洋環境の総合的な保全と管理のため、①規制的手法の対象範囲や内  
17 容の検討、②沿岸・海洋域の保全・再生、③持続的な水産資源の管理と希少な野生生物の保護、④海洋汚  
18 染への対策、⑤港湾、漁港及び漁場における環境整備等に取り組みました。また、これらの施策の実施の  
19 ためには、海洋に関する科学的知見の充実が必要であるため、モニタリングサイト1000 事業では、国内  
20 の主要な磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、砂浜等について生物相等に関する調査を実施しており、  
21 調査結果は毎年公表されています（モニタリングサイト1000については、5-1 参照）。

#### 22 23 (1) 規制的手法の対象範囲や内容の検討

24 我が国では、海洋の生物多様性と生態系サービスを確保するために規制や管理措置を講ずる区域として  
25 は海洋保護区を設定しています。海洋保護区の一つである自然公園については、平成25年2月に瀬戸内海  
26 国立公園、平成26年3月に慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園、平成27年3月に甕島国立公園、平  
27 成27年9月に吉野熊野国立公園、平成28年4月に西表石垣国立公園、平成29年3月に奄美群島国立公園、  
28 平成30年3月に三陸復興国立公園において海域公園地区を指定しており、令和2年3月時点で、国立公園  
29 海域公園地区数として143箇所、国立公園海域公園地区数として61箇所が指定されています。

30 また、資源管理手法としての海洋保護区の効果については、国内外の事例を調査し、総合的検証を実施  
31 したほか、パンフレットの配布を通じた国内漁業者への普及啓発及び日本型海洋保護区の対外的発信を行  
32 いました。

#### 33 34 (2) 沿岸・海洋域の保全・再生

35 沿岸・海洋域については、藻場・干潟、サンゴ礁、砂浜等の保全・再生が行われているほか、港湾にお  
36 いては、港湾整備で発生した浚渫土砂等を有効に活用し、藻場・干潟等の整備を行いました。この良好な  
37 自然環境を活用し、児童や親子を対象に自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、「海辺の自然学  
38 校」等の取組を推進しました（里海の再生については、2-1 参照）。

1 ■藻場・干潟の保全・再生■

2 漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備を継続して実施しており、平成  
3 24～29年度までの6年間で7,665ha整備しました。

4 また、漁業者を中心とする多様な担い手によって、食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保  
5 した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進するため、平成25年度より  
6 漁業者等を中心とする活動組織を立ち上げ、各地域に設置する地域協議会において計画の採択を実施して  
7 います。

8  
9 ■サンゴ礁の保全・再生■

10 平成23年度から「サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議」を毎年開催し、同行動計画の評価  
11 を踏まえ、平成28年3月に改訂し「サンゴ生態系保全行動計画2016-2020」を策定しました。同行動計画  
12 については、計画に沿った行動の実施が、サンゴ礁生態系の状態の改善に十分ではない懸念があるため、  
13 策定後5年後程度を目処に行動計画の見直しを行うこととしています。

14 平成25年度はサンゴ群集の再生を目的として、国立公園内の石西礁湖（沖縄県）、竜串（和歌山県）で、  
15 令和元年度は国立公園内の石西礁湖で自然再生事業を実施するとともに、徳島県が実施した竹ヶ島の自然  
16 再生事業に対して自然環境整備交付金により支援しました。

17 また、サンゴの食害動物であるオニヒトデについて、平成24年度から令和元年度までに延べ45箇所の国  
18 立公園において駆除を実施しました（サンゴ礁に関する温暖化への対応は、3－6参照）。

19  
20 ■砂浜の保全・再生■

21 海岸侵食への対応として、「渚の創生」事業として、漁港、港湾内の浚渫土砂に加え、新たにこれらの  
22 施設周辺に堆積している土砂や河口、河道、ダムに堆積している土砂等を、海岸侵食箇所へ活用すること  
23 により、美しい砂浜を復元するとともに、広域的・効率的な海岸侵食対策を実施しました。

24 また、平成24年度から令和元年度までに延べ100の国立公園でウミガメの産卵地となっている砂浜の清  
25 掃等を実施しました。

26  
27 （3）持続的な水産資源の管理と希少な野生生物の保護

28 水産資源については、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限の規制や、海洋生物資源の保存及び  
29 管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理が行われていま  
30 す。平成23年度からは、国および都道府県ごとの資源管理指針の策定と、漁業者団体による同指針に沿っ  
31 た資源管理計画の作成が行われており、幅広い漁業種類において、漁業実態に応じた各種の管理措置が実  
32 施されています。資源管理計画の作成数は着実に増加しており、令和2年3月末時点で全国において2,066  
33 件の資源管理計画が作成され、漁業者はこれに基づき公的な管理措置とともに自主的な管理措置を実施し  
34 ました。また、保護水面の管理や、水産資源の希少性を適切に評価するための情報及び手法の調査・検討、  
35 水産資源として利用されている希少種の生息環境・生態・資源状況の調査等を実施しました。

36 また、混獲対策として、ウミガメ、サメ、海鳥等の混獲状況の調査や地域漁業管理機関の保存管理措置  
37 に基づいた混獲回避措置の実施に加え、平成25年度からウミガメ混獲防止技術の開発等を実施しています。

1 (4) 海洋汚染への対策

2 海洋の生物多様性の保全のためには、海洋汚染による生態系への影響や漂流・漂着ごみの誤飲などによ  
3 る動物への影響を避けることも重要です。このため、周辺海域の海洋汚染の状況を継続的に把握し、重金  
4 属類、有害な化学物質や赤潮の対策、漂流・漂着ごみの対策等を通じて海洋汚染の防止を図りました。

5  
6 ■海洋汚染対策■

7 海洋汚染の状況等を継続的に把握するため、特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター  
8 (CEARAC) の活動を積極的に支援しました。特に、国連環境計画の地域海行動計画の1つとして採択され  
9 た「北西太平洋地域における海洋・沿岸環境の保全、管理及び開発に向けた活動計画」(NOWPAP)のプロジ  
10 ェクトである富栄養化状況の判定手法について、平成23年に策定した手法の案と手順書について、平成24  
11 ~25年にはこれを用いた判定の試行的実施及び改善の検討を行いました。また、生物多様性を指標とした  
12 海洋環境評価手法について、各国共通の手法開発に向けた課題の抽出・整理を行いました。

13 また、閉鎖性海域については、各指定水域の水質等について経年的な調査を行っているほか、平成25  
14 年度より今後の水質総量削減制度の在り方を検討しています。

15  
16 ■漂流・漂着・海底ごみ対策■

17 漂着ごみについては、平成22年3月に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する  
18 ための基本的な方針」(令和元年5月に変更案が閣議決定)を踏まえ、漂着したごみの分類、漂着経路や  
19 発生源等の推定、都道府県を対象とした海岸清掃事業マニュアルの策定や取組支援などにより、地域特性  
20 に応じた効果的かつ効率的な海岸清掃の実施を推進するとともに、漂流ごみ・海底ごみについても実態把  
21 握に努めました。

22 また、地域住民等との連携による対策も重要であることから、地域住民やボランティア、NGOと連携し  
23 たごみ対策や清掃の実施及び普及啓発・環境教育活動、漁業資材の減容化などを実施しました。さらに、  
24 NOWPAPにおける漂着ごみに関する地域行動計画(RAP-MALI)を通じた情報交換やケーススタディの実施に  
25 より、外国由来の漂流・漂着ごみ問題への対応を強化しています。震災起因洋上漂着物に関しては、NGO  
26 連携支援及び漂流予測を通して、関係国における関係団体等と連携体制を構築し、情報交換・意見交換等  
27 を実施しました。

28  
29 (5) 漁港及び漁場における環境整備

30 漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁場の環境改善を図る  
31 ための堆積物の除去等の整備を行う水域環境保全対策を実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮し  
32 た構造を有する護岸等の整備を実施しました。また、藻場・干潟の保全・創造等を推進したほか、漁場環  
33 境を保全するための森林整備に取り組みました。さらに、木材利用率が高い増殖礁の開発や漁場機能を強  
34 化する技術の開発・実証に取り組みました。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心とした産後  
35 増殖技術の開発に取り組みました。このほか、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産  
36 卵場の造成も行いました。

1 (次期国家戦略に向けた課題)

2 沿岸・海洋域については、引き続き海洋保護区の設定等による規制的手法、保全再生、資源管理、  
3 汚染対策の実施等、さまざまな主体と連携した取組を総合的に進めていくことが重要です。また、海  
4 洋保護区域については、その区域を量的に拡張してだけでなく、管理体制の強化等により質を確  
5 保する取組も求められています。

6 また、世界的に深刻な問題となっている海洋プラスチックの対策を効果的に進めるためには、地球  
7 規模で状況を捉え、関係諸国と協力して取組を進めることが非常に重要です。

8 さらに、海洋で生息する生物による炭素の吸収・固定（ブルーカーボン）や、サンゴ礁等による防災  
9 ・減災など、生態系の保全が気候変動の緩和や適応にも貢献するという観点から、取組を一層進めて  
10 いくことが求められています。  
11

### 12

### 13 【3-6 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進】

14 地球温暖化等の地球環境の変化により、生態系の攪乱や種の絶滅など生物多様性に対しても深刻な影響  
15 が生じることが危惧されています。生物多様性は気候変動に対して特に脆弱であり、気候変動に関する政  
16 府間パネル（IPCC）の1.5℃特別報告書（2018年）によると、地球温暖化に伴い、世界的に海洋及び沿岸  
17 域の生態系の不可逆的な消失のリスクが拡大し、特にサンゴ礁は、工業化以前からの気温上昇が2℃の場  
18 合、99%以上が消失すると予測されています。また、気候変動の直接的・間接的影響により、世界各地で  
19 の熱波、強い降水、干ばつなどの極端な気象現象の頻度と強度が増大する可能性、動物媒介感染症のリス  
20 ク増大の可能性なども指摘されており、我が国においても自然環境の保全による緩和への貢献、及び生物  
21 多様性の保全と自然共生社会の実現の観点からの適応策の検討・実行が喫緊の課題となっています。

22 気候変動による影響として、我が国において年平均気温の上昇や降水量の変化など様々な気候の変化、  
23 海面水位の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、自然生態系や災害、食料、健康、国民生活・  
24 都市生活などの様々な面で影響が生ずることが予想されていることから、平成27年にこれらの各分野にお  
25 ける気候変動影響に関する情報を「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」（気候変動影  
26 響評価報告書）として取りまとめました。また、その影響への対処（適応）について、政府全体として整  
27 合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動の影響への適応計画」（平成27年11月閣議  
28 決定）を策定しました。

29 生物多様性分野における適応に関しては、平成26年度に、12名の学識経験者からなる「生物多様性分野  
30 における気候変動の適応に関する検討会」を開催し、その検討を踏まえ、平成27年7月、「生物多様性分  
31 野における気候変動への適応についての基本的な考え方」と「当面の具体的取組」をとりまとめ公表しま  
32 した。

33 平成30年2月には、自然生態系を含む気候変動の観測・予測・影響評価に関する既存の科学的知見の取  
34 りまとめとして、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～」  
35 を、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁と連携で作成・公表しました。

36 平成30年12月には「気候変動適応法（以下、「適応法」という。）」が施行し、同法に基づく計画として「気  
37 候変動適応計画（以下、「適応計画」という。）」（平成30年11月閣議決定）を策定しました。また、適応法  
38 適応計画に基づき、同年、国立環境研究所内に「気候変動適応センター」を設立し、気候変動適応情報プ

1 ラットフォーム（A-PLAT）を核として、気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行って  
2 います。

3 また、地方自治体における地域気候変動適応計画の策定を推進するため、「地域気候変動適応計画策定  
4 マニュアル」を作成、公表するとともに（平成30年12月）、地域の関係者の連携による適応策の推進を目  
5 指し、適応法に基づく気候変動適応広域協議会（全国7ブロック）を立ち上げました（平成31年1～2月）。  
6 令和2年3月末時点では、48自治体が、適応法に基づく地域気候変動適応適応計画を策定しています。

7 さらに、気候変動が生物多様性に与える悪影響への適応に関する取組を推進するため、大雪山国立公園  
8 及び慶良間諸島国立公園における気候変動影響評価及び適応策検討に係る調査を行い、令和元年に「国立  
9 公園等の保護区における気候変動への適応策検討の手引き」を取りまとめたほか、「生態系を活用した適  
10 応策（EbA）」の推進のため、先進事例や研究成果等を収集し、取組の方向性や踏まえるべき視点等の検討  
11 を進めました。

12 多くの炭素を固定している森林、草原、泥炭湿地などの湿原、土壌などを含む自然環境の構成要素を適  
13 切に保全することにより、生態系からの温室効果ガスの放出を抑制しています。国土の67%を占める森林  
14 においては、温室効果ガスの吸収源・貯蔵庫としての機能が十分に発揮されるよう、森林・林業基本計画  
15 等に基づき、多様な政策手法を活用しながら、適切な間伐や造林等を通じた健全な森林の整備、保安林等  
16 の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた取組、国民参加の森林づくり、木材及  
17 び木質バイオマスの利用等を推進しました。また、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス  
18 排出削減目標の達成や災害防止等を図るために、市町村が実施する森林整備等に必要な地方財源を安定的  
19 に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度に譲与が開始されました。

20 都市における吸収源対策として、都市公園整備や道路緑化等による新たな緑地空間を創出し、都市緑化  
21 等を推進しました。さらに、農地土壌の吸収源対策として、炭素貯留量の増加につながる土壌管理等の営  
22 農活動の普及に向け、炭素貯留効果等の基礎調査、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対する支援  
23 を行いました。

24 加えて、ブルーカーボン生態系による二酸化炭素吸収量の計測・推計に向けた検討を行うとともに、浚  
25 渫土砂や鉄鋼スラグを活用した二酸化炭素吸収源となる藻場等の造成を実施しました。

26 平成28年3月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JB02）」においても、「地  
27 球規模で生じる気候変動」による生物多様性の損失について、生物の分布、個体数、フェノロジーなどの  
28 変化が生じている確度が高いと評価しており、さらなる気温の上昇にともない生態系における生物間相互  
29 作用などが変化することが懸念されています。

30 地球温暖化による環境変化を早期に発見し、現実的な対策を迅速に講じるためには、高山帯やサンゴ礁  
31 等、特に地球温暖化による影響を受けやすい生態系におけるモニタリング体制の充実や分布変化の予測を  
32 実施することが必要です。このため、モニタリングサイト1000事業では、高山帯やサンゴ礁等において  
33 継続的に調査を実施しています。また、生物多様性評価の地図化に関する検討調査業務において、地球温  
34 暖化による影響が懸念される種として、ブナとイワナの生息・生育適地の変化予測地図を作成しました。

35 気候変動に特に脆弱なサンゴについては、環境研究総合推進費において平成23～27年度を研究実施期間  
36 として、地球温暖化と海洋酸性化がサンゴ分布に及ぼす影響の予測等を行っています。また、平成25年6  
37 月には沖縄県で、独特の島しょ生態系を有する地域として県内の先進的事例を紹介しながら、地球温暖化  
38 防止やサンゴ礁保全への対応についての国際的な動向を踏まえつつ、環境と共生した持続可能なシマの社



1 会のあるべき姿を検討し世界に発信していくために、「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」  
2 を開催しました。

3 世界自然遺産地域においては、世界遺産委員会での議論を踏まえ、森林生態系における気候変動の影響  
4 のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングに着手しています。また、気候変動が一因となり生息  
5 数が増加し植生の食害が問題となっているエゾシカについては、平成29年4月に第3期知床半島エゾシカ  
6 保護管理計画を策定し、これに基づき管理を進めており、捕獲等によるエゾシカの個体数調整を進めた結  
7 果、一定の成果が見られ、植生にも回復傾向が確認されました。

8 気候変動への適応策としては、健全な生態系を保全するとともに、生態系ネットワークを形成し、地球  
9 温暖化に伴う生物の自然の移動をスムーズに行えるようにすることが重要である国有林野において、「緑  
10 の回廊」を設定し、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、温暖化にも対応でき  
11 る健全な森林生態系の確保を推進しました。

12 さらに、気候変動の影響により増加すると予想されている自然災害に対し、山地防災力の強化に向けた  
13 治山対策を推進しているほか、環境省では自然と共生した効果的で持続可能な防災・減災の推進に資する  
14 ため、平成26年度から有識者検討会を設置し、平成28年3月に「生態系を活用した防災・減災に関する考  
15 え方」を取りまとめました。また、平成31年3月には具体的な事例を踏まえて実践のポイントを紹介する  
16 パンフレットを発行しました。

17 また、国内外におけるグリーンインフラに係る最新の状況や知見を収集し、課題の整理や今後の方向性  
18 について検討を行うとともに、第2次国土形成計画（全国計画）、第5次国土利用計画（全国計画）及び  
19 社会資本整備重点計画（いずれも平成27年閣議決定）をはじめ、各種計画にグリーンインフラの概念を盛  
20 り込みました。

21 このほか、令和元年7月にグリーンインフラの推進の方策等を取りまとめた「グリーンインフラ推進戦  
22 略」を公表するとともに、令和2年3月には国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主  
23 体が幅広く参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を設立し、グリーンインフラの社会  
24 的な普及、調査・検討、資金調達手法等の検討を開始しました。生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）  
25 やグリーンインフラの社会実現に向けて必要な事項や優良事例等の情報を収集・整理し、普及を図りまし  
26 た。

27 (次期国家戦略に向けた課題)

28 気候変動による生物多様性への影響は既に顕在化しており、将来的にも様々な影響が予測され  
29 ていることから、生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策に関する取組をさらに進  
30 むていくことが必要です。気候変動に対し特に脆弱な生態系を保全するためには、引き続きモニタリ  
31 ングや分布変化の予測の実施等により知見を充実させ、科学的基盤に基づき取組を進めることが重要  
32 です。また、将来予想される気候変動に適応するための保護地域の設定や、管理方法についても検討  
33 を行うことが必要です。その際、地方公共団体等による取組を促進するための支援等を行うことが求  
34 められています。

35 さらに、適切な森林の保全・整備や、ブルーカーボン生態系の保全等を通じ、生態系保全と地球温  
36 暖化の緩和との相乗効果を図ることが重要です。

## 1 基本戦略4 地球規模の視野を持って行動する

### 2 基本戦略4 まとめと評価

3 愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等の支援やSATOYAMAイニシアティブに基づく二次的自然環  
4 境の持続可能な形での保全を進めていくとともに、つながりの深いアジア太平洋地域を中心とした国際協  
5 力等、地球規模の生物多様性への視野を持った行動を通じて、「基本戦略4」の実現に向けた施策を講じ  
6 てきました。

7 基本戦略4に位置づけられた4つの項目の評価結果については、以下のとおりです。

8 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献(4-1)について、関連指標である「生物多様性日本基  
9 金を通じて技術支援を受けた締約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した国数」の動向は、着実  
10 に増加していること等から、愛知目標(個別目標17)の達成に向けた途上国における能力養成の支援等を  
11 通じて、国際的貢献に寄与したものと考えられます。

12 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進(4-2)について、漁業資源の持続可能な利用に向けた  
13 取組を推進した結果、数値目標として設定した「多国間漁業協定」の目標(多国間漁業協定:47協定以上  
14 (毎年度維持・増大))を達成しました。

15 生物多様性に関わる国際協力の推進(4-3)について、国境を越えて移動する動物の生息環境を保全す  
16 るために国際的な協力の下で保全対策を進めた結果、数値目標として設定した「東アジア・オーストラ  
17 リア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)交流会の開催」の目標(4回開催)を達成しま  
18 した。

19 世界的に重要な地域の保全管理の推進(4-4)について、地球規模での生態系ネットワークの構築に向  
20 けて、世界的に重要な地域の保全管理を進めた結果、数値目標として設定した「アジア太平洋地域にお  
21 けるラムサール条約湿地追加」は、目標年次においては数値目標を達成しなかったものの、それ以  
22 降順調に進捗し、令和2年3月時点では目標を達成しました。

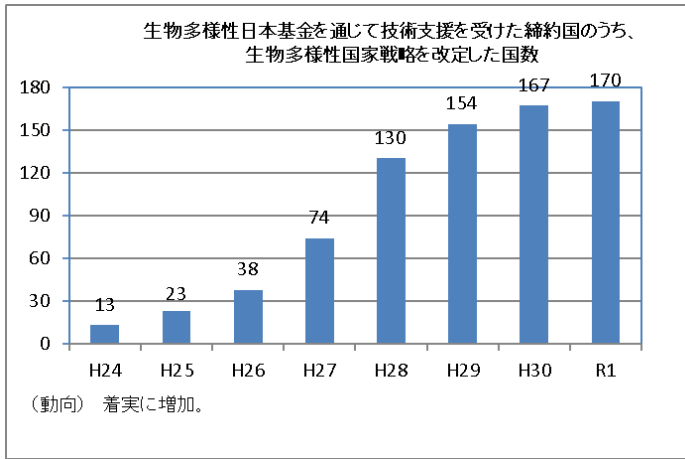
23  
24 基本戦略4に対応する第2部の関連指標である「生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締  
25 約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した国数」は着実に増加しています(図4-1参照)。また、  
26 「基本戦略4に対応する第3部の関連数値目標」は、「アジア太平洋地域におけるラムサール条約湿地追  
27 加」の項目については、目標年次においては目標を達成しなかったものの、それ以降順調に進捗し、他の  
28 項目では数値目標を達成しております(表4-1参照)。さらに、「基本戦略4に関連する第3部の具体的  
29 施策及び加速する施策の達成状況」として、中間評価と比較すると、「既に達成済み」の施策数は6から  
30 79に増加し、126の施策のうち約6割が達成している状況です(表4-2参照)。

31  
32 以上から、基本戦略4については、一部数値目標の未達成などの取組の遅れが見られますが、国際的な  
33 資金メカニズム等を通じた途上国支援など、地球規模の視野を持った行動は概ねなされたと評価します。

### 36 関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況

#### 37 図4-1 基本戦略4に対応する第2部の関連指標の動向

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9



10 ※図4-1は、第2部「愛知目標の達成に向けたロードマップ」に示した我が国の国別目標（13目  
11 標）の達成状況を把握するための「関連指標」の国家戦略計画期間内の動向をまとめたもの  
12

表4-1 基本戦略4に対応する第3部の関連数値目標

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率 ※1	到達率 ※2
アジア太平洋地域におけるラムサール条約湿地追加 【数値目標は未達成】	3箇所 [H27]	— [H24.9]	1箇所 [H27]	33.3%	33.3%
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・ パートナーシップ(EAAFP)交流会の開催 【数値目標は達成】	4回 [R2]	— [H24.9]	5回 [R2.3]	125.0%	125.0%

※1 進捗率: 生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。  
「進捗率」=  $\{(点検値 - 当初値) / (目標値 - 当初値)\} \times 100 (\%)$

※2 到達率: 戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」=  $(点検値 / 目標値) \times 100 (\%)$

13 表4-2 基本戦略4に対応する第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況

評価区分・内容		中間評価 施策数 (割合) i	最終評価 施策数 (割合) ii	割合の増減の差 ii - i
既に達成済み		6 (4.8%)	78 (61.9%)	57.1 ポイント
a+既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	—	66 (52.4%)	—
a既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合	—	12 (9.5%)	—
b 進捗中		一定の取組を行っているが、数値目標を		

	達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成していない場合	116 (93.5%)	48 (38.1%)	-55.4 ポイント
c 検討中	施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	2 (1.6%)	0 (0.0%)	-1.6 ポイント
d その他	施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0 ポイント
計		124 (100%)	126 (100%)	

- 1 ※表4-2は、第3部（行動計画）の具体的施策及び加速する施策について、5つの項目から評価  
2 した達成状況と、中間評価で実施した最初の総合的な点検結果を比較したもの  
3 ※中間評価の施策数には、加速する施策は含まれていないため、最終評価との単純な比較はできないこと  
4 に留意すること。

## 6 項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題

### 7 【4-1 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献】

8 我が国の生物多様性は、海や空を介して周辺の各国とつながりを持っています。また、我が国は資源の  
9 多くを輸入しており、世界の生物多様性に影響を与えています。このため、地球規模での視野を持って、  
10 国内で利用される自然資源の適切な流通や持続可能な利用を推進するとともに、世界の生物多様性の保全  
11 と持続可能な利用について国際的な連携を進めていくことが必要です。

12 生物多様性の損失を止め、臨界点（それを超えると急激に生態系の状態が変化して別の平衡点に至る限  
13 界点）回避するばかりではなく、生物多様性を回復し、健全な状態で将来世代に引き継ぐためには、世界  
14 全体で愛知目標が達成されなければなりません。生物多様性条約締約国において愛知目標を踏まえた国別  
15 目標の設定を行い、生物多様性国家戦略に組み込んでいくことにより、各国の生物多様性関連施策を強化  
16 していくことが最も重要な課題の一つとなっています。このため、国内での取組はもちろんのこと、途上  
17 国における能力養成の支援などの国際貢献を積極的に行っていくことが求められています。

18 我が国は、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を設置し、生物多様性国家戦略の  
19 改定支援を中心とした、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等の支援を進めました。

#### 21 （1）COP10決定事項の実施とCOP12後の強化措置等

22 COP10において採択された愛知目標等を踏まえ、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣  
23 議決定しました。同戦略においては、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、目標年次を  
24 含めた我が国の国別目標（13目標）とその達成に向けた主要行動目標（48目標）、国別目標の達成状況を  
25 測るための指標（81指標）を設定しました。

26 愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への  
27 資金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、我が国は、愛知目  
28 標の達成に向けた途上国の能力養成等を支援するため、条約事務局に「生物多様性日本基金」を設置し、

1 同基金に対して我が国から平成22、23年度に計50億円を拠出しており、この基金を活用して、愛知目標達  
2 成に向けて生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するための能力構築ワークショップが世界各地で開催  
3 (平成23～25年に累計22回の地域別ワークショップ及び1回のグローバルワークショップの開催)され、  
4 160カ国以上から合計650人以上の参加がありました。また、第5回国別報告書の提出を支援するための能  
5 力開発ワークショップが開催(平成25年から平成26年に8回)され、合計120カ国からの参加がありました。  
6 さらに、条約の実施に必要な特定のテーマ(ユース、先住民及び地域社会の意思決定プロセスへの参画等)  
7 に関する実践的なプロジェクト(平成23年から令和元年に合計87件)を支援しました。この他、IPBESと  
8 協働した途上国の生態系評価の実施支援、IUCNと協働した生態系を活用した防災・減災の推進、ポスト2020  
9 生物多様性枠組の検討のためのアジア太平洋地域コンサルテーション(令和元年1月・愛知県名古屋市)  
10 の開催等を支援しました。

11 また、平成27年から「生物多様性日本基金」を活用し、途上国に対して国家戦略を実施するための能力  
12 構築の技術的支援が行われました。生物多様性国家戦略の実施に関する実践的なモデル事業(パイロット  
13 プロジェクト)を5地域において実施するとともに、生物多様性国家戦略の策定・実施状況の自主的な点  
14 検(ボランティアピアレビュー)を5カ国で試行しました。

15 平成26年10月に韓国において開催されたCOP12において愛知目標の中間評価が実施されました。その結  
16 果、愛知目標の達成に向け進展はあるものの、今後更なる取組の必要があると評価され、この評価結果を  
17 受け、我が国では現行の国家戦略の着実な実施に加え、愛知目標達成のため今後一層加速させる具体的施  
18 策として取りまとめ、愛知目標の達成に向けて実施の強化を図りました。

19

## 20 (2) 遺伝資源へのアクセスと利益配分

21 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分は、生物多様性の保全及び生物多様性の構成要素  
22 の持続可能な利用と並び生物多様性条約の目的の一つです。COP10において採択された「生物の多様性に  
23 関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋  
24 議定書」(以下「名古屋議定書」という。)に、我が国は平成23年5月に署名し、平成29年5月に名古屋議  
25 定書を締結しました。我が国について効力を発効した同年8月20日付で、名古屋議定書の国内措置である  
26 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(以下、「ABS  
27 指針」という。)が施行され、ABS指針に基づき、環境省に遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイ  
28 ントが設置されました。

29 我が国は、COP10の際に、名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシ  
30 リティー(GEF)によって管理・運営される名古屋議定書実施基金の構想について支援を表明し、平成23  
31 年に10億円を拠出しました。この基金を活用した13件のプロジェクトが承認され、平成30年12月時点で既  
32 に完了した3件を除く10件のプロジェクトにより、フィジー、ガボン、コスタリカ、ブータン等において、  
33 国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動  
34 が行われています。

35

## 36 (3) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置

37 バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議  
38 定書(以下「補足議定書」という。)の国内担保を目的とした遺伝子組換え生物等の使用等の規制による

1 生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正カルタヘナ法」という。）が平成29  
2 年4月に成立し、同月に公布されました。また、補足議定書については、平成29年5月にその締結につい  
3 て国会で承認され、同年12月に受諾書を国際連合事務総長に寄託し、我が国は補足議定書の締約国になり  
4 ました。同補足議定書は発効要件が満たされたことから、平成30年3月に発効し、これに合わせて改正カ  
5 ルタヘナ法が施行されました。

#### 6 7 （4）資源動員戦略

8 COP10で採択された愛知目標において、遅くとも令和2年までに、資源動員を現在のレベルから顕著に  
9 増加させるという目標（目標20）が掲げられ、平成24年10月にインド・ハイデラバードで開催された生物  
10 多様性条約第11回締約国会議（COP11）において、資源動員に関する暫定的な目標が合意されたことも踏  
11 まえ、国際的フォーラムにおける議論へ積極的に参加するとともに、各国における資源動員に関する方針  
12 や方策に関する調査、分析も参考に、我が国における多様な主体の資源動員の把握手法について検討し、  
13 平成26年と平成27年に生物多様性条約事務局へ報告を行いました。

#### 14 (次期国家戦略に向けた課題)

15 愛知目標の達成のための途上国の能力養成を目的とした生物多様性日本基金により、149カ国の生物  
16 多様性国家戦略の策定・改訂支援、87件の能力強化プロジェクト等を実施したものの、愛知目標は達  
17 成されず世界的な生物多様性の損失は依然続いています。愛知目標の下での取組を継続・発展させ、  
18 ポスト2020生物多様性枠組の達成に向けた各国の取組を後押しするには、愛知目標下での取組の教訓  
19 を活かした各国の国家戦略の策定・改訂支援を、ポスト2020生物多様性枠組策定後に速やかに行うこ  
20 とが重要です。  
21

### 22 23 【4-2 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進】

24 人々が古くから持続的に利用・管理を行ってきた農地や二次林等、人間活動の影響を受けて形成・維持  
25 されている里地里山のような二次的な自然環境は、社会生態学的生産ランドスケープとも呼ばれ、多様な  
26 種がその生存のために適応・依存しており、その維持・再構築が生物多様性の保全・向上に重要な役割を  
27 果たします。都市化、産業化、地方の人口の急激な増減等により、世界の多くの地域でこれらの自然環境  
28 やそれが象徴する慣行や知識が危機に瀕しているなかで、これらの二次的自然環境を持続可能な形で保全  
29 していくために、その価値を世界で広く再認識するとともに、早急かつ効果的な対策を講じていくことが  
30 求められています（持続可能な森林経営と違法伐採対策のための取組については、4-3参照）。

#### 31 32 （1）SATOYAMAイニシアティブ

33 SATOYAMAイニシアティブとは、自然共生社会の実現に向けて、人々が古くから持続的に利用や管  
34 理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境（社会生態  
35 学的生産ランドスケープ）における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組です。生物多様  
36 性条約第10回締約国会議（COP10）において発足した「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ  
37 （IPSI）」の活動を支援するとともに、その運営に参加しました。参加団体は、発足当初の51団体から令  
38 和2年3月には21カ国の政府機関を含む71カ国・地域の合計258団体に増加し、これまで約40の国や地域

1 において約450件のプロジェクトを実施しています。

2 環境省及びIPSI事務局（国連大学サステナビリティ高等研究所）は、令和元年9月に熊本市において  
3 「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）第8回定例会合」及び「ポスト2020目標に向け  
4 たランドスケープアプローチに関する専門家テーマ別ワークショップ」を熊本県等と共催し、ワークショ  
5 ュップでは、SATOYAMAイニシアティブが推進しているランドスケープアプローチの成果をまとめ、ポスト  
6 2020生物多様性枠組にインプットする内容について議論しました。

7 また、SATOYAMAイニシアティブの理念を国内において推進するために平成25年に発足した「SATOYAMA  
8 イニシアティブ推進ネットワーク」に環境省及び農林水産省が参加しており、本ネットワークは、SATOYAMA  
9 イニシアティブの国内への普及啓発、多様な主体の参加と協働による取組の促進に向け、ネットワークへ  
10 の参加を呼びかけたロゴマークや活動事例集の作成や「エコプロダクツ2019」等の各種イベントへの参加  
11 を行いました。なお、本ネットワークの会員は平成31年1月時点で53地方自治体を含む115団体となりま  
12 した。

13

## 14 （2）我が国の自然との共生のあり方の発信

15 我が国では、美しい自然を将来に継承しつつ地域社会と共存し、地域独自の文化を育んできました。こ  
16 うした姿を発信するために、能登の里山里海が世界農業遺産に認定された石川県七尾市における「世界農  
17 業遺産国際会議」（平成25年5月）の開催、沖縄県における「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国  
18 際会議」（平成25年6月）の開催など、積極的に国際会議を開催し議論に貢献するとともに、持続可能な  
19 農林水産業など我が国の先進的な取組を世界各国に発信しました。

20 また、平成26年11月にオーストラリアのシドニーにおいて、約10年に一度開催される国立公園等の保護  
21 地域に関する国際的な会議である「第6回世界国立公園会議」が国際自然保護連合（IUCN）の主催により  
22 開催され、我が国も議題の一つである「保護地域が防災・減災に果たす役割」に関する討議を主催するな  
23 ど、我が国の経験や取組を発信しました。

24 このほか、平成25年11月に仙台市で開催した「第1回アジア国立公園会議」を契機に日本が主導して設  
25 立された「アジア保護地域パートナーシップ（APAP）」の取組の一環として令和元年10月にマレーシアの  
26 コタキナバルにおいて開催された「持続可能なツーリズム」に関するワークショップに参画し、アジア各  
27 国の保護区の管理水準の向上に向けた情報共有等を進めています。同パートナーシップの参加国は令和元  
28 年12月時点で、17カ国となりました。

29

## 30 （3）生物資源の持続可能な利用と流通に向けた取組

31 我が国は多くの生物資源を輸入しており、それらの生物資源が持続可能な形で利用されることが重要で  
32 す。特に絶滅のおそれのある野生動植物の種に対する国際取引による影響を防ぐことは重要であるため、  
33 ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる  
34 種について、国内での譲渡し等の規制を行っています。また、令和元年8月に開催されたワシントン条約  
35 第18回締約国会議において、条約の適切な執行のための議論とともに、附属書改正提案等の審議に貢献し  
36 ました。加えて、関係省庁、関連機関が連携・協力し、象牙の適正な取引の徹底に向けて、官民協議会を  
37 中心に取組を進めました。

38

1 (4) 水産資源の持続的な利用に向けた取組

2 我が国は、水産資源の持続的な利用に向け、周辺諸国と二国間・多国間による漁業協定を結んでおり、  
3 これを毎年度47協定以上に維持しています（令和2年3月時点で52協定）。なお、持続的な漁業生産等を  
4 図るため、適地での種苗放流等による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運  
5 用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理措置等を内容とする資源管理計画に基づく取組を支援し  
6 ました。

7  
8 (次期国家戦略に向けた課題)

9 途上国における生物多様性の保全と持続可能な利用をさらに推進するため、SATOYAMAイニシアティ  
10 ブで実施した、世界約40カ国・地域で約450のプロジェクトで得た知見をもとに、今後は途上国の生  
11 物多様性国家戦略にその考え方を実装していくことが重要です。

12 また、SATOYAMAイニシアティブの考え方により、気候変動対策や防災・減災を含むSDGsの実施及び  
13 地域循環共生圏の海外発展にも貢献可能で、日本が生物多様性条約に提案した「自然共生社会」を実  
14 現することが求められます。

15 さらに、農地の拡大や森林の違法伐採などの無秩序な開発等が、野生生物との接触機会の増加をも  
16 たらし、新たな人獣共通感染症リスクの増大につながるということが指摘される中、SATOYAMAイニシアティ  
17 ブの考え方に基づく持続可能な地域づくりはますます重要となっています。

18  
19  
20 **【4-3 生物多様性に関わる国際協力の推進】**

21 国境を越えて移動する動物の生息環境や地球規模の視点で生物多様性が豊かな地域を保全するために  
22 は、国際的な協力のもとで保全活動を進めていく必要がある一方、世界的には、農地の拡大や違法伐採な  
23 どの森林減少、砂漠化などが要因となり生物多様性の状況が悪化しています。我が国は、食料や木材  
24 等の資源の多くを海外から輸入しており、他国の生物多様性を利用しているという視点に立ち、地球規模  
25 での生物多様性保全に貢献する必要があります。

26  
27 (1) 国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI)

28 平成24年7月に、ケアンズ（豪州）で開催された第27回ICRI総会に出席し、地球規模サンゴ礁モニタリ  
29 ングネットワーク（GCRMN）の今後の活動に関する議論や日本の取組の報告等を行いました。また、平成  
30 25年9月に、シンガポールで第9回ICRI東アジア地域会合を開催し、海洋保護区の管理効果評価にかかる  
31 能力開発ワークショップや東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施のための情報交換  
32 を行いました。平成26年6月に「持続可能な島嶼社会の発展に関する専門家会議」（主催：環境省、沖縄  
33 県）を沖縄県で開催し、日本、パラオ共和国及びタイの専門家らと交え、サンゴ礁保全に向けた連携の在  
34 り方について横断的に議論しました。さらに、平成27年12月に、タイ・パタヤにおいて、国際サンゴ  
35 礁イニシアティブ（ICRI）第30回総会をタイと共催し、今後のサンゴ礁モニタリングの在り方や、  
36 サンゴ礁保全のための海洋の空間計画の進め方について議論を行いました。

37 平成29年12月にケニア・ナイロビで開催された国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）第32回  
38 総会に出席し、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の今後の活動に関する



1 議論や日本の取組の報告等を行いました。

2

### 3 (2) アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

4 日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウ  
5 ェイ・パートナーシップ (EAAFP)」の活動として、EAAFP事務局への支援を継続するとともに、ツル、ガ  
6 ンカモ、シギ・チドリ類といった渡り鳥の主要な渡り経路である東アジア・オーストラリア地域における  
7 モニタリング体制構築のため、EAAFP事務局やNGOと協力して各国の関係者を集めた国際ワークショップを  
8 重ね、モニタリング活動の試行開始に至りました。EAAFPについては、日本の取組の成果もあり、新規に  
9 アジア地域の7パートナーが加入し、国内の渡り性水鳥重要生息地ネットワーク参加地数も4カ所増加し  
10 ました。なお、本パートナーシップには、令和2年3月時点で、関係国政府18、国際機関6、国際NGO  
11 12、企業1の計37主体が参画しています。

12

### 13 (3) 二国間渡り鳥保護への取組

14 米国、ロシア、豪州、中国及び韓国との間で、渡り鳥等の保護のための共同調査等を引き続き実施する  
15 とともに、平成30年11月に沖縄県において開催された、米国、豪州、中国及び韓国との間の二国間渡り鳥  
16 等保護条約・協定等会議などにおいて、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換等を行いま  
17 した。また、令和2年1月に宮城県において、ロシアと二国間渡り鳥等保護条約会議を開催し、渡り鳥保  
18 全のための協力を推進することを確認しました。

19

### 20 (4) ラムサール条約

21 平成24年8月から令和2年3月にかけて、ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地(ラムサール条  
22 約湿地)として、新たに6箇所が登録されました。これにより、国内のラムサール条約湿地は52箇所とな  
23 りました。引き続き、地域の理解と協力を前提とした新規登録及び拡張の可能性のある湿地の洗い出し作  
24 業を行っています。また、令和2年までにこれまで登録された全ての湿地についてラムサール情報票(RIS)  
25 の更新を行うことを目標に、これまで登録された条約湿地の保全と賢明な利用に向けた取組を進めるとと  
26 もに、第10回締約国会議で採択された湿地システムとして水田の生物多様性向上に係る決議(水田決議)  
27 について、NGO等と協力して各地の優良事例を収集し広く情報提供するなど、その積極的な推進に努めま  
28 した。

29 国際的には、特に我が国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿  
30 地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発の促進などにより、アジア太平洋地域におけるラム  
31 サール条約実施の促進や、渡り鳥及び湿地保全への協力、アジア太平洋諸国に対する国際的に重要な湿地  
32 の保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。

33

### 34 (5) GEF

35 途上国の生物多様性保全に関する取組を支援するため、生物多様性条約の資金メカニズムであり、我が  
36 国が主要な拠出国の一つとして参加している地球環境ファシリティ(GEF: Global Environment  
37 Facility)の活動の支援を通じて、10カ国において、10の現場型プロジェクト「GEF—SATOYAMAプロジェ  
38 クト」を実施しました。また、途上国の「生物多様性ホットスポット」(特に生物種が豊かで、かつ危機

1 に瀕する地域として選定された地域)の保全活動を行うNGOなどを支援するクリティカル・エコシステ  
2 ム・パートナーシップ基金(CEPF:Critical Ecosystem Partnership Fund)は、アジアをはじめとする  
3 途上国の24の生物多様性ホットスポットにおける生物多様性の保全に係る取り組みに対して、支援を実施  
4 しました(参考:支援対象団体数:2,408団体(令和2年5月時点))。

#### 5 6 (6) 持続可能な森林経営と違法伐採対策

7 国連森林フォーラム(UNFF)において採択された国連森林戦略計画2017-2030は、平成29年4月  
8 に国連総会において決議され、我が国もその実施にかかる議論に参画しました。

9 横浜に本部を置く国際熱帯木材機関(ITTO)に対しては、平成24年から令和元年までに、合法で持  
10 続可能な木材貿易への貢献や持続可能な森林経営の実地での普及に向けたプロジェクトへの資金拠  
11 出を52件行いました。

12 特に持続可能な森林経営の阻害要因の一つとなっている違法伐採への対策として、我が国では、  
13 平成29年に施行されたクリーンウッド法に基づき、木材が伐採された国の法令に適合して伐採され  
14 たことの確認を促し、合法性の確認ができた木材等の流通及び利用を促進するため、事業者や消費  
15 者等に対する普及等を行っています。

16 森林の減少及び土地利用の変化に伴う温室効果ガス排出量は世界全体の人為的な排出量の約1割  
17 を占めるとされており、平成27年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択されたパリ協  
18 定においては、森林を含む吸収源の保全及び強化に取り組むこと(5条1項)に加え、途上国にお  
19 ける森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)の実施及び支援を推奨すること(同2項)な  
20 どが定められています。我が国は、REDD+をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基  
21 礎調査や技術開発、人材育成などに取り組みました。また、独立行政法人国際協力機構(JICA)を  
22 通じ生物多様性保全、森林資源管理及びREDD+の促進等を支援しているほか、二国間対話を通じて  
23 生物多様性保全を含む協力を進めました。

#### 24 25 (7) 砂漠化への対処

26 平成8年に発効した国連の砂漠化対処条約(UNCCD)において、先進締約国は、砂漠化の影響を受ける  
27 締約国に対し、砂漠化対処のための努力を積極的に支援することとされています。我が国は、先進締約国  
28 として、締約国会議に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、科学的・技  
29 術的側面から国際的な取組を推進しました。また、米国に次ぐ規模の抛出国としてその活動を支援してい  
30 ます。

31 このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査な  
32 どを行ったほか、JICA等を通じ、農業農村開発、森林保全・造成、水資源保全等のプロジェクト等を実施  
33 しました。

1 (次期国家戦略に向けた課題)

2 経済・社会のグローバル化等により、世界の生物多様性の恵みを利用して暮らしていることを踏まえ  
3 、生物多様性の保全は、国内施策にとどまることなく、国際的な視野に立って、積極的な協力・連携  
4 を図りながら展開していく必要があります。

5 そ国際協力に当たっては、生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) や、二次的自然環境における生  
6 物多様性保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」など、東日本大震災の教訓  
7 や里地里山における生物多様性の持続可能な利用に関する知見を含む我が国の経験を活かすことも  
8 重要です。また、世界の森林面積は依然として減少が続いており、持続可能な森林経営の推進を通じ  
9 て多種多様な生物の生息地である森林における生物多様性を効果的に保全していくことが重要です。

#### 11 【4-4 世界的に重要な地域の保全管理の推進】

12 生物多様性の保全上重要な地域の保全管理について、地球規模の視点を持ち、国際的にも重要性を持つ  
13 地域の保全を進める必要があります (ラムサール条約に係る取組については、4-3参照)。

##### 15 (1) 世界遺産条約

16 我が国では、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (以下「世界遺産条約」という。) に基  
17 づき、屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島の4地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載されてい  
18 ます。これらの世界自然遺産については、自然環境や利用状況などに関するモニタリング調査及び巡視や  
19 外来生物対策等を実施しているほか、関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門  
20 家による科学委員会を設置しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施しています。特に平  
21 成23年に新たに世界遺産一覧表へ記載された小笠原諸島については、世界遺産委員会の勧告を踏まえ外来  
22 種対策の推進など質の高い保全管理に取り組みました。屋久島については、平成24年10月に、関係省庁及  
23 び関係する地方公共団体と共に新しい「世界遺産地域管理計画」を策定しました。白神山地についても、  
24 平成25年10月を目途に新しい管理計画を策定すべく、科学委員会の助言を得て取組を進めました。

25 平成24年1月にユネスコ世界遺産センターへ世界文化遺産推薦書を提出した富士山については、平成25  
26 年6月に開催された第37回世界遺産委員会において、「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」として世界遺  
27 産一覧表に記載されました。また、世界自然遺産の国内候補地である「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及  
28 び西表島」については、平成30年5月に世界遺産委員会の諮問機関である国際自然保護連合から登録延期  
29 勧告を受け、推薦を一旦取り下げましたが、必要な推薦書の修正等を行い、平成31年2月に世界遺産一覧  
30 表へ記載するための推薦書を世界遺産センターへ提出しました。

31 このほか、平成24年に鹿児島県において、環境省と林野庁の共催により「世界遺産条約採択40周年記念  
32 シンポジウムー日本の世界自然遺産の未来」を開催しました。また、同年11月に京都において、世界各国  
33 で開催された記念行事を締めくくる「世界遺産条約採択40周年記念最終会合」を、環境省、外務省、文化  
34 庁及び林野庁との共催により開催し、世界遺産条約のこれまでの成果等を踏まえて将来の方向性を示した  
35 「京都ビジョン」を発表しました。

##### 37 (2) 生物圏保存地域 (ユネスコエコパーク)

38 生物多様性の保全、経済と社会の発展、学術的研究支援に焦点を当てたユネスコの「人間と生物圏 (MAB:

1 Man and Biosphere) 計画」に基づく生物圏保存地域 (BR : Biosphere Reserves, 国内呼称はユネスコエコ  
2 コパーク) については、平成24年7月に、「綾」(宮崎県) が新たに登録されました。同地域においては、  
3 国有林野を中心に関係行政機関、自然保護団体、ボランティア団体の協働により照葉樹林の保護・復元等  
4 を行う「綾の照葉樹林プロジェクト」が実施されているほか、エコツーリズムや有機農業による地域振興  
5 など、自然と人間の共生に配慮した取組が行われています。

6 平成26年9月には、ユネスコのMAB国際調整理事会において、「只見」(福島県) 及び「南アルプス」(山  
7 梨県、長野県、静岡県) の2件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」(群馬県、長野 県)  
8 の拡張登録が承認されました。

9 平成28年に、既にBRに登録されている「白山」(石川県、岐阜県、富山県、福井県)、「大台ヶ原・大峰  
10 山」(奈良県、三重県) 及び「屋久島」(鹿児島県) の拡張登録が承認され、平成29年6月に、みなかみ(群  
11 馬県、新潟県) 及び祖母・傾・大崩(宮崎県、大分県) が、令和元年6月には甲武信(山梨県、埼玉県、  
12 長野県、東京都) 新たに登録されました。

13 また、認定総数は124か国、701地域(令和元年6月時点) であり、国内においては、令和元年6月に甲  
14 武信ユネスコエコパークの登録が新たに認められ、国内では10地域が認定されております。

15 国は、BR関係自治体に対し、BRの活動とユネスコスクール(ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を  
16 実現するため、平和や国際連携を实践する学校) や持続可能な開発のための教育(ESD) との連携を図る  
17 ことにより、生物多様性の保全と持続可能な地域づくりを担う次世代育成の实践につながるよう助言して  
18 います。

19

### 20 (3) ジオパーク

21 国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解  
22 を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を  
23 実現することを目的としたユネスコ世界ジオパークは、ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画(IGGP :  
24 International Geoscience and Geoparks Programme) の一事業として実施されています。我が国では地  
25 形・地質等の専門家から構成される日本ジオパーク委員会が43地域(令和2年4月時点) を日本ジオパー  
26 クとして認定しており、このうち洞爺湖有珠山、アポイ岳、糸魚川、伊豆半島、山陰海岸、隠岐、室戸、  
27 島原半島、阿蘇の9地域(令和2年3月時点) がユネスコ世界ジオパークとして認定されています。ユネ  
28 スコ世界ジオパークにおいて、国立公園や日本ジオパークの取組と連携して、公園施設の整備、シンポジ  
29 ウムの開催、学習教材・プログラムづくり、エコツアーガイド養成等が行われています。

30

### 31 (4) 南極地域の環境の保護

32 南極地域は、保護すべき価値を有する地域であり、地球環境研究の場等としてかけがえのない価値を  
33 有しています。近年は基地活動や観光利用の多様化に伴う環境影響の増大も懸念されています。  
34 南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進を目的  
35 として南極条約(昭和36年発効) の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「環境保護  
36 に関する南極条約議定書」(平成10年発効) により進められています。

37 我が国は、南極条約の締約国として、環境保護に関する南極条約議定書を適切に実施するため制定され  
38 た南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号) に基づき、南極地域における観測、観光、

1 冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、ホームページ等を通じて南極地域の環境保護  
2 に関する普及啓発、指導等を行いました。また、毎年開催される「南極条約協議国会議」に参加し、南極  
3 特別保護地区の管理計画や、非在来種の防除方法など、南極における環境の保護の方策について議論を行  
4 いました。

5 また、国立極地研究所において南極観測審議委員会設営専門部会の下に環境分科会を設置し、昭和基地  
6 における環境保全の方策等について検討を進めています。さらに、政府の職員が南極地域観測隊に同行し、  
7 基地活動による南極地域の環境への影響を調べ、今後の活動の内容などについて検討しました。

8  
9 (次期国家戦略に向けた課題)  
10 生物多様性の保全上世界的に重要な地域の保全管理にあたっては、ユネスコエコパーク、ジオパー  
11 ク、世界自然遺産等の枠組を通じて、引き続き関係各国との相互の協力を推進していく必要があります。  
12

## 1 基本戦略5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

### 2 基本戦略5 まとめと評価

3 生物多様性の総合的な評価を実施するとともに、IPBESの国内体制を整備し、IPBESに積極的に参加・貢  
4 献し、生物多様性の分野においても科学と政策の結びつきの強化を図るなど、「基本戦略5」の実現に向  
5 けた施策を講じてきました。

6 基本戦略5に位置づけられた3つの項目の評価結果については、以下のとおりです。

7 **基礎データの整備(5-1)**について、生物多様性の状況を示す重要な基礎情報である1/25,000植生図の  
8 整備率は、着実に整備が進められていることから、基礎データの整備に向けた取組は進捗している  
9 ことが認められます。

10 **生物多様性の総合評価(5-2)**について、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価が行われ、  
11 その成果が「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書(JB02)」として公表されています。

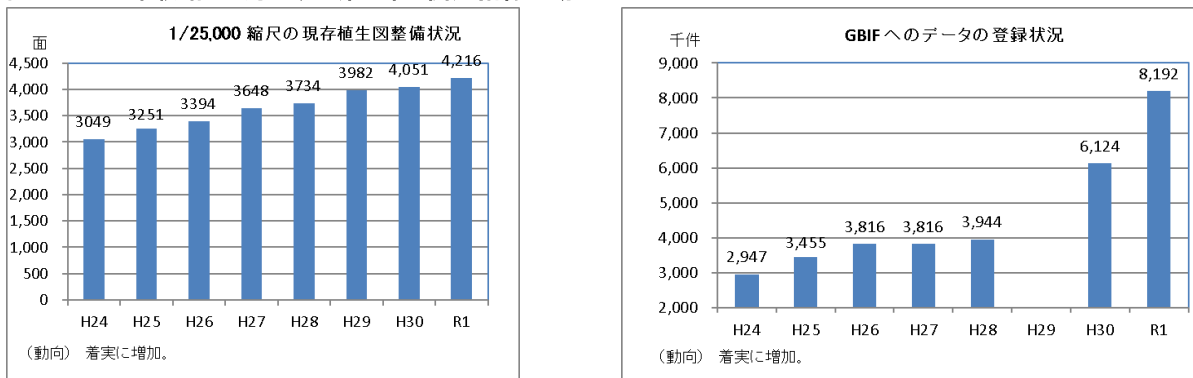
12 **科学と政策の結びつきの強化(5-3)**について、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政  
13 策プラットフォーム(IPBES)」や「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク(AP-BON)」への支援等、  
14 着実に科学的基盤の強化に向けた取組が進められています。

15  
16 基本戦略5に対応する第2部の関連指標である「1/25,000縮尺の現存植生図整備状況」、「GBIF  
17 へのデータの登録状況」は着実に整備・増加しています(図5-1参照)。「基本戦略5に関連する第  
18 3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況」として、中間評価と比較すると「既に達成済み」の施策  
19 数は1から64に増加し、126の施策のうち、およそ半数が達成している状況です(表5-1参照)。

20  
21 以上から、基本戦略5については、科学的基盤の強化と、政策への結びつけは概ねなされていると評価  
22 します。

### 23 関連指標群の動向、具体的施策及び加速する施策の達成状況

24 図5-1 基本戦略5に対応する第2部の関連指標の動向



26 ※図5-1は、第2部「愛知目標の達成に向けたロードマップ」に示した我が国の国別目標(13目  
27 標)の達成状況を把握するための「関連指標」の国家戦略計画期間内の動向をまとめたもの

1 表5-1 基本戦略5に対応する第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況

評価区分・内容		中間評価 施策数 (割合) i	最終評価 施策数 (割合) ii	割合の増減の差 ii - i
既に達成済み		1 (0.8%)	64 (50.8%)	50.0 ポイント
a+既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	-	61 (48.4%)	-
a 既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合	-	3 (2.4%)	-
b 進捗中	一定の取組を行っているが、数値目標を達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達していない場合	119 (98.3%)	62 (49.2%)	-49.2 ポイント
c 検討中	施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	1 (0.8%)	0 (0.0%)	-0.8 ポイント
d その他	施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0 ポイント
計		121 (100%)	126 (100%)	

2 ※表5-1は、第3部（行動計画）の具体的施策及び加速する施策について、5つの項目から評価  
3 した達成状況と、中間評価で実施した最初の総合的な点検結果を比較したもの

4 ※中間評価の施策数には、加速する施策は含まれていないため、最終評価との単純な比較はできないこと  
5 に留意すること。

6

7 **項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題**

8 **【5-1 基礎的データの整備】**

9 (1) 自然環境調査

10 我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保  
11 全基礎調査や、様々な生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する重要  
12 生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）等を通じて、全国の自然環境の現状及  
13 び変化状況を把握しています。

14 自然環境保全基礎調査の一環として実施している植生調査については、我が国の生物多様性の状況を示  
15 す重要な基礎情報として、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した1/25,000縮尺の現存植生図

1 を作成しており、令和元年度時点で、全国の植生図の作成を概ね完了しました。また、クマ等の野生鳥獣  
2 の生息分布状況の調査を実施しました。

3 自然環境保全基礎調査における巨樹・巨木林調査では、平成12年度の第6回フォローアップ調査  
4 終了後からは市民参加型調査に移行し、調査結果を「巨樹・巨木林データベース」ウェブサイトで  
5 公開しました。同ウェブサイトでは、ドローンを活用した「空から見た巨樹の動画」や「おすすめ  
6 の観察コースガイド」、「各地の観察会情報」等のコンテンツを通じて巨樹・巨木林の魅力にふれ  
7 られるほか、調査結果の閲覧や報告等を手軽に行うことができます。

8 モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域（磯、  
9 干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁等）、小島嶼（とうしょ）について、生態系タイプごとに定めた  
10 調査項目及び調査方法により、合計約1,000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施  
11 し、その成果を公表しました。また、得られたデータは5年ごとに分析等を加え、取りまとめてお  
12 り、令和元年度に3回目の取りまとめ報告書を公表しました。

13 インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集し、提供するシステム「いきものログ」  
14 を平成25年度から供用開始し、令和2年1月時点で約480万件の全国の生物多様性データが収集さ  
15 れ、地方公共団体を始めとする様々な主体で活用されています。

16 平成25年以降の噴火に伴って新たな陸地が誕生し、拡大を続けている小笠原諸島の西之島に、自  
17 然環境や生態系の専門家を中心とした調査団を令和元年9月に派遣し、鳥類、昆虫、潮間帯、植物、  
18 地質、火山活動等に関する総合学術調査を実施しました。

19

## 20 (2) 研究・技術開発等

21 地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多  
22 様性観測・モニタリングデータの収集・統合化等を推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネット  
23 ワーク（AP-BON）」の取組の一環として、令和元年6月にマレーシアのクアラルンプールにおいて  
24 AP-BON ワークショップを開催しました。また、同年11月にオーストラリアのキャンベラで開催さ  
25 れた第12回アジア・オセアニア地球観測グループ（AOGEO）シンポジウムにおいて、AP-BON 分科会  
26 を開催し、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングを推進しました。さらに、東・東南  
27 アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向  
28 上を目的とする「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）」を推進するため、同  
29 地域の行政担当官や若手研究者等を対象に、ワシントン条約附属書掲載種の識別研修を令和2年2  
30 月にフィリピンのマニラで実施しました。

31 研究開発の取組としては、独立行政法人国立科学博物館において、「ミャンマーを中心とし  
32 た東南アジア生物相のインベントリーー日本列島の南方系生物のルーツを探るー」、「日本の生物  
33 多様性ホットスポットの成因と実態の時空的解明」等の調査研究を推進するとともに、約469万点  
34 の登録標本を保管し、標本情報についてインターネットで広く公開しました。また、地球規模生物  
35 多様性情報機構（GBIF）の活動を支援するとともに、日本からのデータ提供拠点である独立行政法  
36 人国立科学博物館及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所と連携しな  
37 がら、生物多様性情報をGBIFに提供しました。

38



1 (次期国家戦略に向けた課題)

2 自然環境保全基礎調査等の蓄積された様々な情報の分析・活用がより効果的に行われるように、調  
3 査データを相互に利用できる管理体制の在り方やAPI連携について、検討を進めることが重要です。

4 また、調査協力者の高齢化等が進んでいることを踏まえて、新たな調査協力者の発掘・育成が必要  
5 5  
6 6  
7 7

## 8 【5-2 生物多様性の総合評価】

9 生態系サービスを生み出す森林、土壌、生物資源等の自然資本を持続的に利用していくために、  
10 自然資本と生態系サービスの価値を適切に評価・可視化し、様々な主体の意思決定に反映させてい  
11 くことが重要です。そのため、生物多様性の主流化に向けた経済的アプローチに関する情報収集や、  
12 生態系サービスの定量的評価に関する調査・研究を実施するとともに、「企業の生物多様性保全活動  
13 に関わる生態系サービスの価値評価・算定のための作業説明書（試行版）」を平成31年3月に公表し  
14 ました。また、生物多様性及び生態系サービスの現状について総合的な評価を行うため、環境省が  
15 設置した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」において、森林、農地など  
16 の生態系の区分ごとに、評価のための指標を設け、各指標の推移を示すデータをもとに、過去50年  
17 の生物多様性の損失の大きさと現在の傾向について評価を行いました。その成果が平成28年3月に  
18 「生物多様性総合評価報告書（JB02）」として公表されました。また、戦略2012-2020の最終年におけ  
19 る生物多様性及び生態系サービスの総合的な評価（JB03）を行うため、内容の検討や必要な情報収  
20 集を行いました。

21 (次期国家戦略に向けた課題)

22 生物多様性国家戦略の下での取組を効果的に行うためには、生物多様性及び生態系サービスの状況  
23 を継続的に評価することが重要です。次期生物多様性国家戦略においては、取組の実施状況を把握す  
24 るだけでなく、それらの効果により生物多様性及び生態系サービスがどのように変化するかを適切に  
25 評価するための目標や指標を設定することが求められます。  
26 26  
27 27

## 28 【5-3 科学と政策の結びつきの強化】

29 生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化するため、  
30 「科学的評価」、「能力開発」、「知見生成」、「政策立案支援」の4つの機能を柱とした「生物多様性及び生  
31 態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」が平成24年4月に設立されました。我  
32 が国はIPBESの創設に向けた国際的な議論に積極的に参画するとともに、拠出金を通じたIPBES体制整備の  
33 支援、IPBES活動内容の協議・調整を行いました。また、IPBESの国内体制の整備も行っており、平成25  
34 年度から3カ年の事業として我が国の生物多様性・生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測の実  
35 施を開始しました。

36 IPBESの設立以降、関連会合への参加、専門家の派遣、拠出金の拠出に加え、平成27年には「アジ  
37 ア太平洋地域の生物多様性及び生態系サービスに関する評価」のための技術支援機関を、平成31年  
38 には、「侵略的外来種に関するテーマ別評価」のための技術支援機関を日本に設置し支援しました。

1 また、IPBES総会の結果報告会、IPBESに関わる国内専門家及び関係省庁による国内連絡会を定期  
2 的に開催するとともに、令和元年12月にはシンポジウム「自然共生社会の実現に向けた社会変革～  
3 IPBES地球規模評価を踏まえて次期生物多様性世界目標を考える～」を開催しました。このほか、  
4 IPBESによる評価作業への知見提供等により国際的な科学と政策の結び付き強化に貢献することを  
5 目的として、平成28年度から令和2年度にかけて、環境研究総合推進費による研究「社会・生態シ  
6 ステムの統合化による自然資本・生態系サービスの予測評価」を実施しました。

7 地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・  
8 モニタリングデータの収集・統合化などを推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク (AP-BON)」  
9 の構築・強化を行いました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための  
10 生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする事業である「東・東南アジア生物多様性情報イニシ  
11 アティブ (ESABII)」を推進しました。

12  
13 (次期国家戦略に向けた課題)

14 IPBESの効果的な運営に向けて国際的な議論に貢献するとともに、IPBESの国内体制の整備を進める  
15 ことが重要です。また、国内に設置されている侵略外来種に関するテーマ別評価技術支援機関等への  
16 総合的な支援を引き続き行っていくことが必要です。

17 また、IPBESにおいてまとめられた知見を国内に還元するとともに、国内におけるアセスメントの結  
18 果を国際的に発信するためには、我が国における生物多様性及び生態系サービスの総合評価 (JBO) と  
19 の連携が非常に重要です。

20 さらに、生物多様性の損失を止めるための横断的な社会変革の実現に向け、我が国において将来予  
21 想されている人口減少等による社会・経済的变化や、気候変動による環境の変動等を踏まえたシナリ  
22 オを構築し、効果的なレバー (施策の介入) や、働きかけるべきレバレッジ・ポイント (テコの支点  
23 ) を特定することが求められています。

## 生物多様性国家戦略 2012-2020 の全体評価

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8

戦略 2012-2020 では、我が国における生物多様性の保全と持続可能な利用の目標として、2050 年を目標年とする長期目標「自然共生社会の実現」と 2020 年を目標年とする短期目標「生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する」を掲げています。戦略 2012-2020 は 2020 年度までを計画期間としていることから、本戦略全体の評価としては、2020 年を目標年とする短期目標について、第 1 部から第 3 部までの点検結果を踏まえつつ評価した達成状況を用いることとしました。

9  
10

第 1 部では、概ね 2020 年度までの間に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を 5 つの基本戦略として示しています。

11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

基本戦略 1 「生物多様性を社会に浸透させる」については、多様な主体の連携の促進や生物多様性地域戦略の策定等の取組の進捗は認められるものの、関連数値目標の大部分が目標値に達していないこと等から十分に社会に浸透したとは言えないと認識しています。令和元年 5 月に示された IPBES による地球規模評価報告書では、生物多様性と持続可能な利用に関する国際的な目標の達成に向けては、生物多様性の損失に間接的に影響を与える社会経済的な要因に働きかける横断的な「社会変革 (Transformative Change)」が必要であると指摘しており、それに向けた生物多様性の社会への浸透は喫緊の課題となっています。基本戦略 2 「地域における人と自然との関係を見直し、再構築する」については、生物多様性の保全に貢献する農林水産業をはじめとする様々な分野で人と自然の関係の見直しは進みつつありますが、関係の再構築には至っていません。基本戦略 3 「森・里・川・海のつながりを確保する」については、脊梁山脈等における原生的な自然環境は保護地域等により保全される一方で、里地里山や都市地域での保全・再生はまだ十分とは言えないことから、こうした地域での生態系ネットワークの形成に向けた効果的な仕組みが必要です。基本戦略 4 「地球規模の視野を持って行動する」については、生物多様性日本基金を活用し愛知目標達成に向けた途上国の能力養成等の支援を行う等、生物多様性に関わる国際協力は本戦略期間内に大きく進捗しました。また、基本戦略 5 「科学的基盤を強化し、政策に結び付ける」については、科学的知見に基づきわが国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価を実施し、その成果を「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書 (JBO 2)」として公表したほか、地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤強化のため「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)」のアジア=オセアニア地域評価や侵略的外来種に関するテーマ別評価の技術支援機関 (TSU) をわが国がホストするなど、生物多様性分野における科学的基盤の強化と政策への結びつけは概ねなされています。

32  
33  
34

このように、基本戦略ごとに状況は異なりますが、全体としては、基本戦略に沿った様々な施策を実施しているものの、更なる取組の強化や、新たな取組の開始が必要と考えられます。

35  
36

第 2 部では、愛知目標を踏まえ、5 つの戦略目標ごとに、我が国の状況やニーズに応じた 13 の国別目標を設定しています。

1 点検の結果、5つの国別目標を『目標を達成した』、8つの国別目標を『目標に向けて進捗したが、  
2 達成しなかった』と評価しました（表6参照）。他方、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」  
3 と評価した8つの国別目標についても、例えば、トキ・コウノトリの野生復帰や、サンゴ礁・藻場・  
4 干潟等における各種指定区域の面積に関する関連指標群に進捗が認められるなど、これら大部分の  
5 国別目標において取組は進んでいます。

6 このため、国別目標全体としては、明確に達成したのは13目標中の5目標にとどまりますが、愛  
7 知目標の達成に向けて着実に進捗したと考えられます（表7）。

8

9 第3部では、生物多様性に関する政府の行動計画として、愛知目標の達成に向けた施策をはじめ  
10 とする、我が国の生物多様性関連施策を体系的に約770の具体的施策等として整理しています。  
11 行動計画に掲げられた施策のすべてが実施されているものの、目標を達成した施策割合は約45%に  
12 とどまり、約54%は実施しているものの進捗中であり目標は達成していないといとの点検結果とな  
13 っています（表8）。

14 このため、愛知目標達成に向けた取組は実施され、多くの施策で着実な進捗は認められるものの、  
15 目標達成に至った施策はまだ限られている状況と考えられます。

16

17 以上の第1部から第3部までの評価結果を整理し、戦略2012-2020に位置付けられた2020年度  
18 までの短期目標「生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別  
19 目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する」の達成状況を総括すると、わが国におけ  
20 る国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されていることは評価できます。一方で、行動計画に  
21 掲げられた施策のうち目標を達成した施策の割合は約45%であり、国別目標の13目標のうち達成  
22 したのは5目標であり、こうした行動によっても全ての目標を達成したとは言えず、ポスト2020  
23 生物多様性枠組の下でも行動を継続するとともに更なる努力が必要です。

24 また、生物多様性の損失を止め、2050年を目標年とする長期目標「自然共生社会の実現」を目指  
25 すには、こうした更なる努力とともに、生物多様性の損失に間接的に影響する社会・経済的な要因  
26 やその根底にある価値観と行動に変化を引き起こすための新たな取組、そして、評価手法を含む国  
27 家戦略の構造等の改善も望まれます。

28

29 点検を通じて浮かび上がった国家戦略の構造等の課題については、戦略2012-2020では第2部  
30 （愛知目標達成に向けたロードマップ）に関連指標を設定し、第3部（生物多様性の保全及び持続  
31 可能な利用に向けた行動計画）に50の数値目標を設定しているものの、第1部（生物多様性の保  
32 全及び持続可能な利用に向けた戦略）の基本戦略に対応する関連指標や数値目標は設定されておら  
33 ず、基本戦略の達成状況を端的に示すことは容易ではありません。このため、次期生物多様性国家  
34 戦略では基本戦略に対応する指標や数値目標の設定が望まれます。また、第2部で設定されている  
35 指標について、国別目標との関係が明確でないものや、評価基準が明確でないなど、国別目標の達  
36 成状況を評価する上で必ずしも適切なものではないことから、達成状況を把握するために適切かつ

1 明確な指標の設定が求められます。加えて、戦略 2012-2020 では様々な施策を網羅的に示している  
 2 ものの、これらの施策間での相乗効果の強化が必要と考えられます。

3

4 表 6 国別目標の達成状況の概要

国別目標の評価結果		
① 目標を達成した	B-4 (外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進 等) C-1 (陸域の 17%、海域等の 10%の適切な保全・管理) D-3 (名古屋議定書の締結と国内措置の実施) E-1 (生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等) E-2 (伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源(資金、人的資源、技術等)の効果的・効率的動員)	5
②目標に向けて進捗したが、達成しなかった	A-1 (「生物多様性の社会における主流化」の達成 等) B-1 (自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少 等) B-2 (生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施) B-3 (窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持 等) B-5 (人為的圧力の最小化に向けた取組の推進) C-2 (絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持 等) D-1 (生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 等) D-2 (劣化した生態系の 15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献)	8
③目標から遠ざかり、達成しなかった		0
④大きな変化なし		0
⑤不明		0

5

6

1 表7 各国別目標に対応する具体的施策及び加速する施策の達成状況 (単位：%)

	施策数	既に達成済みの施策数	割合
A-1 (「生物多様性の社会における主流化」の達成 等)	126	74	58.7
B-1 (自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少等)	95	33	34.7
B-2 (生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施)	75	45	60.0
B-3 (窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持 等)	33	15	45.5
B-4 (外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進 等)	20	15	75.0
B-5 (人為的圧力の最小化に向けた取組の推進)	16	5	31.3
C-1 (陸域の17%、海域等の10%の適切な保全・管理)	127	49	38.6
C-2 (絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持 等)	46	20	43.5
D-1 (生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 )	43	33	76.7
D-2 (劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献)	44	13	29.5
D-3 (名古屋議定書の締結と国内措置の実施)	5	5	100.0
E-1 (生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等)	14	13	92.9
E-2 (伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化 等)	86	47	54.7

表8 第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況 (単位：%)

既に達成済み	347	45.2
進捗中	418	54.4
検討中	0	0.0
その他	3	0.4
合計	768*	100.0

2 ※重複分を除いた施策の総数

## (参考) 基本戦略と第3部における関連施策の対応表

<b>基本戦略 1</b>  生物多様性を社会に浸透させる	4、18、19、21、30、34、49、59、60、70、74～76、86、90、137～141、160～166、183、190、191、196、204～206、208、210、211、217、220、221、223、251、252、254、257、260、262、265、270、297～301、306、307、318、344、345、360、363、364、369、370、374、375、379、380、382、396、403、405～416、419～424、426、427、429～431、433、435～442、444～448、450、454、457、458、461、466、467、469、471～474、476～479、485、488～491、496～503、505、507、510、511、521、524～526、574、600、605、610～615、617、618、662、670～672、689、695、702、703、707、709、711、725、742、744～747、768、791、797、807、809、843～846、848～850、858～870、872～873、876、878、889、891、903
<b>基本戦略 2</b>  地域における人と自然の関係を見直し、再構築する	18、22、23、29、33、38、40、42、43、44、45、46、47、59、60、68、69、74、75、76、77、78、79、81、90、112、117、120、121、123、124、128、129、130、131、132、133、134、142、151、155、159、180、182、183、184、186、187、188、189、192、193、197、198、199、200、201、204、205、206、207、208、210、214、215、262、268、270、275、276、282、285、287、317、318、335、336、337、339、341、342、344、345、355、356、360、362、367、369、370、377、400、401、416、442、449、455、459、470、473、475、513、514、515、516、517、518、521、522、523、525、526、527、528、529、532、533、534、535、536、537、538、539、541、542、543、544、545、546、547、548、549、553、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、567、568、575、576、577、578、579、580、584、585、599、600、601、604、605、642、656、663、670、671、681、695、709、711、765、780、781、791、792、806、807、815、816、817、819、820、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、844、849、850、851、854、855、857、865、876、878、889～891、895～900、903、906～909、911～916
<b>基本戦略 3</b>  森・里・川・海のつながりを確保する	1～6、8～18、20～28、31、35、36、39、48、50～66、68、69、71～73、81、82、84～101、105～117、119～123、125、126、130、131、135、136、143～158、166～170、172、173、176、177、197、199、203、205、209、213、215、218～222、224、225、232、235～253、255～261、263～270、275、277、297、301～306、313～316、321、322、324～326、331、332、334、335、338～342、348、350～353、367、371、375～377、379、381、383～395、397～399、402、403、416～418、421、427、428、443、448、451、460、462～468、508、509、515、520、521、530、539、540、555、581～583、590、594～598、605、606、609、616、638、640、670～672、676、679、680、688、694～697、711、719、720、748、750～752、754～756、761、764、765、767～769、774、775、780～782、785、795、796、800、803～805、807、809～812、824、826、836、839、841、842、844、849、853、865、871、874、876～877、879～881、884～887、890～892、894、901～902、914
<b>基本戦略 4</b>  地球規模の視野をもって行動する	7、59、60、63、64、77、78、103、104、115、118、171、175～179、190、216、270、318、344、345、360、369、370、388、396、470、495、516、521、551、552、586、605、608、625、632、638、639、650～661、662、663、665、667、669～675、677、678、683～687、690～693、695～699、701、702、704～706、708～711、713～717、722～728、731、739、740、743、745、749、764、775、783、787～791、795、796、800、802、808、825、851、852、857、903～904
<b>基本戦略 5</b>  科学的基盤を強化し、政策に結びつける	7、59、60、74、75、83、101、112、115、118、170、172、174、185、194、207、257、258、261、267、271、275、282、302～309、311、319、329、333、343、346、372、387、388、426、495、519、521、550、554、566、583、590、593、598、605、607、609、624、638、652～654、664、666、670、671、686、687、689、695～697、700、712、718、722、730～738、741、745、748、750、753～760、762、764～779、789、793、794、797、799、800、809、814、837、856、875、888、893、901、905